

令和4年3月定例会（
3月 1日 開会
3月23日 閉会

飯網町議会 会議録

令和4年3月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（3月1日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	6
○開会及び開議の宣告	7
○町長あいさつ	7
○会議録署名議員の指名	12
○会期の決定	12
○諸般の報告	13
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第4号から議案第14号の一括上程、説明、質疑、付託	16
○議案第15号の上程、説明、付託	28
○議案第16号の上程、説明	30
○議案第17号から議案第26号の一括上程、説明	31
○議案第27号の上程、説明、質疑、付託	43
○議案第28号及び議案第29号の上程、説明	44
○議案第28号の質疑、討論、採決	46

○議案第29号の質疑、討論、採決	47
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○請願の付託	49
○陳情の付託	49
○散会の宣告	50

第2号（3月3日）

○議事日程	51
○本日の会議に付した事件	51
○出席議員	51
○欠席議員	52
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	52
○事務局職員出席者	52
○開議の宣告	53
○議案第17号の質疑、付託	53
○議案第18号の質疑、付託	97
○議案第19号の質疑、付託	98
○議案第20号の質疑、付託	98
○議案第21号の質疑、付託	99
○議案第22号の質疑、付託	99
○議案第23号の質疑、付託	99
○議案第24号の質疑、付託	100
○議案第25号の質疑、付託	100
○議案第26号の質疑、付託	101
○散会の宣告	101

第3号（3月4日）

○議事日程	103
○本日の会議に付した事件	103
○出席議員	103
○欠席議員	103
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	103
○事務局職員出席者	104
○一般質問一覧表	105
○開議の宣告	106
○一般質問	
石川 信 雄	106
原 田 幸 長	118
目須田 修	129
風 間 行 男	141
清 水 満	151
○散会の宣告	164

第4号（3月7日）

○議事日程	165
○本日の会議に付した事件	165
○出席議員	165
○欠席議員	165
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	165
○事務局職員出席者	166
○一般質問一覧表	167

○開議の宣告	168
○一般質問	
中 井 寿 一	168
瀧 野 良 枝	180
伊 藤 まゆみ	194
○散会の宣告	205

第5号（3月9日）

○議事日程	207
○本日の会議に付した事件	207
○出席議員	207
○欠席議員	207
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	207
○事務局職員出席者	207
○開議の宣告	209
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	209
○散会の宣告	211

第6号（3月23日）

○議事日程	212
○本日の会議に付した事件	212
○出席議員	212
○欠席議員	213
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	213
○事務局職員出席者	213

○開議の宣告	214
○諸般の報告	214
○常任委員会審査報告、質疑	214
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	226
○議案第16号の質疑、討論、採決	247
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	248
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	251
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	253
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	255
○議員派遣の件	258
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	258
○町長あいさつ	258
○閉議及び閉会の宣告	259
○予算決算常任委員会 審査報告書	260
○総務産業常任委員会 審査報告書	262
○福祉文教常任委員会 審査報告書	268
○会議録署名	275

飯綱町告示第24号

令和4年3月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 4年 2月22日

飯綱町長 峯 村 勝 盛

1 期 日 令和 4年 3月 1日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

不応招議員（なし）

令和4年3月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和4年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年3月1日（火曜日）午前10時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第 1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第 4 議案第 3号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について

日程第 5 議案第 4号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第 6 議案第 5号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 6号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 7号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 8号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 9号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 10号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第 12 議案第 11号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例

日程第 13 議案第 12号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 4 議案第 13 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 14 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 15 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 1 7 議案第 16 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 8 議案第 17 号 令和 4 年度飯綱町一般会計予算
- 日程第 1 9 議案第 18 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 0 議案第 19 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 20 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 21 号 令和 4 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予
算
- 日程第 2 3 議案第 22 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 23 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 24 号 令和 4 年度飯綱町病院事業会計予算
- 日程第 2 6 議案第 25 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計予算
- 日程第 2 7 議案第 26 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計予算
- 日程第 2 8 議案第 27 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 28 号 町道路線の廃止について
- 日程第 3 0 議案第 29 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 2 請願
- 請願第 1 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書の提出
を求める請願書
- 日程第 3 3 陳情
- 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を
求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農 業 委 員 会 長	高 橋 明 彦		
総 務 課 長	徳 永 裕 二	企 画 課 長	土 屋 龍 彦
税 務 会 計 課 長	土 倉 正 和	住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行
保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭	産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗
建 設 水 道 課 長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯 綱 病 院 事 務 長	大 川 和 彦	総 務 課 課 長 補 佐	清 水 純 一
総 務 課 財 政 係 長	近 藤 久 登		

事務局職員出席者

事務局長 梨本克裕

事務局書記 関 竜典

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さんおはようございます。本日はお忙しい中でのご参集、ご苦勞様です。

3月議会は予算議会であります。コロナ感染対策を取りながら進めてまいります。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和4年3月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和4年3月飯綱町議会定例会の開会に当たりましてご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、3月定例議会を招集いたしましたところ、何かとご多用の中、定刻までにご参集頂き厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策として「まん延防止等重点措置」が延長されている中での定例議会となりました。議会運営など大変ご配慮を頂き感謝申し上げますと共に、提案者側と致しましても従来にも増して迅速で明瞭なご説明、答弁に心がけてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

3期目を迎えるの基本的な施政方針につきましては、昨年の12月定例議会で申し上げましたが、それに基づく令和4年度の主な事業等について申し上げます。

一つには一般会計予算規模を75億円程度に抑えていくこととあります。令和元年度から役場庁舎建設を始めとした建設事業が着手されたことから、当初予算は85億円程度まで規模が大きくなりました。決算ベースで見ますと、令和2年度決算は100億円を超える規模となっております。

ます。新型コロナウイルス関連の費用も大きく影響していることはご承知の通りであります。飯綱町の規模としては大きすぎ、注意深い対応が必要と感じておりました。

財政運営という面ですが、起債の残高は、令和3年度末で普通会計が75億8,400万円余、企業会計で61億7,700万円余の計137億6,200万円余を見込んでおります。元利合計の残高であり、前年度より9億7,300万円減少しております。令和3年度末で基金の残高は36億円程度、主要財源であります。地方交付税の交付状況などから、安定した財政運営が維持できると思っておりますが、今後国の財政健全化への取り組みが実施されると予想され、それを踏まえた財政運営の必要性は強く感じておりました。

そんなことから、令和4年度の一般会計予算は77億1,500万円と致しました。借換債を除いた金額では、75億4,912万円となり目標額の75億円程度に編纂することができました。ふるさと納税寄付金を3億円見込んでおりますが、寄付という特定財源に左右される予算であります。前年並みの2億5,000万円の予算計上にしますと、75億円を下回った予算ということになります。

デジタル化の取り組みについて申し上げます。今後の行政サービスの向上に極めて重要な事業として捉えております。AI、DXなどまだまだ理解できないという人も多いと感じております。私自身もその一人ではありますが、職員においても具体的に住民サービスへどう繋げていくのか、わからない面が多いのが現状と推察しております。専門家の指導や助言、具体的な活用方法の検討、関連施設の整備等を精力的に進める必要性から、株式会社電算と業務委託契約を結び週1日程度のペースでDX業務に就いていただくように協議を進めてきました。DX業務に限った電算との業務委託は近隣市町村においても先進的な取り組みと考えております。組織体制につきましては、町長をDX推進本部長に据えると共に、全庁挙げてのDX推進プロジェクトチームを立ち上げ、専門部署としてのDX推進室の新設などを予定しております。研究、検討を進める中で、令和4年度には役場窓口サービスの画期的な改善、合わせて産業振興や民間企業との連携など行政事務に限らない、幅広い分野でDXの活用が進むと期待しております。

人口増対策について申し上げます。令和3年の人口動態において社会増減では転出者が11人多いという結果となりました。1年間のトータルでの数値であり、従来からの各種の取り組みにより、社会増減でプラスという状況も見えてきました。1万人の人口規模を維持したいという目標を設定しておりますが、厳しい状況になってきており、子育て世代の転入者が多い点から、賃貸住宅の供給は引き続き重点課題として取り組んでまいります。また民間による賃貸住宅建設も大いに期待していることであり、建設に対する助成や土地の紹介、空き家情報の提供等についても積極的に取り組んでいきたいと考えております。就労の場の確保という面では、企業誘致も積極的に取り組んでおりますが、企業の社員を対象としたような住宅建設なども進めていきたいと考えております。令和4年度事業としては、普光寺焚荒地区に子育て世帯を対象とした住宅建設に着手いたします。令和4年度は宅地造成、令和5年度に長屋住宅（2戸）4棟の建設を計画しております。主な財源は過疎債の充当を考えております。県も若い人達への結婚、移住、就労等に対する支援に市町村と一体となって進めていくと強い熱意を表明しております。飯綱町としても人口増加に希望が見えてきたところであり、積極的な取り組みを進めてまいります。

安全で安定した生活を保障し、心配のない豊かな生活を実感していただく。これも大きな行政課題であります。

令和4年度の取り組みとしては、主たる産業であります農業の経営安定の一環として、収入保険の保険料補助を実施してまいります。農産物なら、どんなものでも対象となり、災害だけではなく価格低下による収入減についても対象とされております。保険料の5割を支援することと致しました。近年の様々な異常気象の中、農業経営者や新規就農者にとって、安心して農業に取り組める大きな一歩と考えており、多くの農家が加入してほしいと願っております。

防災減災等に関するハード事業については、令和3年度に作成しております飯綱町国土強靱化地域計画に基づき進めてまいります。急傾斜地対策、河川改修、砂防堰堤の構築など県事業の導入等が中心になりますが、令和4年度には砂防堰堤など新たに3か所が調査、設計に入る予定になっております。

水道事業会計について申し上げます。三水浄水場の老朽化に伴い、その改築をどうしていくか。主たる水源を河川から深井戸等に移行してほしいという要望にどう応えるか。そして牟礼地区と三水地区に分かれている水道事業の一体化など、多くの課題等について検討、研究を進めております。三水地区の水源につきましては令和3年度から着手しており、土橋地区で新たに掘削した井戸から、日量2,000トン程度の揚水が可能であることが確認されました。水質検査により水質基準にも問題の無い旨確認しております。しかし、近隣市町との協定により、揚水量は日量最大1,200トンと決められております。日量1,500トン程度は確保したいと考えておりますので、300トン程度どこかに水源を確保する必要があります。水源の在り方によって、浄水場の仕様は大きく違ってまいります。河川の水を一部利用する方法にするか、全部深井戸にするか、深井戸に異常が出た場合のバックアップはどうするか、水道事業における鳥居川からの水利権の維持はどうするか、水道事業の一体化に合わせ浄水場を一つにすることが可能なのか、課題は山積しております。以前にも申し上げましたが、水道料金や一般会計からの財政支援を含め、この問題は議会と十分協議を重ね、住民の賛同を得た上で進めていくことが極めて大切だと思っております。令和4年度事業としては、飯綱町水道事業基本計画を策定し、令和5年度には県の承認を受けていきたいと思っております。また土橋の新水源の利用は、水量が豊富で水質も良いので、令和6年度には使用できるよう、関係施設を整備していきたいと考えております。

下水道事業について申し上げます。農業集落排水施設の公共下水道施設への統合を進めているところですが、令和4年度は上赤塩、倉井地区の統合に向けた計画策定に着手いたします。令和8年度末の接続を予定しております。北部衛生施設組合で処理しております「し尿、浄化槽汚泥」については、それぞれの町が単独で処理することになりました。公共下水道への流し込みを基本に考えておりますが、令和4年度では処理計画の策定を行い、令和7年度には処理施設の完成を予定しております。建設事業費は5億3,000万円程度を見込んでおります。尚、公共下水道使用料の見直しについても検討する必要が出てきております。現在、水道事業運営審議会で、経営戦略見直しの一環として検討願っておりますが、使用料体系を公共下水道事業

体系と同一にすることや基本使用料の改定などを、令和5年度には提案していきたいと考えております。

病院事業について申し上げます。飯綱病院会計は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大変厳しい状況にあります。令和2年度、令和3年度におきまして、コロナ関係の臨時交付金などを活用して支援してきましたが、コロナ前の経営水準には戻っていない状況であります。病院長を中心として、院内感染を防止する中、懸命な診療活動を継続されていることは、住民にとりましては安心な生活のより所となっております。新型コロナワクチンの接種におきましても、飯綱病院の存在は大きなものがありました。地域における拠点病院の存在を再認識すると共に、その存続や適切な医療サービスの提供は、町が存在していく上で、不可欠なことでありと認識しております。令和4年度においても、引き続き経営支援をしていくと共に、ドクターを始めとした人材確保についても、精力的に取り組んでいく所存であります。また、空調施設などの施設改修、高額医療機器等の更新など多額の費用を要する事業が予定されております。過疎債の利用の可否など財源の検討を進める中で、整備計画を立て対応していきたいと考えております。

以上申し上げます。施政方針と令和4年度の主な事業と致します。

さて、本3月定例議会には、報告1件、承認1件、条例11件、補正予算2件、当初予算10件、その他3件、諮問1件の計29件でございます。それぞれ案件につきましては、ご提案の際に、詳しくご説明申し上げますので宜しくお願い致します。

結びに、新型コロナワクチン接種について申し上げます。2月10日から3回目のワクチン接種を開始いたしました。順調に進んでおりますが、早期な接種が望まれていることから、3月10日から13日までの4日間、長野県のワクチン接種会場を町民会館に設置して頂けることになりました。県による集中的なワクチン接種により、3月13日までに65歳以上のワクチン接種を完了する目途がつかしました。長野県のご支援に深く感謝しております。64歳以下の方につきましても、順次接種券を発送して、4月末を目途に希望者の接種を完了させていく計画で進めております。

3月定例議会は、議案が多く会期も長くなります。また、今年は雪も多く、寒い日が続いております。議員各位におかれまして、体調にご注意頂く中、十分なご審議を頂きますようお願い申し上げます。開会のあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊千賀雄） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、13番伊藤まゆみ議員、14番原田幸長議員、1番三ツ井忠義議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（渡邊千賀雄） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇〕

○議会運営委員長（清水満） 11番、清水満です。

本日招集されました令和4年3月飯綱町議会定例会の会期及び日程について、説明申し上げます。

2月22日及び3月1日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から3月23日までの23日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、本会議2日目の3日は、会議時間を1時間繰り上げて午前9時より、各予算の質疑及び委員会付託を行います。一般会計予算の質疑については款ごとに行い、各特別会計予算の質疑につきましては予算書の順に行います。

一般質問は、4日と7日に会議時間を1時間繰り上げて午前9時より行います。通告者は8名です。

質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますのでご配慮をお願いします。

各常任委員会審議は、7日の午後から開催し、予算決算常任委員会は17日に開催します。

23日の最終日は、時間を3時間繰り下げ午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告

○議長（渡邊千賀雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和3年11月分から令和4年1月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので報告いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 報告第1号「損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について」は「地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第1号」の規定による専決処分の報告案件です。

それでは、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（報告第1号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、報告第1号について、ご説明申し上げます。報告書並びに

議案の提案説明書 1 ページ上段をご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

専決第 1 号は、地方自治法第 180 条第 1 項の議会の委任による専決処分及び町長の専決処分事項に関する条例第 1 号に該当するもので、町道の損傷、破損に起因する損害賠償の額の決定でございます。

事故概要ですが、発生年月日は、令和 3 年 12 月 8 日、相手方は、飯綱町大字〇〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんです。別荘地の町道交差点を左折した際に、U 字溝のグレーチングが外れていたため、軽自動車のタイヤ 1 本を破損したものです。

損害賠償の額は 14,657 円、損害賠償の責任割合は町 60%、相手方 40%で、専決処分日は、議案の提案説明書で令和 4 年 1 月 20 日となっておりますが、正しくは議案書のとおり、令和 4 年 1 月 19 日でございます。申し訳ございませんが訂正をお願いします。

以上報告します。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、報告第 1 号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 4、議案第 3 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 3 号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 3 号について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 1 ページ下段からご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

この専決処分は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によるもので、国の補正予算の成立、大

雪に伴う除雪の対応等に係る一般会計補正予算（第9号）でございます。

補正予算額は1,534万円の増額で、補正後の予算額を93億5,941万7千円としたものです。

2ページをご覧ください。歳出では、6款 農林水産業費の団体営事業費で、国の補正予算により、芋川ため池の堤体の調査委託料750万円を追加、8款 土木費の除雪費及び除雪車両維持費で、大雪や燃料高騰に伴い、除雪の委託料、除雪車両の燃料費など計1,982万5千円を増額、11款 災害復旧費の農地補助災害復旧事業では、仮設工事の変更で118万4千円を増額、14款 予備費で1,316万9千円を減額し、財源調整をしております。

1ページの歳入では、歳出で説明いたしました追加、増額等に係る国庫支出金、県支出金の増額補正をしております。

専決処分日は、令和4年2月1日でございます。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数。

したがって、議案第 3 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 4 号から議案第 14 号の一括上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 5、議案第 4 号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、

日程第 6、議案第 5 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 7、議案第 6 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 8、議案第 7 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 9、議案第 8 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 10、議案第 9 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 11、議案第 10 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、

日程第 12、議案第 11 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例、

日程第 13、議案第 12 号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例、

日程第 14、議案第 13 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、

日程第 15、議案第 14 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例、

以上、条例の制定 1 件、条例の一部改正 10 件を一括して議題といたします。なお、質疑、委員会付託は議案ごとに行います。

議案第 4 号から議案第 14 号の提案理由の説明を求めます。

徳永総務課長。

[総務課長 徳永裕二 登壇・説明]（議案第 4・5・6・7・8・9・10 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案書並びに議案の提案説明書の2ページ下段からご覧ください。議案の提案説明書によりご説明申し上げます。

はじめに、議案第4号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

制定理由及び主な制定内容につきましては、表題の法律の施行に伴う、いわゆる「押印見直し」にあたり、住民等から提出される各種書類等について精査の結果、3つの条例について、必要性のない押印及び署名の記述を削除するものでございます。

なお、規則等で定められているものについても、別途見直し中でございます。

本条例の施行期日は公布の日でございます。

次に、議案第5号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。議案の提案説明書3ページをお願いいたします。

この議案につきましては、令和3年度人事院勧告に準じた条例の改正で、令和4年度以降の期末手当を引き下げるものでございます。

主な改正内容は、(1)にございますように一般職の職員の期末手当の支給割合について、再任用以外の職員は、年間2.55月から2.4月に、ただし、課長等の特定幹部職員にあつては、年間2.15月から2.0月に0.15月分引下げるもの。再任用職員は、年間1.45月から1.35月に、ただし、特定幹部職員にあつては、年間1.25月から1.15月に0.1月分引き下げるもの。また、

(2)にございますように特定任期付職員の期末手当の支給割合について、年間3.35月から3.25月に、0.1月分引き下げるものでございます。いずれも、支給割合の半分ずつを6月と12月で支給する訳でございますが、12月定例会の際に触れさせていただきましたとおり、本年6月に支給する期末手当は、昨年12月に支給された期末手当において、本来引き下げるはずであった調整額を差し引いた額とする特例措置を設けております。

施行期日は公布の日でございます。

続いて、議案第6号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例をご説明いたします。議案の提案説明書 3 ページ下段からお願いいたします。

この議案も令和 3 年度人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給割合について、年間 3.35 月から 3.25 月に 0.1 月分引き下げるもので、公布の日から施行するものでございます。

また、議員につきましても、本年 6 月に支給する期末手当は、昨年 12 月に支給された期末手当において、本来引き下げるはずであった調整額を差し引いた額とする特例措置を設けております。

続いて、議案第 7 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。議案の提案説明書 4 ページ中段をお願いいたします。

この議案も令和 3 年度人事院勧告に準じ、常勤の特別職の期末手当の支給割合について、議員と同様に年間 3.35 月から 3.25 月に 0.1 月分引き下げるもので、公布の日から施行するものでございます。

常勤の特別職につきましても、同様に調整額を差し引いた額とする特例措置を設けております。なお、常勤の特別職の期末手当については、一般職の例に準じて読み替えるという規定にしていることから、関係部分の改正もしているところでございます。

次に、議案第 8 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案の提案説明書 4 ページ下段からお願いいたします。

改正理由及び主な改正内容につきましては、非常勤の特別職の日額報酬について、長野県の最低賃金が引き上げられたことから 200 円引き上げるもの。

消防団の報酬について、町消防委員会の答申、国からの通知などに基づき、階級により 34 から 60 パーセント程度引き上げるとともに、出動手当を出動報酬とし、他の非常勤の特別職の日額、半日額と同程度とするもの。また、現存しない職の削除、職の名称の変更、職の追加を行うものでございます。なお、消防団の報酬については、普通交付税等の措置がされているところでありまして、この動向も踏まえ、今後も国の方針に沿った報酬の引き上げを検討して参りたいと考えております。

本条例の施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議案第9号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。議案の提案説明書5ページの2段目をお願いいたします。

改正理由及び主な改正内容につきましては、誰もが仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備を図るため、非常勤職員の育児休業等の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止するもの、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を追加するもので、国に準じた改正でございます。

施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議案第10号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をご説明いたします。議案の提案説明書5ページの3段目をお願いいたします。

この議案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い条例を改正するもので、第3条第2項のただし書きを削除するものでございます。

施行期日は本年4月1日でございます。

以上、議案第4号から第10号までの提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第11号）

○企画課長（土屋龍彦） 議案第11号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例について、提案理由についてご説明をさせていただきます。議案の提案説明書5ページ及び新旧対照表議案第11号をご覧ください。

主な改正内容ですが、飯綱町自然健康体験交流施設、いわゆる「いいづなコネクトWEST」内の、貸店舗「カフェキッチン」の使用料金の改定、貸店舗「オフィススペースA」の新設、パワーリハビリ室の新設でございます。

改正理由及び改正内容の詳細について説明いたします。

貸店舗「カフェキッチン」については、現在、「とちのき食堂」として、カンマッセいいづな

が営業している店舗でございます。これまでは、使用料金について、キッチン及びカウンター席のみの面積で算出し月額2万円とじていました。食堂のテーブルスペースは、これまで公共スペースとして料金の算出基礎にしていませんでしたが、構造上、このスペースの利用者がほとんど食堂利用者のみであるため、テーブルスペースも店舗面積としてとらえ、月額52,000円に引き上げるものでございます。

続いて、「オフィススペースA」の新設については、旧視聴覚室をオフィススペースAとして新設し、料金を月額72,000円とするものです。現在、いづなコネクトWESTのテナント入居は順調で満室の状況のため、新たに貸しスペースを増やすものでございます。

これら条例改正により、いづなコネクトのWESTとEASTの2施設の年間の使用料収入は今後さらに増加し、来年度は1,300万円を超えると予測しています。

続いて、パワーリハビリ事業については、住民の要望により、牟礼西地区においても来年度から展開するものです。シャワー室の隣の空いていた部屋をパワーリハビリ室として定め、料金は別に定める額としています。このパワーリハビリ事業は、町が社協に委託する町事業のため、現在のところは、町と指定管理者の協議の中で使用料は無料としています。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（議案第12・13号）

○住民環境課長（藤沢茂行） それでは、議案第12号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書及び提案説明書6ページをご覧ください。

現在、出産一時金については、育児一時金として40万4千円に産科医療補償制度に係る掛金相当額1万6千円の計42万円を支給しております。補償制度の掛金が1万2千円に引き下げられることになり、支給総額42万円を維持するとして、育児一時金額を40万8千円と改正し、合計で42万円を支給していくとした改正でございます。

適用は令和4年4月1日から適用となります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第13号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書及び提案説明書6ページをご覧ください。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法施行令も一部改正となり、保険料について未就学児に係る被保険者均等割額を、10分の5を乗じた額、半額とするための所要の改正です。

また、改正に伴い、字句等の一部も修正しております。

適用は令和4年4月1日から適用となります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第14号）

○教育次長（高橋秀一） それでは、議案第14号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書7ページ上段をお願いいたします。説明につきましては、議案の提案説明書で行います。それでは議案の提案説明書7ページ上段をお願いいたします。

改正理由でございますが、ふれあいパークマレットゴルフ場の新設により、りんごパークセンター内に設置されておりますマレットゴルフ場を廃止するものでございます。

主な改正内容につきましては、飯綱町りんごパーク条例に定めるパーク内に設置する施設から、りんごパークマレットゴルフ場を削除する改正です。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） ここで、暫時休憩に入ります。再開時間は11時とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引続き会議を開きます。

それでは、議案ごとに質疑、委員会付託を行います。

議案第4号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第5号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決

定しました。

議案第6号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決しました。

議案第7号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決しました。

議案第8号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。日額7,000円を7,200に改めるという内容であります。半日の報酬額4,000円については、見直さないという理由をお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 今回は長野県の最低賃金に基づき200円の引上げをしております。長野県の最低賃金が引き上げられて、1日8時間を想定しておりますが、これを掛けると7,000円をオーバーしてくるということから7,200円という日額の改正を行いました。半日の額については、もともと4,000円ということで、単純に言いますと7,000円の半分3,500円をすでに上回っている状況でございますし、今回の引上げ後の7,200円の半分3,600円を上回っている状況でもございます。また、半日という会議については、半日と言いましても概ね2から3時間のものが多いというなかで、半日の額については、据え置きとしております。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第9号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第10号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。石川議員。

○10番（石川信雄） 議席番号10番、石川信雄です。ただし書きの削除とありますが、理由をお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 今回の条例のもとになる法律がございまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律です。この法律の一部が改正されており、この法律の第55条第1項ただし書き、これは全く同じことが書かれている部分ですが、この部分が削除されており、今回、条例も同じように改正するものでございます。内容といいますのが、消防団員等が公務災害補償を受ける権利を担保とすることができるという特例が設けられていましたが、この特例規定が法律で削除されまして、条例でも同じように削除するというものでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 10 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決しました。

議案第 11 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 11 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決しました。

議案第 12 号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 12 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決しました。

議案第 13 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 13 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決しました。

議案第 14 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。石川議員。

○10 番（石川信雄） 議席番号 10 番、石川信雄です。廃止はわかりませんが、廃止に伴い管理もなくなるという理解でよろしいでしょうか。今まで草刈り等色々していたと思いますが、そういった保全活動的なことは継続されるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 教育委員会がスポーツ施設ということでマレットゴルフ場をこれまで管理してきましたが、マレットゴルフ場としての機能を廃止するということです。もともと普通財産という位置づけであったようで、また、別の利用等も考えているということで、今回、マレットゴルフ場としては廃止するという提案をしています。管理については、関係課と調整のうえ、引き続き行っていきたいと考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 14 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 15 号の上程、説明、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 16、議案第 15 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 15 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 15 号について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 7 ページの中ほどからご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第10号）につきましては、1億3,527万8千円を減額し、補正後の予算額を92億2,413万9千円とするものです。なお、繰越明許費の設定につきましては、記載のとおり13件でございます。国の補正予算、また大雪の関係などで繰越が多くなっておりますがよろしくお願いたします。また、地方債の補正につきましては、橋梁長寿命化修繕事業で発行を予定しています防災減災国土強靱化緊急対策事業債を380万円追加、その他事業費が固まりましたので記載のとおり限度額を変更しております。

初めに、歳出の主な内容を申し上げます。9ページをお願いします。

2款総務費では、公共施設整備基金積立金について、ご寄付をいただいた関係で418万2千円増額、情報ネットワーク費で国の補正予算に伴い、社会保障・税番号制度システム整備費負担金232万6千円を増額、住民基本台帳費で個人番号カード交付事業に係る費用126万1千円を増額しております。その他、選挙費などで実績により減額補正をしております。

3款民生費では、後期高齢者医療事業負担金を実績により1,084万2千円減額、国民健康保険事業繰出金は実績により137万5千円増額しております。また、介護保険支援対策事業で大雪に伴う除雪作業委託の増など、軽度生活援助サービス事業を200万円増額、その他、児童手当給付費の確定などで実績により減額補正をしております。

4款衛生費では、公害対策費、可燃ごみ収集費で入札差金により、北部衛生施設組合費などで実績により減額補正をしております。

6款農林水産業費では、中ほどの県営事業費で三水地区の過疎指定に伴い負担金が325万円減少、農作物有害鳥獣対策費で原材料費などの実績により計888万4千円を減額、その他の事業では、各種補助金の確定などで実績により減額補正をしております。

7款商工費では、東高原ゾーン整備事業で看板リニューアルを再検討の上実施することとしたことなどから540万円を減額しております。

8款土木費では、土木総務費で県の補正予算に伴い、県営事業が追加採択されたことから負担金を100万円増額、地方道改修費で入札差金により600万円を減額、住宅管理費でも入札差金により5,200万円を減額しております。

10 款教育費では、図書充実基金積立金について、ご寄付をいただいた関係で 40 万円増額、歴史ふれあい館管理運営費で新型コロナの影響に伴う事業の中止などで計 124 万 5 千円減額しております。

14 款予備費で 1,558 万 8 千円減額し、財源調整をしております。

続いて、歳入の主な内容を申し上げます。8 ページをお願いします。

14 款国庫支出金では、国の補正予算に伴い、社会保障・税番号制度システム整備費に係る補助金 232 万 6 千円、個人番号カード交付事業に係る補助金 126 万 1 千円をそれぞれ増額、その他、児童手当負担金、選挙費委託金などを実績により減額補正しております。

15 款県支出金では、鳥獣被害防止に関する交付金などを実績により減額補正しております。

18 款繰入金、21 款町債については、それぞれ実績等に基づき調整しております。

以上提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 15 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 16 号の上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 20、議案第 16 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は補正予算案件であります。これより、提案理由の説明を受け、最終日 3 月 23 日に、質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

議案第 16 号の提案理由の説明を求めます。藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（議案第 16 号）

○住民環境課長（藤沢茂行） 議案第 16 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明をいたします。議案書及び提案説明書 11 ページ下段をご覧ください。

事業実績による調整が主なものです。

歳入としては県支出金（普通交付金）が 3,300 万円、内訳は療養給付 2,900 万円、高額療養費として 400 万円。一般会計繰入は、保険基盤安定分調整で 137 万 7 千円。諸収入の雑入で、第三者行為給付分及び交付金返還金で 977 万 6 千円。国庫支出金で事務事業補助としてマイナンバーカードのシステム改修の関係、またコロナ減免支援の関係で 68 万 2 千円の増です。4,483 万 5 千円の増ということで歳入補正しています。

歳出につきましては、一般保険者療養給付費増及び一般保険者高額療養費増で歳入同額の保険給付費 3,300 万円、諸支出で 803 万 3 千円令和 2 年度交付金償還金の精算です。予備費で 380 万 2 千円の増こちらは歳入歳出の予算調整ということで処理をしています

以上 ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 以上で説明を終了します。

◎議案第 17 号から議案第 26 号の一括上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

日程第 18 から日程第 27 までは、令和 4 年度飯綱町一般会計、特別会計、企業会計の予算議案であります。

予算案件 10 件を一括して議題としたいと思います。

なお、議案ごとの質疑及び委員会付託につきましては、本会議 2 日目の 3 月 3 日に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、議事を進行します。

議案第 17 号から議案第 26 号の提案理由の説明を求めます。

徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 17 号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 17 号 令和 4 年度飯綱町一般会計予算について、ご説明申し上げます。主に議案の提案説明書別冊 1 によりご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、別冊 1 の 3 ページをご覧ください。一般会計の歳入歳出予算総額は、77 億 1,500 万円で、前年度比 4 億 6,500 万円、5.7 パーセントの減となり、当初予算額は令和元年度をピークに 3 年連続で減少しています。4 ページに予算の概要を記載しておりますが、庁舎建設事業が完了し、地方創生関連事業等により増加してきた予算規模を縮小するとともに、整備してきた施設等を活用した産業の活性化や人口増対策等に係る費用を中心に予算計上しているところがございます。

それでは、歳入を申し上げます。9 ページをご覧ください。町税収入は、9 億 8,842 万 3 千円で、前年度当初予算と比べて 3,430 万 5 千円、3.6 パーセントの増となっております。内訳では、法人町民税、入湯税は減額とした一方、新型コロナウイルス感染拡大前の水準に回復することは難しい状況ですが、他の税目については増額を見込んでいます。

10 ページをご覧ください。地方交付税は 32 億 1 千円で、前年度当初予算と比べて 1 億 1,000 万円程の増を見込んでいます。この内、普通交付税については、令和 4 年度地方財政計画で地方交付税総額が伸びていること、地域社会のデジタル化を推進するための費目が設定されていることなどから、5,000 万円の増としています。また、特別交付税についても、対象項目のうち、地方創生推進交付金の各事業は順次終了してきていますが、地域おこし協力隊の関連費用などの伸びを考慮し 6,000 万円程の増としています。

11 ページをご覧ください。地方債発行額は、繰越予定額も含め 5 億 1,340 万円で、前年度と

比べ3億5,920万円の大幅な減としています。この内、臨時財政対策債の発行額は1億円で、臨時財政対策債については、折半対象財源不足が解消されるなど大きな抑制が図られています。普通債は、町営住宅建設、道路整備など、主に過疎対策事業債での借り入れを予定しています。地方債発行額はピークであった令和2年度の半分以下の水準となっています。

また、12ページをご覧くださいと、これに伴い地方債現在高は令和3年度決算見込に比べて3億7,004万7千円の大幅な減となる見込みです。これは、交付税措置率の高い有利な起債の償還は償還ペースを速め、これにより交付税措置された金額は減債基金に積み立て、その減債基金を活用し繰上償還を行ったり、公債費を平準化するなどの措置をとってきたことで、計画的に償還が進んでいるものです。

13ページの右下のグラフは、企業会計や利子を含めた地方債残高の推移になりますが、着実に償還が進んでいることがお分かりいただけると思います。

14ページをご覧ください。繰入金は、基金繰入金で9億5,758万4千円を予定しており、令和4年度末の基金残高は27億8,672万7千円となる見込みです。内訳では、財政調整基金を前年度当初予算と比較して2億2,358万9千円減の3億円、減債基金を同じく1億1,046万1千円減の2億5,969万1千円、地域振興基金を2億550万2千円、ふるさと応援基金を1億6,990万3千円など繰り入れる予定で、財源不足の対応、公債費の平準化のほか、地域振興基金やふるさと応援基金の効果的な活用などを予定しています。なお、財政調整基金については、令和3年度の決算剰余金の状況などを踏まえ、決算積立などを行うとともに、最終的には必要最小限の繰り入れとしていく考えでおります。

それでは6ページにお戻りください。15款国庫支出金は、5億3,526万3千円で、4.5パーセント、2,540万4千円減のほぼ横ばいとなっています。土木関連の交付金や地方創生関連の交付金が減額となった一方、新型コロナ関連の交付金は大きく伸びています。

16款県支出金は、3億7,647万円で、3.7パーセント、1,330万9千円の増で、こちらもほぼ横ばいを見込んでいます。

18款寄付金はふるさと応援寄付金で、5,000万円増の3億円を見込んでいます。

次に主な歳出について申し上げます。6 ページ下段及び7 ページ下段からご覧ください。歳出については、新たに策定した第2次飯綱町総合計画「後期基本計画」に基づいた事業を実施するほか、継続事業については、必要性、緊急性などを十分精査し予算編成を行ってきております。

それでは、款ごとに増減の大きい事業など、ポイントのみ申し上げます。

2 款総務費では、新規事業の DX 推進費で、行政手続きのオンライン化やテレワーク環境の整備など 2,709 万円を計上、移住定住促進助成事業で、移住者などへの支援の拡充により 1,580 万 1 千円を増額、しごとの創業・交流拠点整備事業で、地域デジタル化実証実験など 1,795 万 9 千円を増額、廃校を活用した地域住民交流促進事業で、いづなコネクト EAST の改修や駐車場整備など 3,950 万 2 千円を増額、集会施設整備事業で、番匠区集会施設整備など 1,110 万円を増額、ふるさと納税事業費で、ふるさと応援寄付金の伸びを見込んだことから、その返礼品など 4,601 万 7 千円を増額、資産税事務費で、評価替えに伴う航空写真撮影など 1,563 万 3 千円を増額、その他、県知事、県議会議員選挙に係る費用を計上しました。一方で、庁舎建設事業の完了に伴い 5 億 331 万 4 千円の減、システム更改費で 2,695 万円の減額、地方創生推進交付金関連のいづな「いきがい創造」プロジェクト事業で 3,228 万 5 千円の減額となったことなどから、総務費全体では、20.7 パーセント、4 億 1,261 万 1 千円の大幅な減となっています。

3 款民生費では、新規事業の居宅介護施設整備事業で、小規模多機能居宅介護施設の非常用発電機整備費 657 万 8 千円を計上、また、障害者総合支援給付事業の扶助費や介護保険事業会計への給付費に係る繰出などが増える一方、もっと自分らしく輝くアイママ事業の委託料などが減ったことなどから、民生費全体は、0.6 パーセント、954 万 2 千円増のほぼ横ばいとなっています。

4 款衛生費では、新規事業の地球温暖化対策実行計画策定事業で 367 万円を計上、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で 4,938 万 1 千円を計上、北部衛生施設組合費で 1,711 万 4 千円を増額となっていますが、新型コロナ対策などの飯綱病院への繰出金や浄水場施設的设计などの上水道会計への繰出金等が減額となったことから、衛生費全体では、2.8 パーセン

ト、2,323万8千円の減となっています。

6款農林水産業費では、6次産業化推進事業で、オーダーメイドりんごジュース販売や直売施設に関連する施設修繕など905万2千円を増額、多面的機能支払交付金で、長寿命化交付金の新規要望に伴い956万1千円を増額、一方、農業集落排水事業費で、袖之山・牟礼西部地区の公共下水道統合に伴い1億2,256万4千円の減額となったことなどから、農林水産業費全体では、14.8パーセント、1億2,416万円の減となっています。

7款商工費では、東高原ゾーン整備事業で減となったことなどから、全体で9.5パーセント、1,271万7千円の減となっています。

8款土木費では、除雪車両維持費で、ロータリー除雪車の購入など3,091万9千円を増額、公共下水道費で、袖之山・牟礼西部地区の公共下水道統合に伴い8,008万7千円を増額、新規事業の都市公園整備事業費で、牟礼駅近くの「手作り公園」の整備費1,126万7千円を計上。また、住宅管理費では、黒川原田地区の賃貸住宅整備が完了し、新たに普光寺焚荒地区の賃貸住宅整備に着手する費用を計上しました。一方、橋梁長寿命化修繕事業や地方道改修費などは、事業を令和3年度へ前倒したことに伴い大幅な減額、住宅管理費で、原田地区の賃貸住宅整備の完了に伴い7,196万8千円の減額となったことなどから、土木費全体では、11.4パーセント、9,828万1千円の減となっています。

9款消防費では、消防一般管理費で、消防団員報酬、出動報酬の引き上げなど1,007万2千円の増となったことなどから、消防費全体では、4.0パーセント、1,391万9千円の増となっています。

10款教育費では、小学校整備事業費で、牟礼小学校の電源改良工事など849万円の増額、運動場管理運営費で、ふれあいパーク運動場の照明LED化など1,358万1千円の増額、調理場施設管理費で、機器の更新など782万円の増額となりましたが、全体的な経費の節減などで、教育費全体では、2.9パーセント、2,090万7千円の減となっています。

15ページをご覧ください。歳出については、扶助費や公債費などの義務的経費が増加傾向にあります。庁舎建設事業の終了などで普通建設事業費が大きく減少し、予算編成におけるマ

イナスシーリングにより物件費、維持補修費なども減少しています。

なお、予算科目ごとの主要事業の概要は議案の提案説明書別冊 2 にございます。また、追加資料として、一般会計歳出事業別予算の状況等をお配りしましたので、ご確認をお願いしたいと存じます。

令和 4 年度一般会計予算の説明は以上でございます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（議案第 18 号・19 号）

○住民環境課長（藤沢茂行） それでは、議案第 18 号 国民健康保険事業特別会計予算をご説明申し上げます。予算書では 209 ページから、提案説明書別冊 2 の 54・55 ページをご覧ください。提案説明書により説明申し上げます。

予算総額は 13 億 2,741 万 7 千円、前年比 294 万 1 千円の減となっています。

主な歳入は、国民健康保険税が 2 億 5,097 万 8 千円、前年比 619 万 6 千円の増、県支出金が 9 億 6,281 万 6 千円、前年比 417 万 9 千円の増、繰入金が 9,435 万 6 千円、前年比 43 万円増でございます。

主な歳出は 54 ページをご覧ください。総務費が 1,969 万 1 千円、前年比 110 万 9 千円の減、保健給付費が 9 億 5,419 万 3 千円、前年比 481 万 2 千円の増、国民健康保険事業納付金が 3 億 2,961 万 7 千円、前年比 464 万 5 千円増、保健事業費が 1,542 万円、85 万 8 千円増でございます。

以上、提案説明といたします、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第 19 号 後期高齢者医療特別会計予算をご説明申し上げます。予算書では 243 ページから、提案説明書では別冊 2 の 56 ページをご覧ください。

予算総額は、1 億 6,839 万 2 千円、前年比 40 万 6 千円減となっています。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料が 1 億 1,065 万 5 千円、前年比 332 万 5 千円の減、一般会計繰入金が 5,722 万 2 千円、前年比 291 万 9 千円の増でございます。

主な歳出は提案説明書 56 ページをご覧ください。総務費が 1,301 万 8 千円、前年比 75 万 9 千円の減、後期高齢者広域連合納付金が 1 億 5,486 万 4 千円、前年比 35 万 3 千円の増でございます。

以上、提案説明といたします、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 20 号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第 20 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算について提案説明をいたします。提案説明書別冊 2 の 57 ページをご覧ください。また、予算書では 265 ページから 316 ページ、介護保険事業特別会計になります。

予算につきましては、それぞれ記載のとおり見込んでおります。予算総額は、14 億 901 万円、前年比 1 億 6,116 万 8 千円の増となっています。

歳入につきましては、予算書 277 ページをご覧くださいと思います。

保険料については、2 億 4,865 万 9 千円。65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料です。特別徴収 4,055 人、普通徴収 250 人で計上してございます。

使用料及び手数料は、462 万 4 千円。配食サービス、介護予防教室等における利用料です。

国庫支出金は、278 ページ負担金、補助金を合わせて 3 億 2,858 万 3 千円でございます。介護給付費に係るもの及び地域支援事業でございます。

支払基金交付金は、279 ページ、3 億 5,584 万 8 千円。2 号被保険者の保険料になります。

県支出金は、279、280 ページ、負担金と補助金を合わせて 1 億 9,420 万 4 千円となります。

繰入金につきましては、2 億 7,703 万 8 千円で、一般会計繰入金 2 億 1,190 万 6 千円と介護給付費準備基金繰入金 6,513 万 2 千円からとなっています。

歳出につきまして、予算書 283 ページからとなりますが、別冊 2 の提案説明書の 56 ページの主要事業の概要より説明させていただきます。

1 款 総務費は、職員の給与関係経費でございます。

2 款 保険給付費、1 億 6,148 万円増の 12 億 4,936 万円。主に介護サービスに対する保険給

付として、要介護者及び要支援者を対象とする給付費、国保連合会への審査支払手数料、高額介護、高額医療合算サービスに係るもの、特定入居者介護サービスとして、食費、居住費に対して利用者の負担を軽減するものです。

4款 地域支援事業は、700万4千円増の9,396万8千円。主に要介護状態になることの予防と高齢者の自立支援を目的に実施するものです。主要事業の概要としまして、総合事業で7,280万4千円、任意事業で614万8千円、生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業で659万6千円、認知症総合支援事業では主に社協からの職員派遣負担金で762万3千円、この職員派遣負担金が地域包括支援センター費からの組替が増の原因となっております。

9款 地域包括支援センター費では、778万9千円減の2,473万4千円です。主に職員給与、会計年度任用職員の報酬等となっております。

以上、介護保険事業予算概要について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第21号・22号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第21号 令和4年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予算について、提案説明をいたします。予算書の319ページから、議案の提案説明書別冊2の58ページになります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ247万円です。

歳入の主なものは、使用料手数料で170万1千円、財産運用収入の基金利子で4万円、繰越金72万6千円です。

歳出の主なものは、污水处理施設管理費で、浄化槽管理委託料45万円、光熱水費39万円、業務等委託で10万3千円、修繕料で130万円、総額で237万円です。なお、基金の積立てに10万円を計上いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第22号 令和4年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算について、提案説

明をいたします。予算書の 333 ページから、議案の提案説明書別冊 2 の 59 ページをご覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,833 万 1 千円です。

歳入は、不動産売却収入で 245 万 1 千円、東黒川原田地区の分譲地 1 区画分の収入を見込んでおります。

歳出は、一般会計への繰り出しとして 1,833 万 1 千円を計上いたしました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 大川飯綱病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第 23 号・24 号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第 23 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算について、ご説明致します。予算 343 ページ、議案の提案説明書別冊 2 の 60 ページをご覧ください。

令和 4 年度の事業目的、「在宅に向いての訪問看護サービス、介護支援サービスを提供する。」は、例年同様です。

令和 4 年度は、5,185 万 6 千円の収支均衡予算で、対前年 170 万 5 千円の増です。

事業収入は、訪問看護ステーション事業収入 4,579 万 5 千円、繰入金 0 円、繰越金 596 万円、諸収入として 10 万円、寄付金 1 千円を予定しております。内訳は、介護収入で 3,075 万円、医療収入で 1,504 万 5 千円を見込んでいます。令和 4 年度も前年に引き続き、医療保険よりも介護保険利用者の増を見込んでいます。繰越金は 596 万円、雑入 1 万円、寄付金 1 千円でございます。

支出の内訳は、衛生費で 5,184 万 5 千円、諸支出金として 1 千円、予備費として 1 万円を予定しております。衛生費の訪問看護ステーション費 5,184 万 5 千円は、主に人件費等です。職員の増員があり対前年で 170 万 5 千円の増となっています。

以上です、ご審議の程よろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第 24 号 令和 4 年度飯綱町病院事業会計予算についてご説明致します。予

算書 365 ページ、議案の提案説明書別冊 2 の 61 ページをご覧ください。

令和 4 年度予算は、23 億 8,849 万 1 千円の収支均衡予算です。

病院事業収益のうち、医業収益は 19 億 3,663 万 7 千円、医業外収益が 3 億 6,693 万 3 千円、介護収益で 8,492 万 1 千円を見込んでいます。対前年 182 万 5 千円の減です。令和 3 年度に引き続き令和 4 年度も新型コロナウイルス感染症の影響が継続することを想定し、入院患者数、外来患者数は前年度と同規模数を見込んでいます。医業外収益の内、2 億 1,843 万 8 千円が一般会計からの繰入金で、3 条予算への配分額です。前年比較で 8,588 万円の減となっています。前年は当初予算で新型コロナウイルス感染症の影響による減収対策を講じたため増額となっておりました。

続いて、病院事業費用ですが、医業費用は 23 億 2,022 万 2 千円、医業外費用が 4,776 万 9 千円、予備費・特別損失で 2,050 万円を見込んでいます。前年比較では、医業費用が 72 万 4 千円の微増、医業外費用は 254 万 9 千円の減、合計は収入と同様に 182 万 5 千円の減です。

続きまして、資本的収支ですが、資本的収入は 2 億 6,292 万 6 千円で、対前年 1 億 2,234 万 4 千円の増、資本的支出では 3 億 9,506 万 9 千円で、対前年 9,100 万 7 千円の増です。

差引き、マイナス 1 億 3,214 万 3 千円の収支不均衡予算となっています。収支で不足する額は、損益勘定留保資金で補填するものといたします。

資本的収入の内訳は、企業債が 1 億 1,570 万円、他会計負担金が 1 億 4,702 万 6 千円、寄付金・投資償還収入でそれぞれ 10 万円を予定しています。なお、他会計負担金は全額一般会計からの繰入金で、4 条予算への配分額となっています。

他会計からの繰入金総額は、3 条・4 条予算併せて、3 億 6,546 万 4 千円で、前年当初予算と比べ、5,453 万 6 千円の減となっています。

資本的支出は、企業債償還金が 2 億 7,617 万 1 千円で、前年と同額、設備改良費では 1 億 1,579 万 8 千円で、対前年で 9,100 万 7 千円の増となっています。設備改良費は、建物付帯設備 2 件、及び医療器械 15 品目の整備を予定しています。長期貸付金は看護師修学資金貸与金で、看護師の確保に努めてまいります。

以上です。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 25 号・26 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 25 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計予算について、提案説明をいたします。予算書 403 ページ、議案の提案説明書別冊 2 の 62 ページをご覧ください。まず、予算書 403 ページをお願いいたします。

業務の予定量ですが、給水戸数 4,200 戸、牟礼地区 2,560 戸、三水地区 1,640 戸でございます。昨年に比べ多少減っておりますが、大きな動きはありません。年間総給水量 97 万 1 千³、牟礼地区 59 万 3 千³、三水地区 37 万 8 千³。一日平均給水量 2,660 ³、牟礼地区 1,620 ³、三水地区 1,040 ³です。

収益的収入及び支出の予定額は、議案の提案説明書別冊 2 の 62 ページをお願いいたします。収益的収入・支出それぞれ 3 億 703 万 9 千円。その内訳は、牟礼会計が 1 億 8,996 万 4 千円、三水会計が 1 億 1,707 万 5 千円です。

主な収入は、給水収益 2 億 1,421 万 4 千円、牟礼地区 1 億 3,444 万 2 千円、三水地区 7,977 万 2 千円です。他会計負担金 3,708 万 5 千円で、牟礼会計 1,755 万 5 千円、三水会計 1,953 万 円です。営業外収益が 5,335 万 8 千円です。

支出の主なものは、施設維持管理費及び企業債利息の支払い等です。営業費用 2 億 7,908 万 2 千円、施設維持管理費について、牟礼会計が 3,759 万 4 千円、三水会計が 2,315 万 1 千円です。人件費について、牟礼会計が 1,075 万 9 千円、三水会計が 1,181 万 5 千円です。減価償却費について、牟礼会計が 1 億 1,217 万 2 千円、三水会計が 6,934 万 4 千円です。営業外費用 2,221 万円。企業債利息について、牟礼会計が 966 万 3 千円、三水会計が 621 万 7 千円です。消費税について、牟礼会計が 500 万円、三水会計が 100 万円です。

主な事業は、牟礼地区で水源・浄水場機器等修繕、配水池電源切替装置修繕を見込み、三水地区は日向浄水場電気弁修繕、管路等修繕、若者住宅焚荒地区の水道の工事などです。

続いて、資本的収入です。工事加入負担金等で 863 万 1 千円。会計別内訳は、牟礼会計が 793

万1千円、三水会計が70万円です。

資本的支出ですが、総額2億2,182万2千円。会計別内訳は、牟礼会計が1億4,087万4千円、三水会計が8,094万8千円です。浄水施設改良費について、牟礼会計が1,804万円、三水会計が1,980万円です。配水管布設費について、牟礼会計が5,812万5千円、三水会計が715万円です。営業設備費について、牟礼会計が317万円、三水会計が235万円です。配水施設拡張費について、牟礼会計が314万6千円、三水会計が1,045万円です。

主な事業は、牟礼地区で、老朽管布設替え工事（夏川、黒川等）、配水池フロート弁更新工事を予定しており、三水地区で、日向浄水場非常用発電設備工事、御所の入送水ポンプ更新工事等を予定しております。

企業債償還金として9,959万1千円、牟礼会計が5,839万3千円、三水会計が4,119万8千円です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,319万1千円は、過年度・当年度損益勘定留保資金で補填するものです。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第26号 令和4年度飯綱町下水道事業会計予算について、提案説明をいたします。予算書437ページ、議案の提案説明書別冊2の63ページをご覧ください。まず、予算書437ページをお願いいたします。

業務の予定量です。処理区域内の接続戸数及び人口は、3,500戸、9,350人。年間総汚水量79万7815^m₃。一日平均汚水量2,186^m₃。主な建設改良事業で、4,920万円を見込んでいます。

収益的収入及び支出の予定額は、別冊2の63ページをお願いいたします。収益的収入・支出それぞれ6億7,533万1千円。

主な収入です。使用料収入1億6,872万円。内訳は、公共下水道1億3,213万4千円、農業集落排水3,375万2千円、小規模集合排水53万7千円、個別排水229万7千円です。営業外収益としまして、他会計補助金ということで3億194万3千円です。

支出の主なものは、施設維持管理及び企業債利息の支払いでございます。営業費用6億738

万1千円、人件費2,773万3千円、減価償却費3億4,294万4千円です。営業外費用ということで6,771万円、企業債利息5,671万円。主な事業です。管渠費でマンホールポンプ修繕、管渠漏水等修繕。処理場費で処理場機器修繕、下水道公社管理委託、汚泥処理運搬費などです。

資本的収入は、総額1億7,900万7千円でございます。下水道事業債6,930万円、国庫補助金670万円、負担金等ということで下水道事業債元金償還金充当分ですが1億300万7千円あります。

資本的支出ですが、総額4億3,625万2千円。主な事業は、建設改良費 工事請負費などで4,920万円。焚荒地区住宅造成下水道管布設工事費、牟礼南部地区機能強化事業などです。下水道事業債元金償還金として3億8,617万2千円です。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額2億5,724万5千円は、過年度分・当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 以上で説明を終了します。

ここで、暫時休憩に入ります。再開時間は13時10分とします。

休憩 午前12時10分

再開 午後 1時10分

◎議案第27号の上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引続き会議を開きます。

日程第28、議案第27号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第27号）

○企画課長（土屋龍彦） 議案第27号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、提案理由についてご説明をさせていただきます。議案の提案説明書13ページ及び議案書をご覧ください。

地方自治法第244条の2第6項、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条

例第5条の規定に基づき、牟礼駅第3駐車場及び第4駐車場の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

牟礼駅第3駐車場は、駅に向かって左側の有料の月ぎめ駐車場で駐車可能台数は8台。牟礼駅第4駐車場は、駅に向かって右側の有料の月ぎめ駐車場で駐車可能台数は10台です。

指定管理者は、商栄会。代表者は小林直樹氏です。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第28号及び議案第29号の上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） 日程第29、議案第28号 町道路線の廃止について、日程第30、議案第29号 町道路線の認定について、以上2件を一括して議題といたします。なお、質疑、討論、採決は議案ごとに行ないます。

議案第28号、議案第29号の提案理由の説明を求めます。笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 28 号・29 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 28 号 町道路線の廃止についての提案説明を致します。議案書及び議案の提案説明書 13 ページ下段をご覧ください。

議案第 28 号 町道路線の廃止について。道路法第 10 条第 3 項の規定により、町道路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

町道廃止路線。1 路線名 板橋線、飯綱町大字赤塩字下赤塩南 4670-1 同赤塩字下赤塩中毛野 2580-3、総延長 508.4m。2 沖 2 号線、飯綱町大字赤塩字毛見 1242-3 同赤塩字沖 5679、総延長 92.8m。3 一ツ屋中道線、飯綱町大字倉井字一ツ屋 4316 同倉井字大原 3694-□、総延長 1,018.6m。4 境久保 1 号線、飯綱町大字倉井字境久保 861 同倉井字境久保 863、総延長 46m。5 大原中線、飯綱町大字倉井字堰下 同倉井字大原 3662、総延長 482.2m。6 大久保 7 号線、飯綱町大字川谷字上道 31 同大字川谷字上道 38、総延長 183m。7 池田線、飯綱町大字東柏原字川手 1990-□ 同大字赤塩字永江道 3956-2、総延長 586.5m。8 八塚 1 号線、飯綱町大字赤塩字八塚 4141 同大字赤塩字八塚 4140、総延長 126.7m。9 M3-495 号線、飯綱町大字牟礼字七割 2087-1 同大字牟礼字東小向 1791-1、総延長 451m。

お手元に資料として地図も付けてございますが、今回、町道路線の廃止については、町道路線の区域の変更に伴う、道路状況に合わせた再認定のための廃止と農業整備事業施行に伴う町道を農道とするための廃止がございます。先ほど読み上げた路線のうち再認定のための廃止路線は 1 板橋線、3 一ツ屋中道線、5 大原中線、7 池田線、9 M3-495 号線です。農道格下げのための廃止路線は、2 沖 2 号線、4 境久保 1 号線、6 大久保 7 号線、8 八塚 1 号線になります。

続きまして、議案第 29 号 町道路線の認定についての提案説明を致します。議案書及び議案の提案説明書 14 ページ上段をご覧ください。

議案第 29 号 町道路線の認定について。道路法第 8 条第 2 項の規定により、町道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

町道認定路線。番号 1 板橋線、飯綱町大字赤塩字下赤塩南 4670-1 同大字赤塩字下赤塩南

4672-1、総延長 54.5m。2 一ツ屋中道線、飯綱町大字倉井字一ツ屋 4316 同大字倉井字昇口 4103-1、総延長 660.5m。3 大原中線、飯綱町大字倉井字堰下 3739 同大字倉井字北畑 3734、総延長 157.5m。4 池田線、飯綱町大字東柏原字川手 1990-㊦ 同大字東柏原字上池田 3362-1、総延長 125m。5 M3-506号線、飯綱町大字牟礼字七割 2087-1 同大字牟礼字七割 2077-7、総延長 200m。6 M3-507号線、飯綱町大字牟礼字七割 2059-2 同大字牟礼字東小向 1791-1、総延長 224m。

今回の認定については、先ほどお話した議案第 28 号により廃止する町道路線の現況にあわせた路線の再認定であります。各路線とも路線延長が変更になり減っております。M3-495号線はM3-506と507の2路線となっています。

以上、ご審議の程、宜しくお願い致します。

◎議案第 28 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 28 号 町道路線の廃止について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。大川議員。

○12 番（大川憲明） 議席番号 12 番、大川憲明です。M3-495を町道から農道にするということですね。その際、その管理は町から区に移るということですか。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

[建設水道課長 笠井順一 登壇]

○建設水道課長（笠井順一） M3-495については農道にするということではなく、路線が他の路線と重なっておりますので、起点と終点を個々に設定し直したものであり、路線自体が農道になるということではございません。他の路線で農道になるものについては、地区が管理者という形ではなく、産業観光課が農道路線の管理者となります。整備するに当たり、町道の整備とは違い、農政の多面的等で整備等手を入れられるということで、今回、町道から外すという形になりますが、管理者自体は町という形になると思います。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数。

したがって、議案第 28 号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 29 号 町道路線の認定について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数。

したがって、議案第 29 号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 31、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（諮問第 1 号）

○住民環境課長（藤沢茂行） それでは、議案書をご覧ください。

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員として推薦したいので議会の意見を求める。記、住所 上水内郡飯綱町大字〇〇〇〇番地、氏名 中村芳人、生年月日 昭和〇年〇月〇日。令和 4 年 3 月 1 日提出でございます。

提案説明書は 14 ページになりますのでそちらもご覧ください。推薦理由ですが、中村さんは昭和 46 年から平成 11 年まで、県内の小中学校の教諭、教頭として、また、平成 12 年からは信州大学教育学部付属長野小学校の副校長、平成 17 年から 4 年間、信濃町立信濃中学校 校長として長きにわたり教育現場に携わり、人権教育にも長くかかわってこられました。

平成 22 年 7 月より人権擁護委員として活躍なされ、現在は長野人権擁護委員協議会の会長、また、長野県人権擁護委員連合会の副会長を務められております。

委員として信頼が高く、人格も優れており人権擁護委員としての経験も豊富でありますので、人権擁護委員として適格であり、候補者として法務大臣に推薦したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し、採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議会としての意見は、適任・不適任によって行いたいと思います。

本案は、適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と決定しました。

◎請願の付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第32、請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配付した請願書の写しのとおりです。所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎陳情の付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第33、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付した陳情書の写しのとおりです。所管の常任委員

会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

3月3日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、3月3日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時30分

令和4年3月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和4年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年3月3日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議案第17号 令和4年度飯綱町一般会計予算
- 日程第 2 議案第18号 令和4年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第19号 令和4年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第20号 令和4年度飯綱町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第21号 令和4年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第22号 令和4年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第23号 令和4年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 8 議案第24号 令和4年度飯綱町病院事業会計予算
- 日程第 9 議案第25号 令和4年度飯綱町水道事業会計予算
- 日程第10 議案第26号 令和4年度飯綱町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三ツ井 忠 義 | 2番 | 中 井 寿 一 |
| 3番 | 小 林 文 廣 | 4番 | 瀧 野 良 枝 |
| 5番 | 青 山 弘 | 6番 | 中 島 和 子 |
| 7番 | 樋 口 功 | 8番 | 風 間 行 男 |
| 9番 | 目須田 修 | 10番 | 石 川 信 雄 |

11番 清水 満

12番 大川 憲明

13番 伊藤 まゆみ

14番 原田 幸長

15番 渡邊 千賀雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯村 勝盛	副 町 長	池内 武久
教 育 長	馬島 敦子	総 務 課 長	徳永 裕二
企 画 課 長	土屋 龍彦	税務会計課長	土倉 正和
住民環境課長	藤沢 茂行	保健福祉課長	永野 光昭
産業観光課長	平井 喜一朗	建設水道課長	笠井 順一
教 育 次 長	高橋 秀一	飯綱病院事務長	大川 和彦
総務課課長補佐	清水 純一	総務課財政係長	近藤 久登

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨本 克裕	事 務 局 書 記	関 竜典
---------	-------	-----------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第17号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、議案第17号 令和4年度飯綱町一般会計予算を議題とします。

はじめに、町長の施政方針を含め、総論的な観点で予算全体に係る質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。青山議員。

○5番（青山弘） 議席番号5番、青山弘です。よろしくお願いします。

資料は、予算書の11ページをお願いします。地方債の関係ですけれども、今年から過疎対策事業債の2億7,900万円が限度額で入っているのですが、これは旧三水分だけでこの数字という理解でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。ハード事業については、三水地区にあります施設等に関するもののみでございます。ただ、町全体が過疎地域になっていくということも踏まえまして、ソフト事業については若干、牟礼の分も含めての金額となっております。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） ありがとうございました。

実は、今年の正月ぐらいに、飯綱町全部が過疎になるという連絡をいただいたのですが、
れども、これは昨年、令和3年から令和7年までの計画を見せてもらったと思うのですが、
その中に飯綱町全部を含めるという解釈ですか。それとも、飯綱町全体になったというこ
とは、また作り直すということなのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 過疎計画につきましては、従来の過疎計画は三水地域だけであり、
これで飯綱町全域が過疎地域に指定されましたので、全域の過疎計画への改定作業を行っ
ております。おおむね6月の定例会に過疎計画の改定案を提出してまいりたいと考えてい
ます。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 計画というのは、例えば議会を通らなくても、今のソフトの関係は予算
に入れても構わないということでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。ハード事業に関しましては、計画に乗せてい
ないと過疎債の同意をいただくことはできないわけですが、ソフト事業の内容もも
ちろん計画に乗せていく必要はあるので、今後、計画に乗せていくという前提で、ある程
度は見込んでいます。

というのは、なかなか分けづらいところもソフト事業に関してはありまして、同じ事業
の中で案分するなどのいろいろな作業が出てくるものですから、ソフト事業の一部は計画
に盛り込んでいくという前提で、最初から予算計上はさせていただいております。

議会の同意をいただければ問題なくソフト事業の起債ができると思いますので、今後、
またしっかりと議会で説明させていただきまして、ソフト事業分の起債をしていきたいと
いうことで予算計上させていただいております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑のある方。清水議員。

○11番（清水満） 11番、清水です。質問の内容でございますけれども、初日の峯村町長のごあいさつの中で、6ページについて少し質問させていただきたいと思います。

私は、9月の定例会でインフラ関係、特に水道関係で質問をさせていただいております。これからの飯綱町の一番の大きな課題として、インフラがあるのではないかと考えております。特に、住民の皆さんに安全な水を確保することが非常に大事ではないかと考えております。

そこで、大変ご努力をいただいたと私は評価しているのですが、土橋地区の水が非常に汚かったけれども、掘っていただいていい水が2,000トン近く出るということでご説明をいただきました。これは非常に良かったことではないかと考えています。また、水質検査の中では十分飲める水だということも言われています。

しかし、あそこには我が町と近隣市町村の中野市と信濃町の3つがございます。これも、この前言わせていただいておりますけれども、あそこの地籍は、ご存じのとおり飯綱町の地籍でございます。軒を貸して母屋を取られることのないようにと申し上げた経過がございます。近隣市町村との契約では1,200トンの水が採れるということでございますけれども、町長の話では1,500トン確保したいという話でした。前段申し上げましたように、300トンほど足りないということで、その確保をどこに求めたらよいかということで書いてありますけれども、私は、当然、中野市と信濃町としっかり話をさせていただいて、自分の地籍のものでございますので、そこから十分に採っていただくようにご努力いただきたいと思います。

その辺の見解について答えをいただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 中野市と信濃町と飯綱町の定期的な会合が開催されていますけれども、その辺のニュアンスはまた課長から申し上げますが、実は、前に2,000トン近い水が出た

といううれしい話をして、何とかそれを使っていきたいというような答弁を議会でしましたら、近隣市町から、議事録等々を拝見して、飯綱町の町長は 1,200 トンということを承知しているのかというきつい問い合わせがあったという報告を受けました。近隣市町にとっても、そのぐらい水というものはかなり慎重に考えておられるなど。

1,200 トンと決められた経過が一体どういうもので、ほかの市町は一体何トン割り付けられているのか、許されているのか、深い経緯は承知しておりませんが、ひとまず井戸というものも大きな資源であり、無造作に採り続けて永遠に持つものではございません。どこかで寿命が来るということも考えておかなければならない。今の気持ちとしては、1,200 トン、そしてどこかに 300 トン程度の水を確保しておけば、十分、三水地区の供給は大丈夫だろうという報告を受けていますので、何とか 1,200 トンの土橋の水をベースにした給水というものを、まず、手掛けていったらどうかと思っています。

正直言って、うれしい話なのですが、土橋の水は少し塩素を入れれば十分飲料水として許されるという素晴らしい水質だということになると、浄水場自体にかかる費用というのが大変違ってきます。

私は、将来的に飯綱町全体として上水道事業を運営していく上では、牟礼水道であろうが三水水道であろうが、飯綱町全体の水道料を安くし、そしておいしく安全に供給するというスタンスに立って考えていったほうが、それこそオール飯綱町として一つになったという一つの証だろうと、これは信念として思っていますので、それを議会や関係住民の皆さんにご理解いただくよう、これから努力していきたいと考えています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はございませんか。大川議員。

○12 番（大川憲明） 12 番、大川憲明です。令和 4 年の予算は、町長の頭の中、また、役場の行政の皆さんが飯綱町の発展のために組み上げてもらった予算書だと私は思っております。

そういう中で少しお聞きしたいのは、町長のあいさつの中で人口増対策がありました。人口増になるというのは、飯綱町の町民が見ていいと思わないと人口も増えないと思いま

す。そこでお聞きしたいのですが、いろいろな課で予算を組んで、人口増につながるようにやっているものと私は考えておりますが、特に細かく言う必要もないけれども、これを行うことによって人口は増加すると考えて予算を組んでいるというものがあつたら、おのおの課で説明いただければと思います。そして最後に、町長の考えをもう一度しっかりお聞きしたいのですが。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ありがとうございます。大川議員ご指摘のとおり、人口増対策は極めて重要な対策と捉えていることは、従来から申し上げてきているとおりです。各課でどのような取組をして、それがトータルして人口増にどういうふうにつながっていくのかという、これはまさしくそういう予算執行、編成をしていかなければいけないだろうと同感ではございます。

ただ、具体的に、住宅の建設については建設水道課がもちろん対応していますし、外から移住したい、または住居を借りたい、空き家はどこかにないか、そのようなもろもろの総合窓口的な立場では、今の企画課の中に人口増推進室を昨年から設置しました。今の担当の動きというものが、私は非常に大きな意味で、数字として少し現れて出てきているのではないかと思います。大きくは情報の発信等々も、従来に比べて問い合わせ等も非常に多い。企画と総務課が2階にございますが、私が最近非常に気が付くことは、企画のところ若い夫婦、または若者と言われるような方が住宅の相談などによく来られるようになりました。

そして、農業関係では、やはり農業振興と併せて新規就農者をどう確保していくか。そこへ地域おこし協力隊を6～7人と絡ませて、この4月から若い人たちが1人2人と入ってくるようになっていきます。その結果としては、その人たちがここに住所を置いて、人口増につながるというような関係もございます。

また、観光対策としては、これは一種の外国人登録でございますが、今度、スキー場とグランピングの、例の東高原を引き受けていただいた会社では、20～30人の外国人の従業者を登録していただいております。主にベトナムなどの東南アジアの人が多いのですが、日本でいうと東京大学のような素晴らしい大学を出たような若い人たちが住民登録をして来ていただいているというような関係がございます。

そういう予算、各課の取組によって、トータルとして人口増につながってきていると思っています。

一種の景観条例の制定も、遠い意味では、この素晴らしい自然が飯綱町の魅力というようなことで人口増対策につながり、そして、カンマッセが頑張っている EAST や WEST のスタッフを見ていただければ分かるのですが、半分以上は外から来ていただいた人ばかりです。しかも、年齢的に若い。

私はそういう意味でいい風が吹き始めて、人口増になるには非常にまだまだ厳しいと思うのですが、人口減も相当減っていくのではないかと期待して、トータル的に進めていきたいと思っています。

各課で特別に言いたいことがあったら課長から言うようにいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 企画課では、移住定住の関係の数字的な部分だけご答弁させていただきます。

まず、空き家バンクの関係でございます。新しく空き家バンクの制度をつくりまして、令和4年2月現在で成約に至った件数が24件ございます。今まで、空き家バンクとして登録していてもなかなか動かなかったのですが、非常に多くの方が成約しております。その分だけ転入者が増えているような状況でございます。

また、今、空き地バンクというものを飯綱町で行っています。これも、今までなかなか成約がなかったのですが、つい最近、1件の成約がございました。空き地バンクもうまく

動かしていくと、実際に住宅を建てて住んでいただくという理想的な形になりますので、空き地バンクの関係もしっかりやっていきたいと考えております。

予算的なものでは、民間賃貸住宅の建設の補助金ですが、令和4年度予算で2,000万円を計上してございます。この民間賃貸住宅の建設補助金ですが、昨年度から予算を計上させていただいて、昨年度はだいぶマスコミなどにも取り上げられたのですが、実際に新たな民間賃貸住宅の建設はありませんでした。しかし、だいぶこちらに相談に来ていただいておまして、来年度については何とか補助金を使った民間賃貸住宅、アパートが建設されるのではないかと考えているところです。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。清水議員が質問されたこととダブるのですが、町長のあいさつの中で、6ページに「水道料金や一般会計からの財政支援を含め」とあるのですが、水道問題について常々私は思うのですけれども、水道会計を一本化したとして、一般会計からの繰入金ありきで事業を構築していくのと、そうではなくて水道料金そのもので事業を考えていくものには、やはり隔たりがあると思います。町長は、そういった一般会計からの繰入金の件に関しましては、これからどうするのがいいとお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 下水道も含めてですが、これからしっかり考えていかなければならない非常に重要な問題の一つだと思っています。どんどん人が増えて、給水人口が右肩上がりに増えていくということであれば、水道料を中心とした水道運営、事業経営を基調としていくというのが重要になってくると思うのですが、こういうふうに人口が減少し、そして、学校等々の施設がなくなり、いわゆる水が要らなくなってくるような状況の中で、例えばの話、同じ収入を上げていくには、どこでも誰でも料金を上げる以外には道はないでしょう。そこへ高齢化が入ってくる、農業はなかなか不安定な要素があるという世の中に

なっていったときに、最低必要なインフラの最重要と思われるような上水道については、やはりこれは行政の大きな課題として、どうやって経営を維持していくかというのは、今すぐここで答えが出ればいいのですけれども、非常に難しい問題だと捉えています。

一例で言えば、電車の経営を見てください。国鉄から民間に下りた。しかし、乗降客はますます減る一方で赤字をどうするか。そこで考えたのは、関係の自治体で下の線路は見て、上で動かす貨車や電車は事業者が負担し経営し維持していこうという上下2段階方式の経営です。

それを水道事業会計に当てはめた場合には一体どうなるのか。上水道、そして排水管、そこら辺については行政で見るのか。または見方にもいろいろあります。長いピッチで水道事業会計から返してもらえばいいという経営の仕方もあるし、そっくり負担してあげようという考え方もあるでしょう。それこそあいさつで申し上げましたとおり、議会とみっちり話をして、一体、町長はどこが大切だと思っているのか。だったら、あの道の舗装は2～3年我慢しようではないかというぐらいの話までしていかなければ、私は一つの方向が出てこないのではないかと思います。

基本は、最低のインフラである上水道と下水道の維持というものは、支援の仕方は検討するとしても、やはり一般会計からの支援は大事だと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はございませんか。

それでは、続いて款別の質疑に入ります。歳出から質疑を行います。最初に第1款議会費、予算書41ページから43ページであります。質疑のある方はおられますか。ありませんか。

では、進行いたします。

次に、第2款総務費であります。予算書43ページから77ページ、質疑のある方はおられますか。伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 13 番、伊藤まゆみです。議案の提案説明書の別冊 2 の 5 ページの一番上です。金額的には多くはないのですが、配布物の仕分け作業委託とありますが、この内容をお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 清水総務課課長補佐。

〔総務課課長補佐 清水純一 登壇〕

○総務課課長補佐（清水純一） 昨年度の 11 月に区長・組長会がありまして、その際に、区長や組長が配布物の仕分けをする手間がかなりの負担になっているというお話がありました。来年度、準備ができた時点で、それぞれ区や組に配布するチラシをまとめて、各組や伍長の束にしたものを区長さんや組長さんにお配りしたいと考えています。

これは調整中のところではあるのですが、その際には、ワークセンターなどにお勤めのお母さん方をお願いし進める形で考えています。その作業に対する委託費を計上したのになります。お願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 少し補足させていただきたいと思います。牟礼の場合は区長に今までお配りしていましたが、その下に組という組織があると思います。その組の単位まで分けて区長にお届けします。

三水は組長にお届けしていますけれども、その下に伍という組織があると思います。この伍の単位に仕分けします。

牟礼は組まで仕分けして、三水は伍まで仕分けして、牟礼は区長、三水は組長にお渡しするという事で予定しています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。中島議員。

○6 番（中島和子） 委員会で質問すればいいのですが、今の関連で、うちの三水のほうは配布物を配る方は伍長になりますが、今はお勤めの方が多くて、もう期限が過ぎた配布物が手元に届くというようなことも何回かございました。お仕事をしている方には大変なこ

となのかもしれませんが、行政で、これは少し緊急だということを知らせていただくことはできませんでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 今申し上げましたとおり、区や組の枚数がそのまま行っていて、区長や組長が、牟礼だと組ごとに何部と仕分け、三水だと伍ごとに何部と仕分けていました。この手間がかかっていたと思います。そこで何日かかかっていたりして少し遅れていたということも事実かと思います。

また、区長・組長会が4月にございます。そこでしっかりお話をさせていただいて、町でもこういうところを改善しているので、区長さんや組長さんにも、配布物についてはできるだけ速やかにお配りいただくようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。提案説明書の9ページの上段です。プロスポーツ応援バス事業が新規ということで55万円計上されています。これに至った経緯をお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、経緯ですが、長野パルセイロ・アスレチッククラブ、AC長野パルセイロ、AC長野パルセイロレディース等がございますが、そういったスポーツチームのスポーツ観戦の機会を創出して、地域密着型でプロスポーツチームの応援をしていきたいということで、今回、新規で提案させていただいております。

これにつきましては、長野の連携中枢都市圏事業の一つとして行うもので、来年度については、AC長野パルセイロとパルセイロレディースの応援バスを年2回ほど運行して、地域の皆さんが応援に行けるような機会をつくっていきたいと考えているところです。

連携中枢都市圏事業につきましては、80%が特別交付税で措置をされている事業でございます。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。小林議員。

○3番（小林文廣） 3番、小林文広。先ほどの配布物の件です。

○議長（渡邊千賀雄） 予算書のページをお願いします。

○3番（小林文廣） 説明書の5ページの区・組の配布物の仕分け作業委託の件です。

自治会、区・組に未加入の人には、どのように配布しておりますか。少しお聞きしたいのですが。

○議長（渡邊千賀雄） 清水総務課課長補佐。

〔総務課課長補佐 清水純一 登壇〕

○総務課課長補佐（清水純一） 現状で未加入の方につきましては、郵送で個々の方に送るような形を取っております。

○議長（渡邊千賀雄） 小林議員。

○3番（小林文廣） 東高原区ですけれども、だいぶ前に総務課と相談して、未加入者や時々みえる人に、現在、総務課から自分のほうに、郵送ではなくて職員が持ってこられて、近所へ私が配布しています。そのときにも、大いに結構なことだから、常駐の方がいると。その当時、合併前には、常駐者で未加入と加入の比率は半々だと聞いております。現在は知りません。最近はまだ高齢になって亡くなったり人に貸したりしていますが、周りの希望される方には現在も私が配布しております。中には、お金が必要かと質問された方もあるけれども、それは無料で配布しておりますよと。

そういうことですが、未加入の方も排除しないで、そのような具合でもう少し飯綱町もお考えください。私も長野市にも家があってこっちに来る。県民税は、同じ長野県でも均等割で飯綱町にも税金を納めている方がほとんどではないかと思えます。未加入の方も十分配慮していただきたい。移住者を増やせ、人口増、でも、現状では増えていかないと思います。お願いいたします。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 質疑ですから、要点を絞りながらしてもらいたいと思います。

徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 今、清水補佐からお答えしたとおり、東高原区ですと、区に未加入の方にもご希望があれば全ての方に、配布物については郵送させていただいているというのが現実でございます。

ほかにも、町の情報を得ていただく手段として、ホームページの充実や広報をスマホで見られるようにしたり、いろいろな手段の情報発信をしております。

それぞれの方にきちんと町の情報が届くように、さらにまたいろいろな工夫ができればと考えております。それでご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はございませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 提案説明書の10ページ中段をお願いいたします。集落創生事業ですが、今年度、新しくスタートされるところほどのぐらい想定されているのか。

また、地域おこし協力隊の募集に関して、地域活性化に資する業務とありますけれども、具体的にどのような業務を想定されているのか。

そして、これまで地域おこし協力隊は何名か定着しているところですが、地元住民とのコミュニケーションというか、そういった関係性はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、集落創生事業を何地区ぐらい想定しているかという質問です。令和3年度に集落創生事業を行っている地区は15地区でございます。新たに計画を立てて来年度から行う予定の地区が1地区ありますので、来年度につきましては16地区で集落創生事業を行うということで予算を計上してございます。

続きまして、集落活性化を担う地域おこし協力隊は具体的にどのような業務を行うかということでございます。これにつきましては、今年度、議会からの一般質問でご提案もございましたが、集落創生事業をより活性化し、さらに、これまで集落創生事業を行っていない地域でも取り組んでいただけるように、牟礼地区と三水地区に1人ずつ地域おこし協力隊を配置して、それぞれの集落が集落創生事業を実施するときに、一緒になって汗を流して集落の活性化を進めてもらうような、そういった地域おこし協力隊を2名募集したいということで、2名分の委託費や活動補助費等々で1,000万円を予算計上しているところでございます。

また、地域おこし協力隊が地域の皆さんとどのようにコミュニケーションを取っているかということでございます。地域おこし協力隊も人それぞれで、町としては、できるだけ地域おこし協力隊には地域の方と一緒に、コミュニケーションを取って仲良くやってもらいたいという話はしておりますが、非常によくやっただいている方と、なかなかうまくいっていない方というのは若干あるようでございます。

現在、町の地域おこし協力隊は、地域おこし協力隊の任務が終わった後もこの地域に残っていただいて、飯綱町の住民となって地域活動等を行っていただいている方も比較的多い状況でございます。地域おこし協力隊事業については、飯綱町はうまく動いているのではないかと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はございませんか。伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 説明書の10ページの下段です。総務管理費で若者会議関係費というのが200万円取られているわけですが、同僚議員からも提案があったような内容や、町長が私の質問にお答えになられて、若い人たちの声も聞いてというような形の中でのものだと思うのですが、具体的にどのようなことを考えておられるのかお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 若者会議についてお答えさせていただきます。まず、若者会議の対象ですが、高校生以上、40歳未満の若者に集まっていただいて、いろいろと意見を交わしてもらおうようなことを考えています。そのときに、単に若者の皆さんが夢を語るだけではなく、きちんと飯綱町の現実を見て、その課題について知っていただいた上で、その課題を解決するためにどう進んでいったらいいのかといったことを皆さんにしっかりと話し合ってもらいたいと考えております。

具体的には、5月から6月ぐらいに組織をつくりまして、7月から8月には町内を見学したり、町内の現状についてワークショップをしながら課題を話し合ってもらって、9月から10月ぐらいに1泊2日で泊まり込んで、膝を突き合わせてじっくりとみんなでどうやって課題を解決していくかを話し合ってもらって、最終的に、11月以降に課題解決のために動いていただくことを考えております。参加する若者については、15人程度を考えておまして、町内の若者だけではなくて、町内にお勤めの方なども含めてメンバーを構成していきたいと考えています。

この事業につきましては、県の元気づくり支援金で現在申請しているところでございます。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はございませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。別冊2の9ページの最下段になるのでしょうか、公共交通利用促進の関係です。最近、しなの鉄道を利用されているお子さんをお持ちの保護者の方から、やはり遅延の関係でかなり大変な思いをしたということで、今年は特に大雪だったので、しなの鉄道のツイッターから拾いますと、2月は6日間、1月は4日間、12月は3日間、遅延による影響があったと思われまます。例えば、前もって分かっている場合には保護者の方も途中まで送迎をしたりするのですが、駅に行ってみて電車が来ないということで、かなり遅い時間まで駅で待っていた高校生もいたということで、地域の方も少し心配をされていました。

調べますと、そのときに飯山線は動いていることも多いようで、豊野駅まで行ければ何とか長野やその先に行けるということがあったようです。逆に言うと、豊野駅でこちらに来られない北部高校の生徒さんもいらしたということですが、この点、例えば遅延になった場合に、豊野駅までの代替バスなどの協議をする予定があるかどうかをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えします。まず、北しなの線の遅延の関係でございます。対応として具体的に予算に盛っているものについては、牟礼駅に滞在する駅員を、これまでは7時から配置をしていたのですが、朝、急に雪などで動かなくなった場合の対応を考えて、来年度は朝の6時から配置するように考えております。

また、いかに運休や遅延といったものを早く連絡するかというものでございますが、大雪警報などが出ていて計画運休という場合には、事前に無線放送等でお知らせしているわけですが、急な事情があつて遅延になった場合は、無線放送でできるだけ早く対応しておりますが、放送が遅れてしまうことがございます。これについては、将来的には無線放送だけではなくて、登録をしていただいた方に、プッシュ型の情報発信をする手法を考えているところです。

代替バスについては、今のところは研究もしていないところで、予算にも計上はしていません。そういった議員のご意見もお聞きしましたので、研究をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。提案説明書の10ページ下段の中ほどですが、スマートタウン飯綱関係費で1,425万円の予算計上がされています。この事業は委託事業だと思うのですが、相手の会社と申しましょうか、契約者は電算と捉えてよろしいのでしょうか。

それと、地域デジタル化実証実験とありますが、先日、全協で簡単な説明があったわけですが、この実証実験で具体的に何をされるのか少しご答弁いただきたいと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。スマートタウン飯綱ということで1,425万円を計上してございます。この予算は、地域のデジタル化の実証実験を行うものです。具体的な契約の相手方などはまだ決まっておられません。今後、プロポーザル等で公募をかけた上で、各業者から提案をいただいた上で決めていきたいと考えております。

具体的な事業については、全協でも若干説明させていただきましたが、LPWAというIoT向けの無線通信技術を使った地域のデジタル化を進めます。LPWAの無線をつなぐアクセスポイントを全町に設置する予定で、計40か所の設置費用を工事費として250万円ほど計上してございます。

あとは、業務委託として、獣害対策ということで、今までは猟友会の方がたくさんお力を借掛けておいて見回りをしていただいていたわけですが、猟友会の皆さんもだいぶ高齢化してきていて、後継者不足で見回り作業が大変になってきているということで、どこのおりに有害鳥獣がかかったかということがすぐに分かるようにしていくものです。

また、雨量の監視ということで、現在も雨量を監視する場所が2か所あるわけですが、局地的に雨が降る場合がございますので、雨量の観測ポイントを増やしていくことを考えています。雨量の監視については、今までは雨量を監視するスポットまで調べに行っていたわけですが、今後はリアルタイムで雨量が把握できる形になります。

あとは、川の水位監視ということで、今まで中小河川等については水位を観測することができず、消防団の方などに見回りをしていただいたわけですが、今後は昼間でも夜間でも河川の水位の状況がリアルタイムで分かるような形になりますので、防災対策等にも役立つのではないかと考えています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はございませんか。

それでは、暫時休憩に入りたいと思います。10時10分まで15分間休憩に入ります。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

進行いたします。次に、第3款民生費、予算書78ページから105ページであります。質疑のある方はおられますか。風間議員。

○8番（風間行男） 8番、風間行男です。別冊2の23ページの中で、在宅介護の慰労金拡充となっておりますが、どのように拡充されたか、お伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。まず、在宅介護慰労金ですが、これにつきましては特別会計にあったものを一般会計に持って行って継続させていただきました。

拡充の理由ですが、今まで要介護3以上の方を対象としていたのですが、要介護認定審査会における審査の判定が要介護1及び2で、認定調査時の主治医の意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度が3以上の方の被保険者を対象としているということで、認知症における対象者を拡充してございます。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑のある方。伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 13番、伊藤まゆみです。説明書の16ページ中段の国保事業会計への拠出金で、事務費の関係ですが、昨年度と比べると1,000万円の上、減っているということですが、内容の変更があったのか、確認をお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは私の指示でお願いをしましたが、予算編成上、何としても一般財源を確保したいということで、正直に言えば、今のところ国保会計から1,000万円借り

て予算を組んだということです。決算や今年の交付税を見たりして、どこかで1,000万円を補填していきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第4款衛生費、予算書105ページから119ページです。質疑のある方はおられますか。風間議員。

○8番（風間行男） 予算書の115ページ、新型コロナウイルス接種体制確保事業の4,900万円有余ですが、私にも電話等で問い合わせがありましたけれども、ワクチン会場へ行くのにバス停まで出てきていただきたいと。出られなかったらタクシーで会場へ来るようにと言われて、大変切ないと。国民年金生活でタクシーを1万円以上使って行けないという話を聞きました。この中に送迎は予算化されているか、お伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 新型コロナウイルス接種について、送迎が必要な方につきましては、受付時に送迎が必要かどうかを確認し、接種日の中に送迎の日を設けて、民間のタクシー業者や社協に依頼して送迎をお願いしているところでございます。予算については盛り込んでおりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） ということは、これからは「タクシーで来るように」など冷たいことを町民には言わないということですか。きちんと手配をして来られる状態をつくってあるということよろしいでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 必要に応じて、まず受付時に足が必要だということを言っ
ていただきますが、昨年の初回接種のときにもそのような形で送迎をお願いしているところ
でございます。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。進行いたします。次に、第5款労働費、
予算書の119ページであります。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第6款農林水産業費、予算書の119ページ
から140ページです。質疑のある方はおられますか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。提案説明書の29ページですが、農業用ビニールハ
ウス施設補助とありますけれども、今まで取り組んでまいりましたいちごハウスや葉物野
菜も対象になると思います。現状はどのような感じで動いておられるのか。それに取り組
みたいという農業者が実際に何人いらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） ビニールハウスの補助につきましては、令和3年度は10棟
を見込んでおりました。しかし、問い合わせは結構あったのですが、現実には3棟の申請
があり、補助をしてございます。新年度につきましては、おおむね5棟分の補助というこ
とで見込んでおります。

いちごハウスにつきましては、現在、横手にビニールハウス1棟を建築しており、4月
以降、苗を植えて栽培してまいります。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。予算書別冊2の31ページです。6次産業化推進事業
の中のオーダーメイドりんごジュースの関係ですが、新規事業なので少し細かくお聞きし
ます。

まず、オーダーメイドりんごジュースはどのようなニーズがあったか。ターゲットはど
ういった人たちなのか。また、販売の目標額など、目標にしているものがあれば教えてい
ただきたいという点。あと、このサイトを立ち上げた後の使用料や保守料の関係など、こ
の先にかかる金額が見込まれていれば教えてください。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 現在はそれぞれふじやシナノスイートといった品種ごとの
りんごジュースが主に作られておりますが、グラニースミスやブラムリーといったジュ
ースと混合させた、要は比率を変えて作ったものにニーズがあります。高坂りんごもある程
度ほかのりんごと混ぜると非常に健康にも効果があるということから、そういったブレ
ンドしたものをECサイトで募集をして作ってまいりたいと考えております。

そのシステムの更新費用や維持管理費用につきましては、今のところ金額は把握してご
ざいませので、また把握しておきたいと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 続けて、新しいサイトを立ち上げるということですが、既存のみつど
んマルシェから枝分けして作ることは考えなかったかということ、今、品種を混合する
ところにニーズがあるということですが、例えば、こういったブレンドの配合がありますと
いうレシピ展開をしたほうが本数は売れるのではないかと思います。いろいろなものを混
ぜて1本で売るよりも、各瓶のロットの売れ行きが伸びるのではないかと考えています。

例えば、現在のみつどんマルシェを見ますと、「りんごジュース 21 種類飲み比べ」とい
う毎月3本ずつ送られるというものもあります。これも、使い方によっては、きっと少な
い量でしょうが、高坂りんごのいろいろなものを、今月はこれを混ぜて飲んでくださいな
ど、そういった展開ができなかったのか。また、りんご以外のジュースで、例えばももや
なしやぶどう、あと町でも進めているシードルの関係といったものとのブレンドの可能性

も、1本に混ぜないということを考えると、そういった可能性もあったのではないでしょう
うか。

また、今、サイトの保守料の関係はまだ把握されていないということですが、ここはやはり費用対効果をしっかりと見ていかなければいけないと思います。

少し多めですが、お考えをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。まず、オーダーの内容ですが、ジュースを買うためのものではなく、りんごそのものを買っていただいて、それをブレンドするという内容の取組です。ですから、配合については個々に自分好みの割合ジュースが作れるということで募集をかけていきたいということです。

それから、みつどんマルシェとの関係ですが、新たなECサイトにつきましては、カンマッセではなく振興公社での取り扱いを考えております。そちらで受け付けをして、加工所で加工をしていきたいということです。

あと、なしやぶどう、もも等のその他の品種につきましては、まだまだ工程の確立がされていないといえますか、ももについては昨年作りましたが、ぶどうやなし等についてはこれからですので、またジュースとして確立できれば、そちらとのブレンド等も考えていきたいと思えます。シードルについては、今いろいろなところで配合を変えて醸造してございますので、そちらはそちらで動いていきたいと考えております。

あと、システムの保守料につきましては、誠に申し訳ございません。恐らく年間維持費の見積もり等は出ていると思いますが、資料がございませんので、後ほど回答をさせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありますか。樋口議員。

○7番（樋口功） 7番、樋口です。説明書の37ページです。昨年12月に景観条例が施行されておりまして、そのためにもこの森林整備は非常に大切なことと認識しております。

この森林整備を進めるに当たって、特に森林組合等からの協力も非常に大切なことだと思うのですが、一番大切なことは、山の所有者をはっきりさせるということです。これが実際に今どの程度進んでいるのかが1点です。

もう一つは、ここで質問すべきものか少し疑問ですが、ここに書いてあります森林環境譲与税が財源になるのですが、過日、一般質問のときに、神奈川県のある市では、このお金が5億7,000万円で、飯綱町は470万円ということで桁が違います。山を持っている町村がこの程度の予算で、山のないところが5億も持っている。それで、今年の新聞には当然、使い切れていないという記事がありました。この辺のことで、これは国が分配も決めているわけですが、少し改善される余地はありそうな情報があるかどうか。

この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 森林環境譲与税の関係で、森林整備をするに当たっての所有者の把握をどのようにやっているかということですが、昨年度、全町の森林について、どういうところから進めていったらいいかということでプランニングマップの作成を行いました。優先順位が高いのはどういうところかという話をしますと、やはり間伐等をして収益のあるようなところ、間伐に入れるような地形の場所になります。現在、三水のりんごパークからサンクゼールに向かって南側の倉井の森林について、森林所有者の把握を進めているところでございます。まず、本年度はその辺りから進めてまいりたいと考えております。

それから、森林環境譲与税の内容について変更点があるかということですが、今のところ情報はございません。ただ、森林の持つ機能や景観も含めて、そういったことを売りにして都市交流等の展開ができればいいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10 番（石川信雄） 10 番、石川です。提案説明書の 31 ページ中段をお願いします。世界に誇る力強い産業形成事業の人材育成農業塾「いづなりんご学校」についてです。

今、コロナ禍ということでオンライン開催などをされていると思うのですが、本音を言えば、こういった卒業生さんたちが飯綱町でりんご農家になっていただければと考えるところですが、それはなかなかもう難しいのではないかと考えています。地元で生活している若者や高校生も含めて、こういったオープンな講座をやってはどうかと思いますが、その辺の見解を聞かせていただきたい。

あと、特産品開発の「りんごレザー」とありますが、確か先日の事業チャレンジでも、りんごレザーをプレゼンした女性が準グランプリを取っていたと思うのですが、この備品購入費について、何を買われる予定なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。まず、議員がおっしゃるとおり、りんご学校についてはコロナ禍によってオンラインでの開催となっております。りんご学校は今まで町が主体で運営をしてまいりましたが、自走化させるために地域おこし協力隊として2名を採用して、現在進めて頂いているところでございます。その中の1名は、りんご学校で学んだ方で、そちらの方が都市との交流も含めてりんご学校の運営を行っているところでございます。飯綱町に住む方でも、興味がある皆さまは機会があれば参加していただくことも可能かと思えますし、農業体験も設けておりますので、そちらに参加をしていただければありがたいと考えております。

あと、りんごレザーの備品購入費に関してですが、りんごレザーに使う粉末、要はりんごを乾燥させて、それを細かい粉にしなければならないのですが、粉末にするための機械の購入をしていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10 番（石川信雄） 粉末にするための機械を購入とありますが、実際に作業されるのはどなたになるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 今のところは、加工所の関係で作業を進めていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10 番（石川信雄） それでは、もう一点お願いします。提案説明書の 37 ページの獣害対策についてです。一応、わなやおりとといったものに対して補助があるわけですが、猟友会の皆さんもメンバーが増えることはなかなかないと思うのですが、新しく狩猟免許を取りたいという方の養成に関しては、現在どのようにお考えですか。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。確かに狩猟免許というか、猟友会に入る方はなかなかいないわけですが、それでも今の猟友会のメンバーの中で声掛けをしていただいて、狩猟免許の取得を促したりしているところでございます。町としましては、狩猟免許を取る費用について補助を行い、また、狩猟を行うには狩猟者登録をしなければならぬのですが、そちらにつきましても支援をして会員の増を図っている状況です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。清水議員。

○11 番（清水満） 11 番、清水満です。資料 2 の 31 ページです。委員会が同じでしたので、委員会でやってもと思っておりましたが、全体の認識の中でお聞きしたいということもあり、急きょ質問することにいたしました。

31 ページの一番下の地域農業振興人材確保事業の関係で、そこに「四季成イチゴ栽培支援」とあります。これは確か 4～5 年ぐらいたつとっておりますが、支援を続けながらこれをやる価値というと非常に怒られてしまいますが、私は意味があるのかと思っております。

ます。植物の特性上、やはりこの四季なりというものに対して、私はかなり難しい技術だと思っております。確かに、いちごは6月～8月の時期が一番高いことが分かっておりますが、ここにならせるのはかなり技術です。いちごは、温度をかけると生育がよく、実を付けるということですが、この時期を含めて年間でお金をかけてやる意味があるのか、非常に疑問を持っております。信大の先生方はうんと勉強をしていろいろやっていただいたということですので、やったことの経過については、私は何のかんのかとは申し上げませんが、そろそろデータを出して、これはしっかりやっていくべきではないかと思っております。

確か、18号線にもありましたが、やめた経過があります。その辺の今後の取組をどんなふうにやられるのか、さらに続けていくのか。併せて、一般農家の皆さんでやりたいということややり出した人がいたら何軒あるか、教えていただきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ありがとうございます。いちごはご存じのとおり、スマート農業の推進という意味もあり、信州大学の工学部の大井先生を中心とした指導を受けてやってきました。3年、4年のデータがまとまって、横手のあの地域だと、年間何トンの収量が見込めて、収支はこうなるという見通しがほぼ付きましたので、先ほど課長からもありましたとおり、横手の若い人たちを中心に5人ばかりのチームで既に大きいハウスを造って着手をして、4月には苗を植える段階にまで進んできております。今のところ、私たちもそれ以上どんどん増やしていく計画は持っていませんが、やはり、そのデータを見ていく中で結構な収入が確保できる見通しが付けば、それなりに進めていきたいと思っております。

ただ、「四季成」という名前にはなっていますが、こういう時代にどんどん燃料をかけてうんぬんというのは、いささか厳しいだろうと。議員がおっしゃるとおり、6月～9月辺りを中心にして、そこで十分な生産量が得られるデータの報告を受けましたので、ぜひ新しいスイーツの原料として、せっかく若い人たちが中心になるので、応援をしてい

きたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） ないようですので進行いたします。次に、第7款商工費、予算書141ページから147ページです。質疑のある方はいらっしゃいますか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。提案説明書の33ページの花ツーリズム事業をお願いいたします。

この事業は、町内の花の名所を回って歩くという事業だと思いますが、あじさいプロジェクトも、このコロナ禍でボランティアで行くことも少なくなりました。実際に今、現存している花を回ることも大切だと思いますが、花のある町づくりということも非常に大事だと思っております。

そんな中で、予算会議ではありますが、今後、一体この事業をどういうふうに捉えて進めていきたいのか、全体像を改めてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。全体像としましては、四季折々の花が見頃を迎えて、来る人の心を和ませるような、そんな町にしていければ良いと考えております。議員のおっしゃるとおり、それぞれの地域ごとに花の名所といったものができければ、またそれも非常に良いことだと思いますが、現存します丹霞郷の花や霊仙寺湖から上のミズバショウやリュウキンカ等も維持をしつつ、後世に残していきたいと考えております。

また、あじさいプロジェクトにつきましても、コロナ関係で全体の株数は増えておりませんが、補植等を行いながら、今も引き続き管理をさせていただいているところでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10 番（石川信雄） 地蔵久保のオオヤマザクラですが、5～6年前に比べるとだいぶ寂しくなっているのが現状で、もう半分ぐらいの規模になりつつあるのではないかと考えております。保存といいますか、手を入れて寿命を永らえさせることも大事だと思いますが、ふかんして見た場合に、少し悲しい気持ちになるところもございます。

そんな中で、先ほども花の町づくりはどうかと提案したわけですが、この間、閉鎖しました三水のマレットゴルフ場なども、休養林や植物園に整備するとか、そういった施策を展開して、町の美化に努めていくことも大事ではないかと思っております。

これは町長にお伺いしたいと思いますが、そういった花の町づくりに関して、これからどうしていきたいというお考えがあれば、お願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 基本的には、私どもの町の豊かな自然の中には、花というものはやはり非常にいい位置付けのものだと思っていて賛成です。しかし、道路の脇などにみんなで花を植えて楽しみましょうという取組は、一部、三水地区の広域農道沿いにはございますが、その他のところを皆さんが維持していくのがなかなか大変になって、私のふるさとの平出でもずっとやっていたのですが、途中からやる人がいないということでやめてしまいました。ああいう形の花づくりをやっていくのもいいのですが、私はりんごやもも、そして現在あるヤマザクラ、先ほども課長からありましたが、4月早々のミズバショウやリュウキンカなど、そういう現存するところをうまく見て歩いていただくようなしゃれた遊歩道、そして、たまにはどこかにトイレみたいなものも小ざれいに設置してあり、景観条例の制定に合わせて景勝地、飯綱町 100 選のようにいい写真が撮れる現場も用意して、秋には真っ赤なりんごのもとで、遠くには北信五岳の頭が少し白くなったような瞬間を捉えるような景色など、そういう既存にあるものを見やすく整備していくのも一つだと思っております。

いずれにしても、誰が見てもいいと思うのは花であることは間違いございません。従っ

て、どういうものをどう普及させて維持していくか。新しく何かを作ったり植えたりするのもいいでしょうけれども、いろいろな取組をこれからも工夫していきたいし、ゼロ予算ではないですが、なるべくみんなの力を借りて、大きな予算を使わずにできるような花づくりの町にしていけたらいいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。別冊2の32ページ中段をお願いします。一般観光費の中にEーバイク修繕料が見込まれていますが、令和3年の予算のときにも質問をしたのですが、信越高原連絡協議会に毎年145万円の負担金をお支払いしておりまして、そのメリットの一つにEーバイクが割り当てになったというご回答をいただきました。

その点で3点お聞かせください。台数はまだ1台のままでよいでしょうか。2つ目が利用実績はどのようなものになっているでしょうか。3点目は、Eーバイクは1台ですので、利用者の想定はどういった方を想定されていて、どのように周知されていく予定かをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。Eーバイクの関係ですが、現在は1台でございます。令和4年度にもう1台増える予定でして、その関係の修繕料が見込まれています。蓄電池を使った自転車のため、雨に遭ったりといったことで傷みがあるようですので、費用は少し高く見込んでおります。

利用実績ですが、昨年からコロナ禍でなかなか周知をすることができず、観光協会に問い合わせがあるものについてのみ貸し出しをしておりますので、利用実績自体は把握してございません。

それから、信越9市町村の信越自然郷の関係もございまして、そちらからもEーバイクが来る予定となっております。それらの利用につきましても、できれば1人の利用ではなくて、複数人で町内や近隣の市町を回るような形で利用をしていただければと考えてござ

います。

ターゲットにつきましては、町以外から来ていただいたお客さまに周遊をしていただければと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。提案説明書の32ページ下段をお願いします。東高原ゾーン整備事業の飯綱東高原外部看板リニューアルで439万8,000円が計上されております。これは再編計画の中でされると思うのですが、景観条例で審議会も発足するという事で、このデザイン選定に関し、審議会にかける予定はありますか。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） こちらにつきましてはまだ詳細な計画ができておりませんので、これから審議をしていきますが、景観審議会の意見を賜りながら計画を進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第8款土木費、予算書147ページから156ページです。質疑のある方はおられますか。伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 13番、伊藤まゆみです。説明書の40ページ中段です。除雪費の関係でお聞かせいただきたいと思えます。

まず、今年は特に平年と比べると雪が多かったということで、やはり町民の皆さんから排雪についてのご要望が大変多くありました。特に、支線といいますか、細い道から大きな道へ出る交差点で、大きな山になってしまい見通しが大変悪いという中で、やはり排雪を位置付けていただきたいというご要望を何箇所かいただきました。前に私も言わせていただいたのですが、これほど降り続いた年は今までそう多くなかったのですが、その辺について、この予算ではどう位置付けられているのかが1点です。

あと、水田や畑などの民地に入れさせてもらっている場合、入れてもらうのは別段いいけれども、やはり日当たりの関係もあり、できたら同じ畑の中でも日当たりのいいところへ置いてもらいたいという声もお聞きして、打ち合わせなどをしてもらえらるなら、業者さんに一言言ってもらいたいということです。5メートルくらい押していってもらえば日当たりのいいところがあるので、同じ畑や田んぼの中ならというお声も何件かお聞きしました。雪の多い年は特にその辺の気遣いも必要になってくると思います。これは、やはり雪が降る前の作業になってくると思うので、平常時、お仕事をされている方々がそういうところをやっていくのは大変だと思いますが、その辺についてもお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。排雪の費用につきましては、ご覧いただいている予算の中に含まれているということで考えていただければと思います。ただ、今年のように予想しないような雪の量が多い場合につきましては、補正等をして対応していますが、本来はこの予算の中で対応していくという内容でございます。

それから民地の関係でございますが、確かに道路等の雪については、畑や道路の脇等に排雪をしなければいけない状態で山積みになっているのが実情です。それらについては、今お話しがあったとおり、土地の持ち主のご理解をいただく中で、土地所有者とお話しさせていただき内容を確認のうえ、お願いしていく形が取ればありがたいと考えます。また、山積みになっている雪については、現在、崩したり排雪する計画をしているところであります。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 関連で、今後やっていただくのは当然お願いしたいところですが、日々の生活道路なので通勤をするときに大変危ないということがあり、そのような状況が見えたときに即対応してほしいということで、これに関しては、やはりどなたか区長等を

通さないとやっていただけないのか、確認をお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。通常ですと、一般の方に連絡をいただいですぐに対応できる状態とは限りませんので、現在は、公共性を保つためにも区長や組長などを通してお話いただく形を取っているのが実情です。今回のように雪が多いなどの状況のときには、区長・組長に限らず一般の方からについても連絡をもらったものについて職員が現場を確認し、本当にすぐに対応しなければならないものについては、できるだけ早急に対応しているという状況です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10 番（石川信雄） 10 番、石川です。提案説明書の 41 ページ上段の都市公園整備事業をお願いいたします。これは牟礼駅の上の現場だと思うのですが、旧三水庁舎跡地と申しましようか、あちらのほうも公園化計画がありましたが、特に進展はないと思って見ていますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 以前にも申し上げましたが、町自体の公園計画は、牟礼駅前、そして旧三水第二小の EAST、三水庁舎跡、牟礼西小跡の 4 か所を公園整備計画の中に入れて、順次、整備していきたいということで、三水庁舎の跡についても、いずれご提案をしていきたいと思っています。

なお、その財源は過疎債が使えるならベターだと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第 9 款消防費、予算書 156 ページから 159 ページです。質疑のある方はおられますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第10款教育費、予算書160ページから197ページです。質疑のある方はおられますか。風間議員。

○8番（風間行男） 8番、風間です。2点ほどお伺いします。

歳出の9ページで、教育費の保健体育費が1,700万円ほどの増ですが、この内容をお聞かせください。

もう一点は、学校給食の調理場の地産地消推進事業費が120万円とあります。私の記憶が間違っているかもしれませんが、米だけでしょうか、それとも、野菜もそういう手当がされているのかお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 恐れ入りますが、1点目がよく聞き取れなかったので、もう一度教えていただけますか。

○8番（風間行男） 9ページの教育費の保健体育費が1,700万円有余増になっているのですが、その内容をお伺いします。

○教育次長（高橋秀一） 保健体育費の関係で一番大きく増加しているものは、運動場管理運営費の中で、ふれあいパーク運動場のグラウンドの照明のLED化を図りたいということで、第1期の工事費としまして4年度は1,500万円を新規で予算計上しております。それが主な要因となってくると思います。

2点目のご質問は、調理場の地産地消の事業ですが、ここでいう地産地消事業につきましては、主に飯綱町産100%を利用している米の購入に係る補助の金額になっております。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） それでは、米だけで、野菜の補助は一切考えていないということでしょうか、よろしいですね。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。お米についてもですが、有機野菜については、農業振興負担金補助金の中の学校給食食材供給支援補助金ということで、支援をしてみたいと考えてございます。お米については令和3年度から、野菜については、今まで同様に支援をさせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。中井議員。

○2番（中井寿一） 2番、中井です。小学生に年間1人1万円の助成が出ているという話ですが、それはどの科目から出ているか教えてください。唐突な質問ですみません。単なる質問なので、後で教えていただいても結構です。

○議長（渡邊千賀雄） それでは、そういうことで。ほかに質疑はありますか。教育費です。高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 大変申し訳ございません。まず、順番が逆になってしまいますが、中学校の教材費につきましては、予算書176ページ10款3項2目の教育費 中学校費 中学校振興費で、中学校教材費補助事業として1人1万円の250人分、250万円の予算を計上させていただいております。小学校費についても、予算書の170ページですが、同様に小学校教材費補助事業として両校合わせまして470人分の一人1万円、470万円を計上させていただいております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありますか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。本来であれば委員会で聞くべきことかと思うのですが、予算議会ですので事実確認をさせてください。提案説明書の44ページの10款 中学校管理費関連になると思いますけれども、中学生のお子さんが、何らかのトラブルがありまして他市町へ転校されたという話を聞いております。それに伴い、親御さんも転出されたという話も一部聞こえてきております。実際にそういうことがあったかどうか、お聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。学校でのトラブルがあつてご家族で転出されたというのは、いつのことか私も分かりませんが、石川議員がどの時点でどのことをおっしゃっているのかが分かると、こちらもお答えできると思います。家庭の事情で替わられるということではありますが、トラブルが原因で家族が引っ越されたことは認識しておりません。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） この件はプライバシーに関わる件ですので、また改めてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） ないようですので、暫時休憩に入ります。再開は、11時20分になります。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

進行いたします。次に、第11款災害復旧費から第14款予備費、予算書の197ページから200ページです。質疑のある方はおられますか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、地方自治法施行令第144条による予算に関する説明書、予算書の201ページから208ページまで。質疑のある方はおられますか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 以上で歳出の質疑を終わります。

続きまして、歳入の質疑を行います。

第1款町税から第22款町債まで、予算書では18ページから40ページです。歳入全般で質疑のある方はおられますか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。19ページの入湯税の関係をお願いします。

令和元年の決算などに比べると入湯税の関係が半額という状態です。この中で天狗の館入湯税の関係で、直接施設に入館される方の入湯税と、スキー場やグランピングに付いている無料券で入館される方の入湯税は、それぞれ別々にカウントされて入っているのか、指定管理業者からそういった報告になっているのかどうかをお聞きします。

なぜかという、スキー場やグランピングがかなり好評だと聞いているので、果たしてその相乗効果があるのかどうかを確認したいです。直接入館される方と無料券で入られている方です。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 入湯税の決まりで、事業者が無料で配布しても、100円は負担していただくとなっています。従って、スキー場でリフト券を買われた方に対して、温泉券が寄付されても、1人としてカウントし、100円の入湯税としてお支払いいただくようになります。

残念ながら、普段は1,000万円を少し超えるぐらいあったのですが、今はコロナでお客さんが半分になってしまいました。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 割合につきまして把握はしておりません。先ほど町長が申しましたように、天狗の館に入館された方から1人100円でカウントをして、その金額を納税いただいています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） ないようですから、最後に全体を通して質疑のある方はおられますか。
大川議員。

○12番（大川憲明） 12番、大川です。コロナ関係の27ページの衛生費です。コロナウイルスワクチンの一般財源、接種体制の確保事業で、令和4年度は予算がゼロになっています。本年度は1,000万円を見ていて、来年度は1,000万円減となっているということは、飯綱町ではできているからいいということですか。予算の見方として、そのように考えてよろしいですか。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 財源のご質問ですので、私からお答えさせていただきます。別冊2の27ページの一番下になります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業です。

来年度の予算が4,938万1,000円ですが、国からそっくり国庫支出金として入ってきますので、特定財源ということで4,938万1,000円を計上させていただいております。町から出る一般財源はゼロと来年度は見込ませていただいております。

3年度につきましては、7,930万円の予算を計上させていただきましたけれども、国から7,830万円が入ってくると見込ませていただいて、100万円の一般財源を上げていました。これについては当初、職員の人件費の一部を町で負担する部分が出てくるのではないかとということで、昨年は100万円を予算で見させていただいた経過があります。

基本的には、ワクチンのお金は国からそっくり来て、それでワクチン接種をしている状況です。4年度は全て特定財源で見させていただいた形になります。

○議長（渡邊千賀雄） 大川議員。

○12番（大川憲明） すみません。金額の桁を間違えて1,000万円と言ってしまいました。

3年度はこの100万円と7,830万円の予算を組んでやったのが、来年度は4,938万円、国から来るからやらないと考えればいいですね。それで同じことができるのですね。

というのは、来年度もコロナだけでなく、変形も出てくるのではないかと思います。そうなったときに、今回もそうですが、県が冬場は町民会館でやってくれるからいいですけども、

健康管理センターのところでやるには雪があって駄目だとなって遅れると、非常に心配になります。自分のことを言って恥ずかしいのですけれども、私は基礎疾患がありますので、2月7日の日曜日に県の接種会場へ行って打ってもらいました。基礎疾患や年寄りの人たちが早くやりたくともできないとなれば非常に心配なので、今この予算がこれだけあれば間に合っけりかとやれるのでしょうかという、念を押したかったのです。そういうことでお聞きしたのですが、それに関してお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えさせていただきます。今、議員からご指摘がありましたワクチン接種の関係ですけれども、今ちまたの報道を見ておりますと、新たにオミクロン株については少し高止まりをしているようです。ただ一方で、沖縄ではさらにいったん減ったけれども、また増えてきている状況がある。それは変異株がまた少し変わっていて、さらに感染力が強いような株に変異しているのではないかという話も出てきております。

現在では、ここに盛っている予算程度を見込んでいますが、途中で夏場等に新たな変異株というものが発生してくれば、国でも当然、補正予算を計上するでしょうし、そういった財源をもとにして対応していきます。

今回、接種が遅れて県会場に足を運んだという話もありました。この点は、町でも今年度が初めてで手探りの対応という中で、ワクチン接種の段取りに不手際があった点もあったと思います。そういう点を踏まえて、さらにワクチン接種が必要だという状況になった場合には、今までの反省点も踏まえて、よりスピーディーに皆さん方に接種ができるように対応していきたいと考えております。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。中島議員。

○6番（中島和子） 6番、中島です。すみません。ほかの委員会のことですのでお聞きします。

予算書の18ページの中ほど、衛生費の環境対策費です。事業内容の中にある開発行為設計等検証委託というものが、新規で30万円が3件、90万円が上がっています。この内容というの

は、今、太陽光や大規模開発などの話があったときに専門家による検証ができるのかと考えますが、この新規事業の中身をお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） お答えします。新規で開発行為設計等検証委託を90万円盛りさせていただいております。こちらは議員がおっしゃるとおり、太陽光等開発行為が種々出ております。それに対しての技術的な検証がなかなか町内の担当ではできないということがあります。その点を踏まえまして、外部の検証できる事業者へ技術的なものの検証を依頼、委託する経費で一応3件分盛りさせていただいております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） そうしますと、区長や組長あたりが中心になって、こういう話があった場合に今まで役場に来ていろいろ相談をされているかと思いますが、それも同じでいいのでしょうか。役場へ相談して、またそちらへつないでいただけるということでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） お答えします。一応、手順としては、今までどおりの形になります。事業者から、この地区にこういったものをつくりたいというものを、各地区の地元の意見を反映する条例になっておりますので、その手順は変わりません。今、言われた予算の関係につきましては、役場内としてきちんと技術的に対応しているかどうかの検証の形になります。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 続けてもう一件、19ページ中ほどの住民生活環境係の可燃ごみ収集費についてです。新規の事業で一般向けごみ収集庫立会業務委託があるのですが、これはどういうものなのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） お答えいたします。新規で一般向けごみ収集後立会業務委託ということで58万円を盛らせていただいております。こちらですが、都度いろいろ問題になっておりますけれども、ごみの収集の関係につきましては各地区の衛生組合にお願いをして、それぞれの地区のルールによりまして、時間、あるいは分別等の指導をしていただいております。各地区の衛生組合に加入をしていない方に対しまして、どうしたらいいのかということで、まず、収集庫を設置いたしまして、そちらに立ち会いと指導の方を付けなければいけませんので、その方を時間で委託すると考えています。衛生組合に属さない方のごみ収集庫運営費で予算を盛らせていただいております。

○議長（渡邊千賀雄） 小林議員。

○3番（小林文廣） 衛生組合。

○議長（渡邊千賀雄） 今との関連ですか。

○3番（小林文廣） はい。同じです。区に加入していないから衛生組合も加入していないということではありません。衛生組合には全員加入しています。除外するのは大きな間違いです。行政もよくお考え下さい。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 考え方ということでお答え申し上げます。ごみ処理につきましては、それぞれの地区ごとに収集の関係をお願いしていますが、地区の中に衛生組合の組織があるという認識です。いろいろと問題があるかと思いますが、その辺は研究をしていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑。樋口議員。

○7番（樋口功） 7番、樋口です。歳入の面で少し細かい話をお聞きします。

今回、町税が増えることはいい傾向にあると思います。その原因は固定資産税の増と、たばこ税が増になるということですが、予算を増やす理由をお聞きしたい。固定資産税については、3年度と違い、調整がされなかったのかと思います。これだけたばこをやめているにもかかわらず

らず、たばこ税が増える理由をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 土倉税務会計課長。

〔税務会計課長 土倉正和 登壇〕

○税務会計課長（土倉正和） お答えいたします。町税全体としまして令和3年度は9億5,400万円余、令和4年度は9億8,800万円余です。3年度比で3.6%、3,400万円ほどの増額といたしました。

新型コロナ感染拡大の影響で税収を厳しく見積もった3年度と比べまして、対策に伴う軽減策の終了、また、課税額に対する収納率の上昇を見込んだ結果です。

主な要因としまして、個人住民税は年金受給者の増加に伴う年金所得などで増加しましたが、法人町民税は新型コロナ感染拡大の影響による法人税割の減少により、微増としました。固定資産税ですが、コロナ関連緊急経済対策、それから生産性向上特別措置法による特例が令和3年度までであり、対象物件が賦課されることなどによる増額です。軽自動車税ですが、環境性能割、臨時的軽減措置の特例が3年度で終了したための増です。たばこ税では、価格の値上げによる増税などです。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑。中井議員。

○2番（中井寿一） 2番、中井です。先ほどの入湯税についてです。無料券の分については、天狗の館の人が払うような話だとお聞きしました。そうすると、天狗の館の人は無料券を発行した人に対して請求しますね。請求するのが面倒くさいとなった場合は、町に入湯税が入ってこなくなるのかと心配になりました。その辺は、確実に無料券分についての入湯税を町に納めてもらう仕組みはどこにあるのか、お尋ねします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 例えば、町がボランティアであじさいの植栽に来ていただいた人たちに、入湯の500円の無料券を出す。その分を町が天狗の館にお支払いするわけです。天狗の館はその500円の収入の中から、入湯税分の100円を町へ納めていただくこととなります。ただ、入

湯税の条例の中で、町長が何か認めるなどの項目があったかどうか記憶しておりません。特別な措置法的なものがないように思っていますけれども、それ以外でしたら申し上げたとおり、無料券を出している例はいろいろあります。地域の協力をしていただいている集落や中宿へ1軒当たり2枚出すなど、または68歳以上はお一人2枚ずつの無料券を出しています。それについても全部、使っていただいたものをもって役場へ請求していただくようになります。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 無料券を発行した団体が町に100円を納めるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今のところ無料券を発行できるのは町だけです。

○2番（中井寿一） ありがとうございます。分かりました。

○議長（渡邊千賀雄） 全体を通して、ほかに質疑ありませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。全体を通して、カンマッセに支払われる総額、もしくは課ごとの金額を教えてください。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 総務課の関係からお答えさせていただきます。ふるさと納税を3億円見込んでおりますけれども、11%の消費税で12.1%分をふるさと納税事業費の委託料として3,630万円を計上しております。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 企画課関係の委託料をお答えいたします。企画課関係では、カンマッセいづなに8業務を委託しております。令和4年度の予算額が1,918万5,000円です。令和3年度と比較いたしますと、1,200万円ほど委託料は減額しています。

委託料とは若干違いますが、カンマッセへの指定管理料ですが、令和4年度については1,700

万円を計上しています。これにつきましては、令和3年度と比較して300万円減額して計上させていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 教育委員会では、別冊49ページの「もっと自分らしく輝くiママ事業」「子育て世代支援施設運営事業」の中で、1年契約ですので来年度はまだ確定しておりませんが、幾つかの事業を委託する予定です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ございますか。中島議員。

○6番（中島和子） 6番、中島です。民生費ですが、教育委員会が所管になると思います。48ページ上段の子育て支援センター事業費の中にありますファミリーサポートセンター事業は、昨年度の利用者がゼロだったと記憶しております。1年後に利用者があったのかということと、先日、若い方とお話をする機会がありました。移住して来たけれども、産後が大変だったなど、親のような支援があればいいのにという意見がありました。前は、施設の中や妊婦健診などで周知されるという話でしたが、その後の経緯はどうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。これまでも何度かご質問をいただきました。施設等もできましたので、そちらを利用する中でファミリーサポートセンター事業も運営していきたいというご回答もさせていただいております。周知につきましても、センター利用者等に積極的に広報をするとともに、広く町内に広報しております。

一番利用しづらい点については、受け入れていただける方が、高齢化しているといった事情もありますので、センター利用者の中でお互いに協力できること等も含めまして、今、担当が改善を図りながら進めておるところです。

来年度も引き続き積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11 番（清水満） 11 番、清水です。委員会が違うので、ここでお聞きいたします。

別冊 2 の 20 ページです。これは北部衛生施設組合の議員の皆さんは中身を理解されておるかと思いますが、組合議員以外は分かっていないと思いますので、お聞きしたいと思います。

北部衛生施設組合の運営と、し尿処理施設の維持管理費への負担金です。確か全員協議会で 3 回ほど議論をしたときの金額は、私の記憶では 670 万円でした。50%、50%と丁寧な説明をしていただいで理解しております。それから見ると、1,711 万 4,000 円と大幅に増えた中身をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） お答えいたします。確かに、全員協議会の中の資料で 600 万円ほど増えるとお伝えしてあるかと思ひます。

今回、全体で 1,100 万円ほど増えているということですが、全協のときもお話をしましたが、通常経費とは別に、来年度から解散に係る積立金として、2,260 万円の積み立てを順次していくというのが予算に入ってきております。人口割となりますので、細かい点まではあれですが、飯綱町が 52%ぐらい、信濃町は 47%ぐらいが積み立てに対して負担増になります。そちらで計算しますと、人口割ですので飯綱町が多く盛られていまして、1,050 万円ほどが積み立て部分になります。その点、実質的には昨年度より、増えた総額の 1,700 万円を引きますと 550 万円ほど事業の負担としては増えています。そのほかの 1,150 万円は、解散をしていくための積立金の部分ということで増えている中身です。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11 番（清水満） もう一度確認ですけれども、確か全員協議会のときに、私は 670 万円増を積立金と拝察をしております。今の説明ですと、1,150 万円と聞こえました。この差額はどのようにこういう形になったのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 差額というのは、全協のときの資産関係との差額という形でのよろしいですか。全協のときの資料につきましては、通常の事業費の中身で説明をしております。それとは別に、解散ということの積み立ての関係で2,230万円が入ってきている形です。全協のときの500万円、あるいは600万円ほど負担が増えるといった数字の内訳は、通常の事業費の中での増える数字として資料を提出していると認識しております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員から全協のときもご質問がありましたので申し上げます。手元に北部衛生の予算書があればいいのですが、確か今年度は9,000万円を少し超えるぐらいの総予算だと思います。

今、議員がご質問されたのは、令和3年度の全く同じ事業費で、負担割合を変えた場合には600万円程度の負担増になるのではないかとご説明させていただきました。今度、ふたを開けた中では、処理をするための費用と関係職員の人件費にプラス、今の2,200万円ほどの基金を造成したい。新しく示された予算で負担割合のもとで計算をしますと、今回のような負担金になりました。予算書をもって話をすれば一番ですけれども、し尿処理に関わる経費については、それぞれの持ち込んだ実績割で処理をし、総務費と呼ばれるものと、基金の積み立てに相当する金額については、人口割で割り返した数字が、今回の4,700万円の数字になります。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ございますか。中井議員。

○2番（中井寿一） 2番、中井です。しつこくて申し訳ありません。先ほどの入湯税の件で、無料券で入っている人の人数や収入が分からないとお聞きしましたけれども、町だけでなく民間の事業者も無料券を発行していると思いましたが、その認識は間違っているのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えします。先ほどの入湯税の関係で、割合が分からないというお話をしたかと思えます。それにつきましては、スキー場とグランピングの利用の際にセ

ットで入っている入館無料については把握ができないとお答えさせていただきました。

町から発行する無料券については、使用した段階において、天狗の館からそれぞれ担当あてに請求が来ることになっております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 17 号は、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。午後 1 時ちょうどに再開します。

休憩 午前 12 時 00 分

再開 午後 1 時 03 分

◎議案第 18 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、議案第 18 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。予算書 209 ページから 241 ページ。質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 18 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 19 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 3、議案第 19 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。予算書 243 ページから 264 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 19 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 20 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 4、議案第 20 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算を議題とします。予算書 265 ページから 316 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 20 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思えます。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに

決定しました。

◎議案第 21 号の質疑、付託

- 議長（渡邊千賀雄） 日程第 5、議案第 21 号 令和 4 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算を議題とします。予算書 317 ページから 330 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 21 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。
-

◎議案第 22 号の質疑、付託

- 議長（渡邊千賀雄） 日程第 6、議案第 22 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算を議題とします。予算書 331 ページから 342 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 22 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 23 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 7、議案第 23 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算を議題とします。予算書 343 ページから 364 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 23 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 24 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 8、議案第 24 号 令和 4 年度飯綱町病院事業会計予算を議題とします。予算書 365 ページから 400 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 24 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 25 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第9、議案第25号 令和4年度飯綱町水道事業会計予算を議題とします。予算書401ページから433ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第25号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第26号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第10、議案第26号 令和4年度飯綱町下水道事業会計予算を議題とします。予算書435ページから465ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第26号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎散会の宣言

○議長（渡邊千賀雄） お諮りいたします。3月4日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時から開くことにします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、3月4日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時14分

令和4年3月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和4年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年3月4日（金曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	総 務 課 長	徳 永 裕 二
企 画 課 長	土 屋 龍 彦	税 務 会 計 課 長	土 倉 正 和
住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行	保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭

産業観光課長	平 井 喜一朗	建設水道課長	笠 井 順 一
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	大 川 和 彦
総務課課長補佐	清 水 純 一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨 本 克 裕	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表（3月4日分）

順	議席	氏名	発言事項
1	10	石川信雄	1 太陽光発電について
			2 飯綱町DX（デジタルトランスフォーメーション）について
2	14	原田幸長	1 町の人口増対策について
			2 「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴う町の取組について
3	9	目須田修	町の現状と将来（インフラの老朽化対策は）
4	8	風間行男	1 学校給食について
			2 給食スタッフの雇用について
			3 福祉センターの跡地利用について
5	11	清水満	1 教育委員会制度について
			2 学校でのいじめ問題について
			3 除雪融雪後の対応について

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、一般質問を行います。質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いいたします。

また、コロナ感染症防止対策のため、事前にご通知のとおり、質問時間は1人40分での対応をお願いいたします。

◇ 石川 信 雄

○議長（渡邊千賀雄） 発言順位1番、議席番号10番、石川信雄議員を指名いたします。

[10番 石川信雄 登壇]

○10番（石川信雄） 10番、石川信雄です。おはようございます。質問に先立ちまして、私は2月末より憤りと悲しみの中で日々を過ごしておりますけれども、今回のロシア侵攻による戦火の犠牲になられた方に対しまして深く哀悼の意を表したいと思っております。そして、今日の一般質問については、飯綱町の平和とさらなる安全安心な暮らしを願って質問してまいりたいと思っております。

それでは、質問趣旨に沿いまして質問してまいります。最初に、太陽光発電について質問なのですが、このたびの予算では温暖化対策策定で 367 万円の予算が計上されております。ゼロカーボンといえる時代で、SDGs の中でも重要な位置付けになってきておりますけれども、エネルギー問題はやはり経済の中でも外貨として流失するという通貨の流れからしても、非常に大きい割合を占めるわけです。まさに今もガソリン高などに直面しております。その中で、これからの再生可能エネルギーについては、非常にウエートの大きい事柄ではないかと感じております。

先日行われた事業チャレンジでも、この太陽光発電のソーラーパネルへの取組のプレゼンテーションがありました。くしくもグランプリとはなりませんでしたが、オンラインで見ていた限りでは、私の中では一番実のあると申しましょうか、公共性にあふれたプレゼンではなかったかと感じております。

そのようなことから、今回、太陽光発電について改めて質問するわけです。早速質問に移ります。飯綱町地域新エネルギービジョンでの再生可能エネルギーの位置付けについて改めて見解をお伺いしたいと思います。町長、お願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おはようございます。40 分というご協力をいただいておりますので、手短かに要領よくお答えを申し上げたいと思います。

議員がご指摘のとおり、飯綱町には地域新エネルギービジョンというものがございまして、ひとまず平成 26 年から令和 5 年までの 10 年計画で制定されております。その中で、実現性の高い新エネルギーとして、太陽光、太陽の熱、そして中小の水力を使った発電、最後はバイオマスの熱利用、この 4 つを大きなエネルギーとして導入していこうという計画を立てて進めております。

具体的には、太陽光については、今、議員がご指摘のように、公共施設の屋根に設置して発電していく。また、個人のお宅の維持や新規に対しては、今もやっておりますけれども、何と

か助成を維持継続し充実していきたい。

水力については、芋川用水を使った水力発電は、ほぼ実現していただけるだろうと思っております。

そして、バイオマス等はペレットストーブ等の導入によって進めていこうということで進めております。

地産地消にもつながることで積極的な取組をしていきたいと基本的に思っています。議員からこれからもご質問がいろいろございますけれども、具体的な実施方法については、いろいろ大きな課題もありますし、財源的なこともありますけれども、基本の姿勢は、ただ今申し上げたとおりでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 1月20日ですが、三水地区において、長時間と言えるか分かりませんが、1時間程の停電がありました。この寒期の停電ですので、心身ともに非常にさみしい思いをしました。

今、電力に頼っている生活がかなりのウェイトを占めており、昔でしたら、調理もそうですけれども、薪炭材のエネルギーだったのですが、やはり現代社会は電力の使用が一番大きいわけです。あれだけの停電となると、ある意味、人災と言えるようなもので、災害危機対応の面からもエネルギー問題は非常に重要かと思っております。

家庭内においても、電力に頼らない生活というのは必要と考えております。今、ゼロカーボンの取組は世界的なものですけれども、今、町長から、水力、バイオマス、太陽熱、太陽光と町の新エネルギービジョンのご説明をいただきました。

その中で、バイオマスにつきましては、以前、天狗の館さんにバイオマスボイラーを入れるというようなこともありましたけれども、あれは未実施となっていたかと思えます。そういったバイオマス資源については、飯綱町はまだ取組が遅れていると正直感じております。そのような中で、間伐材の問題も含め、これから始まるりんごの剪定の枝の処理もそうですけれども、このバイオマスエネルギーにつきまして、もう少し突っ込んだと申しませうか、熱い取組が

必要ではないかと考えております。その点、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 以前にも剪定枝の処理等を含めて、もう少しバイオの世界を考えたらどうだというご提案がありました。長野市に「いいづなお山の発電所」というところがあって、結構な発電量を誇っております。あの規模の発電所を造るということは、今の飯綱町の状況としてはそこまで考えておりませんが、ご指摘のとおり、里山の整備というものも含めて、木材を利用した発電やバイオマス燃料の活用というものは、飯綱町は原料が十分あるだけに、検討をしていきたいと思っております。

当面、具体的にすぐにこういう事業に取り組んでいくということはありませんが、この間、思い付きではあったのですが、これだけ木材が豊富にある町だから、ふるさと納税で木材を使うとか、バイオにしたいからうんぬんだとか、そういうことを検討してみるのも面白いのではないかとこの指示をしたところです。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 今、町長から、ふるさと納税での扱いも考えているということでしたが、ぜひそれを進めていただければと思います。

また、町内にバイオマスのストックヤードのようなものが整備されていれば事も運ぶのでしようけれども、現在はそういった施設もありませんので、なかなか難しいとは思いますが、バイオマスはカーボンオフセットでも特に問題なしとされています。燃やしても二酸化炭素の排出につながらないということでもあるので、ぜひ、今後、それ以上の事業活動を進めていただけたらと思います。

次の質問に移ります。野立てソーラーパネルに対するガイドライン等の策定の考えを改めてお伺いしたいと思います。

このたびの景観条例によると、なかなか規制というところまではいかず、事業者の努力目標に準ずるような条例になっています。不備とは申しませんが、今の条例のままではなか

なか制御し切れない問題になろうかと思っています。

具体的に今回3件申請が上がっているようですけれども、今後ますますそういった申請が増えてくるのではないかと考えております。

今回のモニターさんからのアンケートにも、ソーラーパネル設置に関しては必ずしも反対ではなく、やはりエリアを決めて設置したらいいのではないかという意見も頂戴しております。私自身も、ソーラーパネルに対して何が何でも反対という立場でもありませんけれども、町長は、これから増えると予想されますソーラーパネルに対して、制御という表現がちょっと適当か分かりませんが、どのように制御して考えていかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 結論的に申し上げますと、自然エネルギーはこれから伸ばしていかなければならない重要なことではありますけれども、野立ての太陽光については、十分注意をして取り組んでいきたいというのが基本的なスタンスです。

飯綱町は、この素晴らしい景観をみんなで維持し、守って、伸ばしていこうというスタンスで景観条例を作りました。私は、朝、北信五岳が素晴らしく見えるところに、太陽光のパネルがそこら中にちゃかちゃかと光って見えているというように、いささか町のトップは一体何を考えているのだろうと皆さんがお考えになるような不適切な場所、または景観だけでなく危険を伴うような不適切な場所、または住宅地の真ん中など、それは十分注意をしていきたいと思っています。

ただし、個人の財産のところには太陽光を設置したいということを、法律または条例で禁止をしていくという条文を作っていくのはなかなか難しいだろうと考えています。今、飯綱町には自然環境保全条例、それに基づく規則が制定されております。そこにプラスして、今回、4月1日から本格施行になる飯綱町景観条例、法律では森林法や農業振興地域の整備に関する法律や農地法などもあります。それを総合的に見る中で精いっぱい、規制という表現はいささか議員からもご指摘がございましたけれども、そういう法律との兼ね合いを十分見た上で、そこ

にプラス地元住民の意見を反映した判断を町としてはしていきたいと、非常に長くなりましたけれども基本的にはこのように思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 確かに、環境基本条例もそうなのですが、環境アセスメントをしっかりとされた上で設置となれば法律的には問題ないわけですが、これは本当に財産に関する権利の問題もありますので、行政としてもなかなか踏み込めないのが実情かと思います。

そこで提案と申しますか、思うのですけれども、区長・組長会において、地域のソーラーパネル問題を考える機会をつくっていただいて、地域担当職員がそこに加わって、地域の皆さんと一緒に景観協定づくりをしていく。そうすると、そこに暮らす地域の方々も、うちの山は遊んでいるからパネルでも置こうかという考えにも至らなくなるかもしれません。区長・組長会にそういった話し合いの場を設けるという考えは町行政にあるでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 初めてのご提案なので即座のイエス・ノーは控えさせていただきます。基本的には、区長や組長さんたちがイエス・ノーを判断していただく問題ではありません。許認可の権限は町長にあるわけです。町長は、地元のご意見を反映した形で判断していく。判断をしていくには、素人判断ではいささか難しい時代になったということで、藤沢課長から予算の説明の中に、今度は専門の林業コンサル等を考えておりますけれども、一定の委託料を払って、専門的な見地で今回の計画についてどうだろうということを分析してもらい、それを大きな町の判断の一つにしたいということで、今、このことを進めていこうとしています。あまりにも地元の区長や組長さんに責任をかぶせるようなスタイルは、地元の区長・組長にとってはたまったものではないと判断をしています。

ただし、自分の財産ではあるけれども、先ほど言ったように、景観をみんなで守っていかなければいけないのではないだろうか、それがあつ意味では太陽光よりももっと大きな財産だつという考えはないだろうかという話し合いをするような場というのは、それぞれの地域や組や区、

いろいろなところで行政懇談会や「町長のお出かけ町政懇談会」等があります。そういう場で、大いに景観条例を普及させていく意味でも、議員がご指摘のような機会を持って、皆さんにご理解をいただくチャンスを増やしていきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 景観条例を作っていく上で、今年度予算に講演などのシンポジウムの予算も盛ってありましたが、このコロナ禍でそういった機会も特に開かれませんでした。やはり住民の皆さんに、環境とはどういうものか、景観とは一体どういうものかといった勉強の機会や場を設けていくことは非常に大事だと考えています。ぜひ、大学教授でも構いませんけれども、そういった方面に通じた学識経験者をお招きして、また機会を設けていただければと思っております。

それでは次の質問に移ります。先の事業チャレンジにあったことですが、公共施設の屋上にソーラーパネル設置をという取組についてお伺いします。

2030年、政府は公共施設に50%義務付けるということで発表しておりますけれども、飯綱町の現在の進捗状況をまずお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 公共施設での太陽光発電のパネル設置については、先ほど町長からもお話があったとおり、地域新エネルギービジョンでは令和5年度までに公共施設5箇所パネル設置という目標を立てています。現在のところ、公共施設のパネル設置はりんごっ子保育園、メーラプラザ、横手直売所、飯綱中学校の4箇所ということで、目標に対する進捗率は80%という状況です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 今、りんごっ子保育園という発表がありましたけれども、使われなくなりたいいづなコネクト WEST や EAST、三水小や牟礼小もそうなのですが、そういった校舎の屋上に設置するということは、今のSDGsの時代に教育的効果も高いのではないかと考えます。その

ようなことから、ぜひ前向きにどんどん進めていただきたいと思います。町長はどのようにお考えですか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先日の事業チャレンジで、今、議員がおっしゃったように、EAST と WEST の屋根を貸してほしい、そこへ太陽光パネルを上げたいという提案がありました。上げるのはみんなからお金を出し合ってもらってやるようなスタイルでやって、町には屋根の貸し代をお支払いするので町の収入にもなるし、事業者にもいい。そして、いざ災害のときには、そこで発電した電気は優先的にその場所で使うようにしたいというチャレンジで、非常にいい提案だと私も感じておりました。

これからは、町がお金を出し、町が何をやり、町が管理をするという時代から、少し企業的なセンスで、三者みんなにメリットがあるという方法を十分考えて取り組んでいきたいと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10 番（石川信雄） 2030 年の 50%目標というのは、2021 年度の 6 月に政府の閣議決定がされたということなのですけれども、その中で、公共施設の太陽光パネルの設置については PPA モデルというものも推奨されております。調べたところ、要するに業者が場所を借りて発電して売電することから、設置費用も負担が少なくなるというもので、現在そういった補助制度もあるようです。そういった取組を、業者とも話し合いの機会を設けてどんどん進めていただきたいと思います。

また、小布施町では、名称を忘れてしまいましたが、既に民間の電力会社と協力して体育館の屋上に太陽光パネルを設置してやっているモデルケースもあります。そのようなことを参考にしながらも、飯綱町モデルとしての取組を推進していただければと考えております。

それでは、太陽光発電につきましてはこれで終わらして、次の飯綱町 DX（デジタルトランスフォーメーション）について質問してまいりたいと思えます。先の全員協議会でも説明があ

りましたが、今日は一般質問ということで、少し違った切り口で質問してまいりたいと思います。

飯綱町 DX のそもそもの目的と住民への効果を、町長にお願いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 初日の開会のあいさつで申し上げましたけれども、自分自身は、DX と言われても一体何がどうなっているのかという段階です。従って、それは十分ベテランの知識の深い人を招き入れたとして、全体がレベルアップした上での目的をお話し申し上げたいと思います。

今の時代、間もなく国が、児童手当の申請などの事務は、もうデジタルの世界でやってくださいと法律で決めてスタートしてきております。

私たちの事務でも、昨年、三水の分庁舎が閉鎖になるときは、窓口の住民票や印鑑証明は、不便だからできればもとの場所でサービスを続けてほしいという話がありました。今、このシステムを導入していくことによって、二十歳の息子が東京の学校に行っていて住民票が欲しいと言ってきていると。それは、父ちゃん行ってくれではなく、スマホから役場へ本人が申請をして、しかも電子決済で手数料も払って、2日後ぐらいには自分の東京の新宿の下宿に郵送されてくるというシステムを、一言で言えば、一つの事務としては導入できます。

または、窓口へ来ていただいても、「おばあちゃん、今日は何が欲しいんだい」「わしは印鑑証明というのがあればいいんで」というときに、そこを書いてくれ、あれがどうした、はんこを忘れた、もうそういうことは要らない。担当が画面を見て、「おばあちゃん、これでよろしいですね」と確認して画面を押してもらえば印鑑証明が出てくる。こういう事務を令和4年度中にはスタートするようになります。

こういうシステムを導入して、時間の短縮や、役場までわざわざ来ていただくなどの煩わしさの省略。そして、それを受ける事務の効率化・省力化につながっていく。それはあくまでも、窓口の今の事務を省力化し改善していくという一つのメリットです。

これから進めていく中では、この間も説明いたしましたけれども、いろいろなセンサーを置くことによって、農業関係のメリットや建設水道課でもメリットがあるなど、いろいろな方面でのメリットにどんどん花が咲いていくような感じで広がっていくので、私はどうしても取り組まなければならない必需的な事務の一つだと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 行政の役場庁舎内の事務の効率化は非常に大事だと思いますけれども、住民の利便性の向上にも資する目的があるのではと思います。

その中で、町長の今回の定例会議のあいさつにもございましたが、事業推進に当たって組織体制をつくるということでした。そこで、外部人材の活用ということで、電算から派遣の方をお招きするようでありますけれども、その組織体制についてももう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それでは、DX関係の来年度の組織体制について答弁させていただきます。まず、来年度当初に町のDX推進本部を立ち上げる予定です。この推進本部は町長を本部長にして、副町長、教育長、課長等で組織し、町のDX推進の意思決定のほか、町はDX推進計画を策定していきますが、それに基づく各施策の進捗管理などを行う予定です。

また、DX推進の要となるDX推進プロジェクトチームにつきましても、来年度立ち上げていきます。このプロジェクトチームでは、各課から委員を選出して、町のDX推進計画案の策定や、各課の抱える課題をデジタル技術でどのように解決していくか検討をしていく予定です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 行政はとかく縦割り行政とよく言われるわけですがけれども、今聞いた限りでは横の連携もあるのかなという感じで捉えております。課長以下、各課から1名選出ということでもありますので、問題のないように進めてもらえればと思います。

電算から派遣される専門的な方との付き合い方について、もう少しお聞かせいただきたいと

思います。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、DX のプロジェクトチームを進めていく中で、十分な DX 関係のスキルを持つ外部人材を見つけるまでが非常に大変だったわけですが、何とかいろいろな企業と話をした中で、町の基幹業務のベンダーである電算から 1 名、おおむね週 1 ペースで来ていただける方向になりました。

町長がごあいさつの中でもお話ししましたが、そこにまた DX 関係の専門職員を来年度から置くこととなりますので、この DX の専門職員と電算から来ていただく職員の 2 人が中心になりながら、プロジェクトチームを動かしていったり、各課とのいろいろな連絡を密にしながら、デジタル技術でいろいろな問題を解決していくような形で動いていくのではないかと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10 番（石川信雄） ただ今、行政の取組方をご説明いただきましたけれども、先日の全協で説明がありましたデジタル・ディバイド対策ということで、地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援ということもうたわれております。これは、凸版印刷さんやカンマッセいいづなさん等で考えておられるようなのですが、具体的にどういった支援をされるご予定でしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） デジタル・ディバイド対策ですけれども、町民の多くの方にデジタル技術で便利な生活ができるような対応を考えております。

まず一つは、これからスマホがデジタル利用の中心になってきますので、スマホの取り扱い方の教室を行っていきたいと考えています。これについては、今年度も行ってはいるのですが、やはりレベルに応じた講習が必要ということで、スキルに応じた講習を考えていきます。

それから、マイナンバーカードの普及も非常に重要で、全協でもお話ししましたが、現在、

確定申告の会場でマイナンバーカード取得の相談を受け付けております。実は、そこで非常に多くの方がマイナンバーカード取得の申請を行っていただいております。1日平均で10件弱の方に申請をしていただいております。

デジタル・ディバイド対策とともに、マイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） それでは、時間も迫ってまいりましたので、次の質問に移ります。国のデジタル田園都市国家構想への参加の考えはということですが、今回のこのDXもそうですが、岸田内閣の肝いり事業と捉えております。飯綱町はこのDXに対していち早く手を挙げているわけですが、国の補助対策事業になっているうちはいいのですが、先々の展開をもう少し詳細に説明いただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 導入の後のランニングコストをご心配されていると思うのですが、今のところの試算では年間240万円程度をランニングコストとして見ております。ただし、これは国としてデジタル化を進めておりますので、国は交付税等の基準財政需要額等へどの程度乗せてきてくれるのか、その辺りはまだ定かではありません。

また、デジタル田園都市国家構想の推進交付金は、内閣府が中心になって進めている国の交付金です。これについては、事業費の9割ほどが補助として入ってくるシステムになっております。せっかく国から役人が来ていただいた当町でございますので、やるとなれば何が何でも交付金を頂いて進めていきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） このデジタル田園都市国家構想に限っては、今よく言われるテレワークやワーケーションの問題も含まれてくるかと思えます。なかなか人口が増えない当町でありますけれども、ぜひこういった国の制度を活用しながら、IT系のインフラを整えていただい

ればと思います。

以上を持ちまして、私の質問を終了といたします。

○議長（渡邊千賀雄） 石川信雄議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は9時55分としたいと思います。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時55分

◇ 原 田 幸 長

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号14番、原田幸長議員を指名いたします。原田幸長議員。

[14番 原田幸長 登壇]

○14番（原田幸長） 議席番号14番、原田幸長です。通告に従い、順次質問をさせていただきます。

私も、今回のロシア軍のウクライナへの侵攻について、強い憤りを感じていますし、亡くなられた方々へのご冥福をお祈りしたいと思っております。

さて、質問です。毎月人口異動調査に基づく県の推計について、新聞報道がありました。県内の市町村別に2022年1月1日時点での記載があり、飯綱町の人口は1万131人、1年間の人口増減は141人減、社会増減は11人減とありました。その記事の中で、東京一極集中がさらに鈍化、あるいは県内からの転出超過数が大幅に縮小され、県内の人口の自然減は1万3,479人であり、過去最大の減少幅と結んでありました。初日の町長のあいさつでもありましたが、町の社会増減が11人減だったということは、町が人口増対策に取り組んできた成果だということで、大いに評価をされると思いますが、今後はプラスに転じていくことを期待しながら、人口増対策について質問をさせていただきます。

初めに、地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くする「企業版ふるさと納税」の制度を使

い、企業から寄付を集めるという自治体が増えています。寄付集めには国の認定が必要で、認定自治体数は、昨年の令和3年11月26日時点で1,260の自治体になっているそうです。

そこで、町は、企業版ふるさと納税制度の活用を行っているのでしょうか。また、活用がない場合には、ネックとなっている要因は何か、伺います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。結論的に今、飯綱町は企業版のふるさと納税は受けたことがございません。また、議員のご指摘のとおり、企業版ふるさと納税を受けるための地域再生計画を作って、国の認定を受けていく行為もやってございません。なぜそのような状況になったかと言いますと、企業版のふるさと納税の関係もございしますが、私たちはEAST・WESTをはじめ、メーラプラザ等々、農業やさまざまな福祉の向上・振興等を、国の総合戦略事業やふるさと創生事業の地域創生交付金をもとにして取り組んでまいりました。既に事業費が二十数億円に上り、飯綱町としては大変大きな国庫補助事業のプロジェクトでございました。

この事業については、再三申し上げてまいりましたが、国の補助金で50%を受けるとともに、その補助残の50%についても、特別交付税で5割から8割の支援を受け、また、残ったお金については合併特例債という、後の借金返済で国に面倒を見てもらえる非常に有利な起債を使って二十数億円に取り組んでまいりました。非常に計画的に財源の見通しがつく事業で取り組んでまいりました。

従って、大きな意味では、何とか企業版ふるさと納税の事業を導入してやっていこうというニーズがそれほど高まっていなかったことは事実でございます。しかし、一連のふるさと創生事業が一段落して、これからその事業を展開していくソフトの時代になったという現状においては、また後ほど申し上げますが、企業版ふるさと納税は大いに考えていかなければならない状況と判断しております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 分かりました。今年度までいろいろと地方創生事業など、かなりこなして

こられたので、本当に時間的な制約もあったと思えるのですが、前向きに取り組んでいただければありがたいという気持ちです。

次の質問です。2020年4月の税制改正により、寄付を行った企業は法人関係税からの税額控除が約9割になり、企業の実質負担が1割まで圧縮されることになり、寄付しやすくなったと考えますが、この企業版ふるさと納税制度を活用した事業展開をされるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ただ今の答弁で最後に申し上げたとおり、ハードで一生懸命いろいろなものを造ってきた時代から、ある意味では恐らく人材というものも付いて回るとは思いますが、いい企業の人たちから支援をいただく中で、もう一步レベルアップしていくことは極めて大事なことで判断しております。そのための準備を進めていくつもりでございます。

その方向については、課長から申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、企業版ふるさと納税のメリットを整理いたしますと、企業については議員のおっしゃるとおり、法人関係税について最大約9割という高率な税額控除を受けられるということと、もう一つは、SDGsの達成など社会貢献ができ、企業としてのイメージアップやPR効果が得られること、地方公共団体との新たなパートナーシップを構築できるなどのメリットがございます。

また、町にとっても、民間資金により財源が確保できる等、行政にとっても民間企業との新たなパートナーシップが構築できるという点でメリットがあると考えております。

先ほど、地域再生計画の認定の話がございましたが、国もこの地域再生計画の認定手続きの簡素化を行っております。具体的に言いますと、これまでは企業版ふるさと納税を受けるためには、個別に地域再生計画の認定を受けなければいけなかったのですが、それが簡素化され、

事業をひとまとめにした包括的な地域再生計画でも認定されるようになりました。町としては、まずそういった包括的な地域再生計画をつくり、国の認定を受けたうえで、企業版ふるさと納税を受けやすい体制をつくっていきたくと考えております。

もう一点は、これから寄付を多く集めるためには、企業に賛同してもらえそうな寄付活用事業の選択や立案、効果的な周知が必要となりますので、そういった役場内の体制づくりも進めていきたくと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） ここで、企業版ふるさと納税を活用した事例を紹介します。山形県の南陽市では、コロナ禍で生活に影響を受けている同市出身の学生を支援しましょうということで、この企業版ふるさと納税を活用した食の支援事業を始めたということです。食は南陽産の米「つや姫」5キロ、南陽グルメセットといわれるラーメンやそばなどが入ったセット、南陽スイーツセットということでラスクと焼き菓子などがセットになったものを学生に送る支援だそうです。南陽市の公式LINEで申し込んで、南陽市はふるさとの食を贈ることで若い世代との新たなつながりをつくって、将来Uターンなどで人口を拡大する狙いがあるとしているそうです。山形県内の5企業から各社10万円の寄付を受けて、南陽市出身で県外に居住しながら大学や専門学校などに在学している学生に、食の支援を実施するというもので、南陽市に住所がある保護者がいることが条件ということです。

各社50万円とか100万円という大層な金額でなくてもいいと思いますので、10万円ぐらいで企業としては1万円ぐらいの持ち出しで済んで地域貢献ができるので、本当にいい制度ではないかと感じております。ぜひ活用していただければ、みんなが喜べるようなときが来るのではないかと思います。

次に、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、企業の人材の地方公共団体等への派遣促進を通じて、地方創生のより一層の充実、強化を図る人材派遣の経費が税額控除される仕組み、いわゆる人材派遣型とセットで行うことは可能か、伺います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。先ほど申しましたとおり、町でも内閣府のシティマネージャー制度により、副町長までやっていただいた小澤さんの派遣を2年間受けました。そして、今はふるさと振興公社に、10億円の販売を最終的に見据えた直売所のプロジェクトを組む中で、会社から1人のスタッフの人材派遣を受けてございます。年間560万円まで国が面倒を見ましょうという制度に乗ってやっております。また、先ほど石川議員の質問にありましたデジタル田園都市国家構想の経費や、そこに派遣される人の人件費なども、その事業で採択されれば充当されるということで、いろいろな形で人材派遣を受けてございます。

それぞれの省庁が人材派遣を考えておりますので、どういう形にするかはともかく、ぜひいろいろな方法でこれからも人材派遣を受けていきたいと思っております。また、できれば企業版ということも非常に大きな意味で、公害のない、飯綱町にふさわしい企業から人材派遣を受けて、それを通じてその企業とパートナーシップと申しますか、結び付きを深め、産業の振興につながる方向になっていけば、絵に書いたような一番いい方向だと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 分かりました。今回の株式会社電算との業務委託契約なども、企業版ふるさと納税の人材派遣型で進めることはできたのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それにつきましては、現在、地域再生計画がまだ認定されておられないので、企業版ふるさと納税の対象にはなりません。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 仮に書式が整った時点で申請をするといったときに、この人材派遣型を受けるための双方のメリット、自治体と派遣する会社のメリットがあると思うのですが、どのようなメリットが想定されておるか、伺います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） いろいろなケースが考えられますが、一つの例では、予算査定の中で残念ながらカットをしましたが、実は東高原等を含めた観光を、もう一回、どういう観光がこれからの時代にニーズとして求められているのか、インバウンドで外国の人たちにも来ていただくには一体どうすればいいということで、JTB から人を呼びたいと。JTB さんは今、旅行等の需要が減って非常に人が余っているといいますか、両者にとってもいいということでそういうお話がありました。世界や日本の動向を見ながら、10年、20年後にはこういう形のサービスが求められていくので、こういうことを大事にしましょう、こんなことを少し変えていきましょうという観光のプロの指導は素晴らしいメリットだと思いますし、それに伴って、その地域の産業や観光や農業が進展していく。さらには、人口増対策につながるという、双方にいろいろなメリットが多分にあると思います。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 分かりました。

次の質問です。令和2年の国勢調査に基づき、飯綱町が一部過疎から全部過疎になったことで、中山間地に位置する飯綱町の活性化や人口増対策への過疎債の適用は可能になるか、伺います。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

[総務課長 徳永裕二 登壇]

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。過疎対策事業債につきましては、過疎市町村が過疎地域持続的発展計画、いわゆる市町村計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められた地方債であるということをご承知のとおりかと思えます。この過疎債は、産業振興施設などのハード事業に加え、地域医療の確保や交通手段の確保、集落の維持及び活性化、住民が将来にわたり安心安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るために、必要と認められるソフト事業にも充当できるという例外的な地方債でもあります。

議員がご質問のとおり、飯綱町が全部過疎となったわけですが、このことで現在、

企画課におきまして、市町村計画の改定作業を行っております。牟礼地域で実施していく事業につきましても、この計画に追加されるということになりますので、町全体の活性化や人口増対策に係るハード事業はもとより、認められるソフト事業につきましても、有利な起債であります過疎債をできる限り活用してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14 番（原田幸長） 過疎債が使えるということで、町にとっては大きなメリットがあります。一部、批判的にはどうかという問題もありますが、本当に有利になったということで自信を持って進めていただきたいと思います。

人口増を進めていく上では、さらに若者住宅建設が必要と考えているところでございますが、町長の初日のあいさつで、来年度から普光寺の焚荒地区で住宅の造成工事がスタートして、住宅に移っていきたいというお話がありました。自分の中ではこの焚荒地区がどこか分かりませんが、町の所有地でしょうか。それとも、用地買収をこれから進めていくということでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 町の土地でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14 番（原田幸長） 現在は山や荒地になっているのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） 三水B&Gのすぐ脇の辺りの土地になりますので、畑の跡と見えますか、原野のような場所になります。見晴らしのいい北部高校のすぐ脇の道路から牟礼方面を見下ろせる辺りの土地になりますので、特に荒地でも、山でもございません。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14 番（原田幸長） 昨年3月の同僚議員の一般質問で、旧赤塩保育園の活用についてお答えに

なられていて、人口増を図るために、跡地に町営住宅を建設したいという答弁がありました。

旧赤塩保育園は現在、SUN が使っておられていて、将来的には町営住宅を建設したいという希望ですが、今の段階で解体をしないで、サテライトオフィスとして活用できないかと考えるわけですが、どうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 旧赤塩保育園については、建物自体が非常に老朽化をしております、いずれ取り壊しをしなければならない物件であるということは、一つ承知をしていただきたいと思っています。

また、サテライトオフィスとしての利用ということですが、すぐ隣が旧三水第二小、コネクト EAST でございます。これから3階の利用をどうするかということもございしますが、そこにサテライトオフィスのような用地がございしますので、そういう意味では集合的にそこを使ったらどうかと思っています。

ただ、今の保育園の跡地利用は、非常に災害の心配もなく、日当たりがよく、中心地であり、豊田飯山インターや飯山駅にも5分、10分で行けて交通の便がいいことをもろもろ考えますと、会社の社員の住宅、もしくはもっといろいろな人が入りたくなるような住宅など、いずれにしても何らかのご提案を申し上げていくエリアになると思っております。

まず、その手前の事業として、そこへ入っていくための道路と用地買収について、令和4年度の予算で今回申請をしているところでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 分かりました。原田地区に住宅が完成して、南からの交通の便と、今、町長がおっしゃった高速からの入り口が赤塩地区になるということで、大変いろいろなところから期待をされる場所だと思いますので、また計画にのっとって進めていただければと思います。

サテライトオフィスにつきましては、まだ需要が伸びていくと思いますが、その辺の見解は

どのようにお考えなのか、お聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。サテライトオフィスについては、いづなコネク
ト EAST と WEST の両方に貸店舗で入っていただいておりますが、入居が非常に順調で、両施設
ともほぼいっぱいの状況でございます。先ほど町長からもお話があったとおり、EAST の 3 階部
分をサテライトオフィスとして整備できるように、来年度の予算で改修工事の基本設計業務の
予算計上をしておりますので、将来的には 3 階部分を利用していきたいと考えているところ
でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14 番（原田幸長） 何としても人口増を図っていく上で、しっかりと取組をお願いしたいと思
います。今の時代といえますか、少子高齢化がますます進んできておまして、人口の自然減
はもう止められないということでもあります。社会増を図るしか、もう手段的にはございません。
一人でも転出を少なくし、一人でも転入が多くなるよう、事業を推進していただくと
お願いして、次の質問に入ります。

プラスチック資源循環促進法の施行に伴う質問に移ります。政府はプラスチックのリサイクルや
削減、地球温暖化対策の推進を目的とした新法「プラスチック資源循環促進法」をこの 4 月に
施行し、家庭から出るプラスチックごみを一括回収する経費の一部を地方交付税で手当をする
としておりますが、現在の町の取組状況をお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） それではお答えいたします。本年 4 月から議員の言われたプラス
チック資源循環促進法が施行されます。当町の対応と取組ですが、飯綱町となった当時から、
プラ容器包装の関係とその他プラということで既に分別収集をしていただいております。その
他プラは再資源化を図っておりますので、この法律の前からやっている状況でございます。数

字的なことを申しますと、長野県内に 77 市町村ございますが、同様の形でプラスチック処理、分別をして再資源化しているのは飯綱町を含めて 8 市町村ということで、まだ数は極めて少ない形でございます。従いまして、飯綱町については、この法律が施行された後に特別なことをやるということはありません。

もう一つ、地方交付税の手当の関係でございます。国からどういった中身でそれを手当していくかという情報はございませんので、今のところは不明でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14 番（原田幸長） 県内で 8 市町村ということは、長野広域で同じような回収の仕方をしていくところはあるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 長野広域の範囲内ということでしょうか。9 市町村で長野広域連合は構成しておりますが、やっているのは飯綱町のみでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14 番（原田幸長） 政府から見ると、飯綱町はこの事業の最先端を行っているということで大変評価をしたいと思いますが、リサイクルやプラごみの削減、地球温暖化に対する推進をますます図っていただければと考えます。

2 つ目です。最近、海洋ごみとなったマイクロプラスチックごみについて、報道を目にすることが多くなりました。当町で懸念されるのは、旧牟礼西小のグラウンドのサッカー場の人工芝から発生するマイクロプラスチックごみと、私は認識をしています。といいますのは、何か環境問題が起こったときに、町自体が運営しているところからそういったごみが流出してしまうと、世間の方々の目にさらされるということになってくるので、そこが一番心配をしているところです。今あるサッカー場からマイクロプラスチックごみが流出しないような手だてはされているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。議員の質問のとおり、スポーツ用人工芝が老朽化して、ちぎれた人工芝が風雨によって川などに運ばれ、海に流れ込み、マイクロプラスチックごみになることがあるようでございます。

飯綱町サッカー場においては、経年劣化により人工芝や人工芝内に充填したゴムチップが場外に流出する可能性がございます。その対策の一つとして、令和元年度から2年度にかけて、風雨によってゴムチップ等がコートの外側のVS側溝に流出しにくくする対策工事を行っているところでございます。人工芝の供給メーカーがスポーツ用人工芝からのマイクロプラスチック流出抑制の実証実験を実施しているようですので、それらの検証結果や対策等を参考にするとともに、今後も、人工芝やゴムチップ等の流出状況を定期的に観察して、マイクロプラスチックごみの対策を行ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 分かりました。少しでも環境に負荷をかけないで優しい事業の展開をお願いいたします。

まだ少し時間がありそうなので、通告にはなかったのですが、今回の議会報の「新しい町づくりへ 私の提案 第25回」という中で、早朝のごみの立ち会い等は廃止し、24時間いつでも出せるようにすることで、住民への負担が軽減でき、解決策は、集積場を増やし、分別システムを構築すれば可能という提案がされたわけですが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。3分以内でお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 今、言われた24時間対応という形ですが、現況を申しますと、飯綱町につきましては、各地区で組ごとに収集場所の管理をして、決められた時間に出すといった形を取らせていただいています。具体的には、収集所の立ち会い、先ほどもプラスチック等がありましたが、分別の指導、周辺の掃除や除雪といったことを立ち会いと一緒に地区の方に

やっています。

24時間対応の集積所という形になりますと、こちらで考えているのは、動物の侵入や病害虫の発生などがございますので、決められた時間に決められた収集をするといったことがベストだろうと考えております。そのほか、立ち会いがありませんと、分別の収集がなかなか指導できないということもございますので、今のところ、24時間対応については考えておりません。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 分かりました。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 原田幸長議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は、10時50分をお願いします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

◇ 目須田 修

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号9番、目須田修議員を指名いたします。目須田修議員。

〔9番 目須田修 登壇〕

○9番（目須田修） 議員ナンバー9番、目須田修です。前回は農業について伺いました。今回は住民のインフラ、特に上下水道について伺います。計画中の新しい水源は半世紀を超える住民の念願だと思います。

私からの今日の質問の重要点は3つあります。1、新しい水源地。2、その契約は慎重に。3、老朽化対策は、です。

昭和30年の大合併後に打ち出された旧牟礼村の上水道。村民の大きな期待の中、峯村町長が小学生の頃に始まった上水道工事。しかし水源が思うようにならず大騒動になり、村長が交代するという重大な問題になりましたが、敷設されてもう六十余年になります。

一方、三水地区においては大半が川の水を利用しているため、平成の大合併後は安全でおいしい水が望まれ、オール飯綱として水源の一本化をほかの議員より提案されてきました。

今回の町長の英断は、今期を含む3期12年の中で最大のプロジェクトの一つになると考えます。新しい水源は何度も検討されましたが、答えが出ませんでした。町長は、水量不足の不安解消に、漏水も考えられるので調査し、改良すれば安定した供給の可能性があると回答されていました。水質が良く、水量が十分にある水源が見つからないと言ってきた町の上水道。町長は、この問題は議会と十分協議を重ね、住民の賛同を得た上で進めていくことが大切と思っていますと今定例会のあいさつで述べられていますが、既に動いているようですので、もろもろのデータを含め質問し回答を求めます。

質問1、三水地区の水源について、令和3年度から着手しているとあります。半世紀を経た今、新しい井戸を掘ることに踏み切られた一番の大きな点は。回答を求めます。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。議員も昭和30年当時の問題について触れられておりますので、私もかなり神経を使ってあいさつや答弁をさせていただいています。三水村、牟礼村が合併し飯綱町が誕生するときの牟礼側の問題はスキー場、三水地区の問題は水道問題が大きな争点でした。これを踏まえて、この問題を暗に一本化していけばいいのではないかという簡単な表現で話を進めていくと、感情的にいろいろな思いを持っている方も多いため、非常に慎重に話を進めていきたいとっておりますもので、その点については一つご理解いただきたいと思っております。

今日は時間が短いので、端的にご質問に答弁をさせていただきます。新しい土橋の井戸は令和3年に初めて掘ったものではありません。前に掘って1回、三水水道として合併前に利用していたわけです。その現状はどうだという調査をさせたところ、持ってきた水が極めて水量も少ないしカビ等が繁茂しているような、これは不適當ではないかと思われるような水でした。従って、吸い上げる井戸をクリーニングして、もう一回上げてみろと指示をしたのが平成30年

ごろだったと思います。その結果、一定のいい水が昔のように出始めてきたのですが、継続的にクリーニングぐらいのことでこれからも確約できるかは少し難しいと。しかし、水の調査をしてみると、いい水が上がりそうな可能性は十分にありますということで、水道会計事業は苦しいから一般会計からお金を水道事業会計に繰り出して 3,000 万円ほどかかったと思いますけれども、それなら井戸は新規にその近くの別の場所に掘ってみろというのが、その経過です。その結果、お知らせしたような水が出てきたということで今回報告をしたところです。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） 今のお答えで、三水の1本目の井戸は分かりました。牟礼地区のほうはどのように。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） よく覚えていただいてありがとうございます。これは将来を見据えたものでした。気持ちとしては、牟礼水道と三水水道を一つのものにして、どこかで管をつなげたい。それには、牟礼地区の大変大きな水を頂いている地域の皆さんの同意が必要だろうし、説明が必要だろうと。しかし、それでなくても水が足りないときがあるのに、よその地域へ回していく水などどこにあるのですかということにきちんと答えられるように、それ相当の新たな水源を旧牟礼地区に求めようではないかと。それが旧サニーハイランドの別荘地の深井戸でした。

そのサニーハイランドについては、今、飯綱町の牟礼水道の水道水を供給してしまして、その井戸は休んでいました。これをもう一回揚水してみて、日量どのくらい上がるか調査をしてみると。この結果、800トンぐらいのきれいな水が上がってきました。

しかし、飯綱東高原に鉄分のない水を当てるのは宝くじを買うようなものです。なかなか当たりません。いい水が出てきても途端に酸化して、真っ赤な水になってしまうのがほとんどの地域でした。そのサニーハイランドの水は貴重な水なのです。

ただし、それを揚水試験でばんばん上げましたら、下の高坂という集落で今まで使っていた簡易的な水道の水の出が悪くなったと。原因はその辺りにあるのではないかという指摘もござ

いまして、これから調査をするところです。

いずれにしても、サニーハイランドが別荘地として幾つもの会社の別荘があったときには深井戸を使っていたのですから、その分ぐらいは下の高坂の地域の皆さんについてもご了解いただけるのではないかと思っています。

それと、給水率でいくと7割から75%ぐらいのお金になっているので、残りが漏れていると。これを直すことによって、牟礼地域の皆さんの水道は、大門川から従来通りの水量を頂きたいと思っています。これ以上の水を頂くことは考えておりません。三水水道に必要な水は、土橋やサニーハイランドの深井戸・泥水改善等により確保したという段取りをしていると理解してほしい。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） それでは、質問2つ目です。三水の井戸から日量2,000トン程度の揚水が可能と説明されています。これは、調査掘削まで進んでいるということでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは担当課長からもまた詳しく申し上げますけれども、結論的に言いますと、何日も何時間も上げ続けて、その水位がどのぐらいの時間で戻ってくるかということは何回もやって、1日のくみ上げ可能な水量を出す揚水試験も終わっていて、ポンプを入れて上げれば明日からでも2,000トンは上げられる井戸だということです。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） ここで、担当課長にお願いと回答を求めます。住民の水道代伝票や行政の予算書は立法メートルの体積で示されています。一方、町長は重量のトンで説明されています。単位をそろえて明確にさせてほしいので、課長にお願いします。

水1トンは何立方なのか、町長が確保したい日量1,500トンは何立方なのか、それは三水地区1,640戸のうちの何戸に相当するのか、三水地区1,040立方の何%になるのか、お願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。今お話のありました水1トンと1立方メートルの関係ですが、1トンがそのまま1立方メートルになります。簡単に言いますと、1メートル角の真四角の中に水が入っているという状態が1立方メートルです。ですので、町長からお話のあった1,500トンについても、1,500立方メートルという内容になります。

それから、三水地区の水道の利用家庭1,640戸。1,500立方メートルでどのぐらいの戸数が持つかということですが、通常ですと、三水地区で1日に使っている水量が1,400立方メートルから1,500立方メートルの辺りになります。ですから、そのままであれば109%程度の水量になるのですが、実際は年間を通すと多い日も少ない日もあります。一応、夏場の一番多い日で今の1,500立方メートルではなく1,900立方メートルほど水を三水地区では使いますので、そちらの数字で考えますと、上限の79%程度、戸数にして1,290戸程度の水量と考えられます。

○9番（目須田修） すみません。そのままもう一度数字を確認させてください。パーセンテージだと79%とおっしゃいましたか。家庭何戸に相当すると。

○建設水道課長（笠井順一） 1,290戸です。

○9番（目須田修） 1,290戸。ありがとうございます。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） では、町長にお伺いします。芋川用水からの取水は将来不要になる、あるいはやめることが可能なのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） それが問題だと、初日にあいさつをさせていただいたわけです。深井戸1本に頼って水道を供給していて、井戸が枯れてきてしまった、上がらなくなってきたといえば、一体どこから水を持ってくればいいのか。そのバックアップ体制をきちんと整えて、水道事業というのは話を持っていかないと、何を考えているかということになるかと思います。

従って、非常に難しいのですが、三水浄水場で今の鳥居川から取水した水も使えるようにし、深井戸も使えるようにするというのは、ある意味では設備にお金がかかります。でも、それは承知ですよねという考え方と、もう一つは先ほど申し上げましたとおり、牟礼水道との一本化により、そういう場合には牟礼水道から供給することが可能ですかと。これはこういう配水池に、普光寺の頭に貯水タンクを設置して、そういうものに備えていけばいいではないかなど、その辺を今後、委員会で十分検討し、水道運営審議会またはそれぞれのコンサルと十分相談をして方向を決めていきたいというところです。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） それでは、今お答えの牟礼地区で新しく計画されているサニーハイランドの水源について、その水源の日量は何立方予測されていますか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 申し上げましたとおり、先ほど800トンと言いましたが、立方で言えば800立方です。

○9番（目須田修） 850トンですか。

○町長（峯村勝盛） 800です。揚水試験の結果として出てきたのが800立方です。

○9番（目須田修） ありがとうございます。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） 次に、具体的な話として、先ほど重要点というお話をしました。業者の選定が重要であると。三水も牟礼もそれぞれ調査を含めて動いている部分もあるのですが、牟礼村の事件当時と比較しても、今は調査能力も掘削能力も格段の差があり、はるかに良くなっています。しかし、トラブルを招かないためにも、契約には法律の専門家にチェックを依頼されるようお勧めしたい。既に2本とも試験されているので体験済みかと思いますが、やはりパイプの太さから始まって、深さも、もし100メートルで納得できる水質、水量にならなかった場合に、1メートルずつ費用が加算して300まで行くということになる場合もありますので、

細かい契約をされてトラブルにならないように。

それから、入札スタイルを改めてゼロに戻せとは申しませんが、検討していただきたいので、企業の経歴等を十分に調査していただきたい。2度の選挙は無投票でした。それでお分かりのように、町長の代わりはおりませんのであえて申し上げます。いかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご質問の趣旨がもうひとつ分かり切っていないので、答弁が入り違ってしまいかもかもしれません。

令和4年、令和5年に向けては設計です。具体的な、一緒になるような問題についての工事自体の実施はまだ向こうへ行きます。令和4年度に水道事業を一緒にするための計画を作り、令和5年に県知事に、このように水道事業を一緒にして今後運営していきたいという認定を上げて、そしてその認定を受けて、その認定に基づいた計画によって実質的な工事に入っていきようになります。工事をやるときには、設計の業者が設計を立て、関係の入札をやって、工事の施工者を決めてやっていくという段取りになると思います。

令和4年、5年の、少なくとも令和4年に県知事へ、こういう方向で水道事業はこうしていきたいという申請を上げる原案の時点で、先ほど言いましたとおり、特に関係者である大門川関係の皆さまに、こういう形で水道事業を統一化していきたいという話をしていくのが絶対大事だと思っているのが一つです。

また、三水地区の皆さんについては、今まで持ってきた鳥居川の水利権をこれでもう放棄していいのか、どうするかと。この水利権を維持しながら深井戸主体の水道供給にしていけばどうかとか。いや、そうではなくて、そんなに両方の浄水場を維持していくような高い経費はやめて、何とか深井戸一本で行こうではないかというような、その辺りを話し合いでしっかり見極めて進めていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） 水道事業ということで十分に考えられていることですのであえて申しませ

んが、何しろ牟礼村の水源の事件は非常に大変なことでした。契約も、本社が東京都渋谷区だった業者、その会社ともこじれて最終的には逃げられてしまったわけです。そういうこともあったので、あえて申し上げておきます。

次に行きます。三水地区の鳥居川、牟礼地区の大門川、それぞれの水利権についてはどのようになっていますか。また、芋川用水の維持管理の費用の補助はどうなっていますか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、牟礼地区大門川の水利権と申しますか、大門川から水を上水として町に分けてもらうというのは、大門川の水利組合と日量マックスで1,000立方メートルの契約をしております。また、三水地区の鳥居川から水道として利用している水利権は、県の水利権台帳にしっかりと載っていると思います。そうでないと、一級河川から無断で水を吸い上げているなどということは考えられません。

用水の管理は、本来は芋川用水の用水組合と申しますか、水利組合で管理をしてもらっています。ただ、その管理の部分的な工事や一部の維持管理費等々については、町が補助するような形を取っております。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） 8つ目の質問をお願いします。牟礼地区の配管の調査について、漏水を全て修繕したら水量としてどのくらい違ってくると予測されていますか。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えします。水量につきましては把握可能です。浄水場で作っている水と、実際に皆さんに使っていただいた部分で、使った水量が分かりますので、その差をもって実際使われていない水の量が出てきます。その中でもメーターを通らずに使う水も全くないということはないですので、その辺は多少の差はありますが、おおよそどのくらいの水量かは把握できます。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） 確認します。給水している水量と消費している水量の差という考え方なの
でしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） そういうことです。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） 町長にお伺いします。漏水を全て修繕したら、取りあえず水量としては大
丈夫ということなののでしょうか。つまり、先ほどの三水との反対で、新しい井戸はバックアッ
プのために水道を用意するという意味なののでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全く漏水がないというのは非常に難しいと思いますが、これから古い管の
敷設替え等を進めていく中で、先ほどの言う差が1割以内、100出せば90はお金になって水が
売れているというような状況になっていけば、今の漏水している水量を見れば、かなりの水量
は三水の補填という意味でも一定の水量を確保したということにつながると思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） 現状は配管が埋設されて六十余年。老朽化している水道管、ほかの設備を
どうされる計画なのか。幸いにも地震の影響の少ない地盤の町ですが、それでも古い設備はい
つどうなるか知れません。調査、検査、修繕のマップ作りが必要かと思いますがどうですか。
大変な作業ということは重々承知の上で質問しております。

そして、住民が何をしなければいけないかも含めて回答をください。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。町では、水道の基本計画というものを持って

おります。その中で古くなった管は随時更新をかけている状態です。ただし、法定耐用年数ということで、水道管については40年が耐用年数になっておりますので、それをもとに、年数を経過したものから随時更新している状態です。ただ、管種によっては、更新基準が40年以上あって60年または100年あるものもあります。そういう部分についてはできるだけ長く使っているという状態ですが、現在の漏水もあることを考えると、その前に壊れてしまったり、取出部から水が漏れたりということもありますので、随時直しているという内容です。

また、住民の皆さんにお願いしたいことにつきましては、町内でいつも水など流れていないようなところ、例えば道に水が染みているとか、水道の水圧がいつもと違うなど気付いたら上水道係に連絡を頂くこと。また、自宅で冬に凍結しないように十分注意をいただく中で、もし漏水等があった場合には、早急に連絡をいただければと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） 工事の内容は、おおよその予測ができないと費用の概算も難しいかと思うのですが、財源をどうするのかを先にお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） そこが非常に大きなネックだと思っています。牟礼地区も過疎の指定を受けて、10億の仕事をしたければ国で10億貸してくれて、7億は後で面倒を見てくれるという過疎債が充当できれば非常にありがたいのですけれども、水道事業は駄目ということになっております。

あとは、水道事業自体が企業債というものがあるのですが、国からお金を借りて、それで返済をしていく。または、町がどの程度水道事業会計に繰り出していけるか、支援していけるか。そして、切ないことですが、水道料金をどのぐらいどうやっていくか。それを工面していくしか当面する財源の措置はありません。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） 今の財源の件ですが、私が課長に求めた町民が何を覚悟しなければいけな

いかという中に少し加えてほしかったのですが、老朽化した町の水道、これは町長の悩みの種だと思います。大仕事だと思うのですが、あえて今からその辺のことを告知する必要があるのではないかと思います、どうですか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おっしゃるとおりです。そんなに私もいい子になってばかりいられるという状況ではないと思っています。

従来、消費税が10%になる前に、実は水道事業審議会で大分の値上げが必要でしょうという答申をいただいております。どこかで踏み切らなくてはと思っていたら消費税が10%に上がってしまい、消費税が上がって、そこに水道料を上げていくと非常に住民の負担が大きいだらうと。もう少し我慢して、何とかこらえていこうということです。

今回は新たな設備投資、予算でいう4条予算が膨らんでくることによって、今後どういうふうにしていくか。浄水場ばかりではなく、議員がご指摘のとおり、老朽化してきた水道管等の敷設替えについても同様ですが、それを踏まえて考えて提示をしていかなければと思っています。

それにしても、必要な望まれる水道料金に2年や3年で持っていったら駄目で、やはり10年、15年、そういうピッチでお願いをしていくような計画もお示しをしてご理解をいただいきたいと思っています。

ただ、付け加えになりますけれども、水道事業は何としても取り組まなければという思いは強いものがございます。私のところへ先輩の議員さんが、うちのほうで供給されている水道水はこういう水だということでペットボトルに持ってきていただいて見せてもらいました。今でもそれは町長室にそのまま置いてあって、私は毎日それを見るたびに、何が何でも毎日飲む水は行政の責任として、おいしくて安全できれいな水を安く提供するのが行政の務めだらうという信念のもとに、住民の皆さんとしっかり話し合いをしていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） 町長は、この令和4年、5年に水源を調査し、現実のものとしていくという計画ですし、もう少し議会も含めて検討が必要だということなので、これ以上具体的なことをお願いしても無理だと思いますので、上水道も下水道もまたの機会にさせていただきます。

別の視点からです。おいしく安全な水を得たいなら、また、水害から守るためにも、山に木を植えましょうと森づくりのプロデュースをしています。広葉樹の森づくりを町長は賛成されております。具体的な行動予定はありますか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 町有林について新たな植樹という計画はないのですが、今、樹齢がどうなっているか、国有林は主伐、主に木を根から切ってもらっていいという、みんな育った樹齢になってきている木が非常に多いと。そういう木は、あまり二酸化炭素を吸って酸素を出してくれるという大変ありがたい活動が少なくなってきた、若木にしないとそういうことがあまりうまく進まないという話も林務のほうから聞いております。

もう一つは、例の森林環境譲与税ももう既にスタートして交付金をいただいております。町有林が主体になりますけれども、主伐で切った、今回の庁舎を造るにもカラマツの林をかなり減らしてもらったのですけれども、ああいうところに植樹をしていく。それも、これからの時代に、議員はその辺のプロですけれども、針葉樹ばかりがいいものかどうか、いろいろなことを研究して森林づくりは進めていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田議員。

○9番（目須田修） 最後になります。次のお願いは3度目になりますが、女性の感覚を注入し、女性が住みたくなる町を成功に導くために、ぜひ幹部に女性職員を起用されることをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 目須田修議員、ご苦労さまでした。

以上で、午前の日程は終了しました。これより休憩とし、再開は1時といたします。

休憩 午前11時29分

再開 午後 1時 0分

◇ 風 間 行 男

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位 4 番、議席番号 8 番、風間行男議員を指名いたします。風間行男議員。

〔8 番 風間行男 登壇〕

○8 番（風間行男） 議席番号 8 番、風間行男です。通告に従い、順次質問させていただきます。

まず、学校給食について、飯綱町の今後の有機農産物の生産に対する考え方についてお伺いしていききたいと思います。

国産肉、畜産が食べている飼料のほとんどが外国産ですが、遺伝子組み換え飼料で飼育されているか、遺伝子組み換えでない飼料で飼育されたか、証明し難いのが非常に私は疑問です。

また、JAS 規格がないのに有機をうたうと罰金刑があります。JAS マーク取得には毎年 5 万円がかかり、果たしてどれだけの農家が JAS に取り組んでいただけるのか、経営が成り立つのか、消費者が好んで買ってくれるか、栽培技術があるかなど、問題が山積していると思います。

日本全体の農産物に占める有機の比率はわずか 0.2%で足踏みしている状態です。私は、近隣の直売所の有機栽培販売コーナーを見たことがありません。有機農産物の規格が厳しく、さらに、認定期間が少ない厳しい状況にあります。

畑についても、3 年間は化学肥料・農薬不使用でドリフトのしない場所です。ただし、認定農薬 30 種類は除外とされています。有機栽培のほかにも自然栽培があります。自然栽培は化学肥料、農薬不使用で生産された農産物です。飯綱町の今後の有機農産物の生産をどのようにお考えか、町長と教育長にお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私からは基本的な町のスタンスについて申し上げて、具体的な点について

は課長から付け加えさせていただきます。

昨年のハウス栽培の補助、また、昨年から信州大学の井先生を招いて、有機栽培の教室を開催しております。というのは、これからやはり大きな意味で有機栽培、有機というものをしっかりと飯綱町としてやっていく。農業で立町というか、農業でこの町を活性化していこうというつもりで動くのなら、有機をやはり取り上げなくては、その道はないだろうと考えて、そういう予算付けをしました。ご質問がございましたけども、今年度も引き続きハウスの補助等々もやっていく予定にしております。

今、有機栽培を直売所でも見たことがないというようなお話がありました。私は、飯綱町の農産物の直売所が大きく進展する意味でも、有機栽培を取り入れようと思っておりますけれども、非常に難しいのですが、願わくは、米そしてりんご等々も有機栽培に近づいたような栽培の支援、援助をしていけたらいいかと。

今の JAS の関係についても支援を出すとか、正確に JAS を取れるまでには3年の年月が必要だとすれば、その3年間については、ある程度町が有機栽培的な価格で米を買い上げようとか、そういうようなスタンスでこれからも取り組んでいきたいと思っております。

昨年から少し取り組んできておりますので、その点については課長から申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 私からは、今までの取組について説明させていただきます。本年度から、信大の大井教授による野菜塾の開校や、オーガニック給食に向けた取組などを進めてきたところです。今後、有機 JAS 認証取得への支援、それから独自の認証制度の仕組みづくり等も検討しながら、有機農産物の生産拡大に向けた取組の強化を図ってまいりたいと考えております。

学校給食での有機農産物の利用の促進体制づくりと、直売所等での販売体制の強化、それから有機食品製造事業者等とのマッチングなど、生産から消費までの一貫した取組や体制の構築を進めていきたいと考えてございます。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） では、教育委員会の立場からお答えさせていただきます。教育委員会としても、学校給食に有機野菜等を使うことは大変望ましいことだと考えています。将来的に、そういうことが実現できれば進めていきたいという事は思っております。

ただ、現在、有機野菜を学校給食にコンスタントに取り入れる上で問題点が2つあります。

1つは安定供給ということです。例えば、年に何度か有機野菜を学校給食としても使っているのですが、実際に、今まで注文をしておいたけれども、直前に虫が付いてしまって収穫できなかったというようなことがあります。学校給食は安心安全で、かつ安定供給ができないと困りますので、直前になって納入できませんでしたということは困るわけです。そういう意味では、町の政策としてもそういうものが定着して、安定供給ができるということが第一です。

もう一つは価格の問題です。有機野菜を使って給食を提供しようと思ったら、今の学校給食費ではとても賄えません。年に何回か有機野菜を使うときも、産業観光課から補助を頂いて給食費を上げずにやっているという現状です。

そういう問題をクリアしながら、より安心安全、安定した給食に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 先ほど私が申し上げたように、30種類の農薬は許可されていますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私の知っている限りでは、いわゆる化学肥料などについてはノーなのですが、本来、自然界に存在しているものについては、今の有機栽培の世界においてもオーケーだということがございます。しかし、具体的に30の品目がどれで、どういうふうに使っているのか、時期的に決まっているのか、量に制約があるのかなど、その部分は詳しく調査をしてみな

ければ分からないという現状でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 農薬を使用した野菜のことについて教育委員会からお答えします。学校給食は、農協、直売所、地元のスーパーなどから野菜を仕入れて使用しております。年に1度「学校給食への飯綱町産食材の供給に向けた打合せ会議」を開いて、そこでも安全性の問題については話題になります。農協や直売所などからお聞きすると、認められている農薬を使っても、例えば1週間や2週間など農薬が切れる期間があるそうなのですが、それが切れないうちに出荷してはいけない。そういった農薬の害がなくなってからきちんと納入してもらうようにしているという報告を受けております。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 今のものは少し認識が違うようです。私がお伺いしているのは、認定された農薬についての話なので、今は通常の農薬で有効期限が切れてから出すということだと思います。

次に移らせていただきます。

有機農産物を学校給食に取り入れた場合、子どもの育成に対してどのようなメリットとデメリットがあるかについてお伺いしてまいります。

昨今、2月20日の信濃毎日新聞に、飯綱町で学校給食の在り方を考えるシンポジウムがオンラインで開かれたとの記事がありました。その中で、地産地消や食育の観点から、有機栽培の農産物を使う意義を説明された中に、虫などの異物混入や、規格のばらつきによる調理現場の負担増があるとし、行政や生産者などと協議会をつくるといいと提案がありました。有機農産物を学校給食に取り入れた場合、調理現場の負担増はどのくらいになるか。子どもの育成に対してどのようなメリットやデメリットがあるか、教育長にお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 有機栽培による野菜のメリットとデメリットについて、大まかなことは先ほどお答えしましたので、今出た具体的な問題で言いますと、飯綱町の場合は学校給食を共同調理場で3校分を作っております。限られた時間、学校に給食を納めるタイムリミットは決まっていますので、ごめんなさい、今日は野菜を切るのに時間がかかったから給食が30分遅くなりましたというわけにはいきません。そうすると、やはり規格がそろったものでないと本当に時間がかかります。そういう意味では、安定供給といった中でも、有機農法もある程度均一で安定した品物を届けてもらえるようになることを私たちは願っているし望んでいます。

それから、これは今でもそうですが、児童生徒、保護者の皆さんにも理解していただきたいと思っていることは、例えば、給食を食べていたら青虫が入っていたとか、実はこの間もカメムシが入っていたということがありました。それは裏返せば、それだけこの野菜は安心で、虫も寄り付かないような農薬を使っていない証拠だと理解していただいて、それを事故と捉えるのではなく、もしそこに例えば大変命に関わるような金属片が入っていたとか針が入っていたとなったら問題ですけれども、青虫やカメムシぐらいは気にせずに取り除いて食べましょうという、それも一つの食育かなと思っていますので、有機農法ということになりましたら、そういうこともご理解いただければと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 確かに、今、教育長がおっしゃることに私も同感でございます。それが有機の宿命とも言えるものではないかと考えています。

次に、子どもの食生活実態調査をしているか。している場合、子どもたちの健全な育成の妨げになるような課題はあったか。また、学校給食の効果をどのように考えているか。見解をお伺いしたいと思います。

学校給食の始まりは、山形県鶴岡市の大督寺というお寺の中に建てられた私立忠愛小学校で、生活に苦しい子どもに無償で食事が用意されたことが起源とされています。

その後、給食でパンが導入された背景には、アメリカの食糧戦争があります。今の日本の輸入小麦の86%は、アメリカ、カナダ、オーストラリア、フランスです。

日本に流通している小麦粉の90%以上から、除草剤「ラウンドアップ」の主成分であるグリホサートが検出されました。日本でもラウンドアップは多く使われていますが、世界各国では、健康被害の原因として使用禁止農薬に指定されています。さらに、ポストハーベストは殺虫農薬として使用されています。例えば、アルゼンチンでは、2015年に3万以上のヘルスケア専門家がグリホサートの禁止を提唱。フランスでは2021年、ドイツでは2023年までに使用禁止する予定です。日本ではどうかというと、なんと基準を30倍、5ppmから30ppmに引き上げています。つまり、海外では自国で売れない農薬まみれの小麦粉を、日本ならば売れるから輸出するということです。

小麦の自給率はカロリーベースで17%程度で売られています。小麦粉は外国産より国産のほうが12%高くなり、パンに使われる外国産強力粉は1キロ400円ぐらいです。国産強力粉は400グラム400円ぐらいと高くなります。どうしても安い外国産を求める人は多いと思われま

す。全国学校給食会連合会の学校給食の目標の中では、「食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと」とされています。子どもの家庭での食生活実態調査をしているか。している場合、子どもたちの健全な育成の妨げとなる課題はあったか。また、学校給食の効果はどうか。見解をお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） それでは、お答えいたします。食生活に関する調査ですけれども、国による3年に一度実施される「児童生徒の食に関する実態調査」、また、共同調理場が毎年行っております学校給食アンケートなどで、児童生徒の食生活が分かる調査が幾つかあります。

その中で、特にご質問の健やかな成長という点でございますけれども、健やかな成長とともに、学習面や体力面に大きな影響があるとよく言われるのは「朝食を食べないこと」ですが、一番大きな影響だと現場でも感じております。朝食を食べないと体温も上がらず、エネルギーが不足して午前中からぼんやりしたまま過ごしてしまうといったようなことがよく言われておりますけれども、当町の子どもたちは、比較的、国や県の平均を大きく下回ってはいるわけで

すが、中学生では毎日朝食を食べる割合は86%にとどまっております。

また、学校給食の効果につきましては、年齢に応じた栄養バランスなどさまざまありますが、最近では食の経験も担っていると考えております。学校給食アンケートなどでは、家ではなかなか食べない嫌いなものを、学校の給食で魔法みたいに好きになったといった低学年の児童の声や、家では苦手な魚はほとんどメニューから除いてしまうけれども、学校給食で魚料理が出てとてもありがたいといった保護者の声などがございます。また、給食のメニューの中には、季節のメニューや郷土食を取り入れたメニューなど、ライフスタイルの変化によって、なかなか家庭の食卓に上らないような料理が学校給食で体験できるといったような場にも現在はなっているのではないかと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 家庭での食事の実態調査は。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 教育委員会が家庭の食生活まで踏み込むというのは別の問題だと思います。ただ、やはり子どもの健康ということに関しては、先ほど次長からも報告がありましたように、いろいろなアンケート調査をしています。そういう中で、小学校のときは九十数パーセントの子が朝食を食べていたのに、後追い調査で中学生になると86%に減ってしまうのは問題だと。そういうことに関しては、子どもだけではなく、食育として、または健康教育として、家庭にも啓発していきたいと思っております。

先ほど言ったように、例えば、安全な食品を使っているかどうかに関しましても、ご家庭でどこの小麦粉を買っているとか、どこの野菜を買っているとか、どこの果物を食べているかというのは、教育委員会が口を挟むべきことではございませんが、飯綱町の学校給食におきましては、県からも長野県産の食材を使うことに関して、県下でもダントツという評価をいただいております。米は100%町内産です。

小麦粉に関しましては、ここで日本の農業政策について私が語るべき立場ではありませんの

で言いませんけれども、学校給食は5日のうち3日は米飯になっており、パンの日は2日です。パンの小麦粉等も、いつも優秀な評価をいただいている三水製パンさんのパンですので、規格を満たしたものを提供できていると考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 先ほど出た学校給食の目標の中に、「日常生活における食事について正しい理解を深め」とありますので、あえてお伺いしました。

次に、食べ物の好き嫌いをなくすためには親のしつけが大切だと思えるが、今の子どもたちの好き嫌いの状況をお伺いしていきます。

今、教育長がおっしゃられたように、飯綱町の学校給食は非常に優れております。栄養士に聞きますと、調理されている小麦粉、うどん等の原料は、長野県産50、北海道産50の国産100%を使用されています。私は、飯綱町の子どもたちは給食にすごく恵まれているいい環境だと思います。

文部科学省の食育に関するアンケートによりますと、好き嫌いが15.5%あるそうですが、私は、好き嫌いをなくすのは親のしつけではないかと思えます。今の子どもたちの食事の好き嫌いの状況にどう対応しているかお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 先ほど議員から学校給食の歴史についての言及がありました。学校給食は、戦後の貧しい日本の子どもたちの栄養失調を救うために始まっていて、それは歴史的なものです。私も、アメリカでは家畜の飼料として使われていた脱脂粉乳を、息を止めて鼻をつまんで一気飲みをしていた経験があります。しかし、日本の学校給食の役割は、だんだん高度経済成長以降変わってきております。家が貧しいから学校給食を出すのではなく、共稼ぎが増える中で保護者の負担を減らすということが、学校給食の役割に変わってきているのではないかと認識しております。

そういう中で、いろいろなご家庭の事情があって、例えば朝飯を食べてこない子どもがいる

ことも現実にはありますし、また、お父さんお母さんがお仕事で帰りが遅くて、出来合いのスーパーの総菜でご飯を食べるということもあるかと思えます。ただ、今の日本の状況の中で、いわゆる食べるものがなくて栄養失調になってしまうという状況は、全くないわけではありませんが、低いと思います。

そういう中で、今、学校給食と併せて学校で食育として取り組んでいるのは、栄養バランスが取れた食事と飯綱町の食文化です。本当に昔から、この農村地帯の季節ごとの、または豊作を願ったものが食文化として伝えられている。そういったものを学ぶ中で、子どもたちの食に対する興味関心を高めたり、食べ物を大切にするという心を育てていきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 次に、給食スタッフ雇用についてお伺いします。現在、フルタイム4名、パート12名が、1年の雇用契約をされています。会計年度任用職員の任用期間は1年であるがために、将来に不安を感じるという声があります。継続し安定雇用する方法などがあつたらお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。現在の調理員の身分につきましては、今ありましたように全て会計年度任用職員となっております。フルタイムが統括調理員と班長調理員、それぞれ2名の4名と、そのほかの調理員としてパートタイムで10名、そのほか代替の調理員ということになっております。

会計年度任用職員制度の改正前から引き続いて業務に当たっていただいている方がほとんどとなっております。会計年度任用職員の任用につきましては、地方公務員法で定められておまして、その任期は、「採用の日から同日の属する会計年度の末日まで」の期間とされております。ただ、運用の通知の中で、従来の取り扱いと同様に、同一の職務内容の職が翌年度も引き続いて設置される場合につきましては、平等取り扱いの原則や成績主義のもと、客観的な能力の実証を経て再度任用をされることはあり得るものであるとされております。当町におきまし

ては、連続して4回の更新で最長5年の任用ができることになっております。

この給食調理員につきましては、経験がとても重要となる職種であります。新たな制度となつて本年度で2年が終わろうとしておりますので、今後につきましては、現在、長期にわたつて継続して任用できるように検討を進めておるところでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 次に、福祉センターの跡地利用についてお伺いします。建設水道課と産業観光課が三水庁舎から合庁されたことで、来庁される方が大変多くなってきています。駐車場の不足等もあり、私たち議員も牟礼神社のところに置いていますが、下が凍っていて滑るような状況でありますので、できれば今の福祉センター跡地に立体駐車場の建設等を考えていただき、その上に、さらに緊急避難所として使える会議室等を設けていただければと思いますが、お伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。議員ご指摘の福祉センターに代わるような建物があったらいいというのは、私もいろいろな団体から要望をお聞きしております。役場の業務自体を進める上でも、やはりあのような建物が必要だという気持ちはございます。ただし、場所の前に、それをいつごろ考えていかなければいけないという点については、申し訳ないですけれども、私は箱物という言葉が本当に大嫌いなのですが、だいぶ箱物を造っている町長だというようにお叱りのお言葉をお聞きしますし、ひとまず現有の施設を大いに使ってもらって、少し不便なところはもうしばらく我慢してもらおうかなという気持ちでおります。

さて、場所ということになりますと、私も議員がおっしゃるとおり、昔の飯綱福祉センターを舗装して駐車場になりますけれども、2階建てぐらいにして上をそのような施設にしたら具合がいいだろうなという気持ちはございます。残念ながら、1級河川鳥居川の河川占用区域に、3分の2がそういうエリアになってございます。ここへ建物を建てるという切羽詰まった理由と、そこに投資をして建物を建てていくという費用的な面等々から考えても、少し別の場所に

考えたほうがいいのかと。正直言って次期のリーダーに任せたらどうかと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 私の一般質問をこれで終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 風間行男議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は1時50分から始めたいと思います。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時50分

◇ 清 水 満

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位5番、議席番号11番、清水満議員を指名いたします。清水満議員。

なお、清水議員から、演壇における資料等の提示許可願いが提出されましたので、議長はこれを許可しました。

〔11番 清水満 登壇〕

○11番（清水満） 11番、清水でございます。通告に従いまして、町政に対する一般質問を行います。

1点目といたしまして、町教育委員会の機能についてお伺いをしたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律と実態に、私は多少乖離があると思います。この法律で、どのように町教育委員会が運営されているかをお伺いしたいと思います。

いろいろと問題点が出てこようかと思っておりますけれども、町の教育委員会に問題があるという意味のものではございません。私は、前回まで文教福祉委員会におりましたので、今の教育委員会が一生懸命やっていること等については理解をしておるつもりですので、その辺を少し頭の隅に置いて聞いていただきたいと思います。

質問に入らせていただきますけれども、平成 27 年 4 月 1 日に、文部科学省が法律の一部を改正されましたので、説明資料を準備させていただきました。質問時間が 40 分という限定もございまして、項目ごとに変わったところを説明すればいいわけですが、そうしますと時間が大変かかってしまうということで、初めに一括で資料等について説明を申し上げさせていただきたいと思います。

3 項目ほどありますけれども、まず、教育委員会制度の意義とはということです。教育委員会の重要性はどこにあるかということで、そこに 3 項目を挙げてございます。

1 つは政治の中立性でございます。これに対しても、後ほど、法律と実際とに多少乖離があるのではないかという質問もさせていただきたいと思っております。

2 つ目は、継続性と安定性ということでございます。細かくは申し上げませんが、ここに書いてある内容です。

それと、大きく大事な一点として、地域住民の意向の反映をしなさいということです。レイマンコントロールと申し上げまして、これが非常に大事だということで最近騒がれております。専門家のみが担うものではなく、広く地域住民の参加を踏まえて、いろいろな仕事をやってほしいということです。文部科学省の法律の中にこういうことが書いてあるわけですが、これが教育委員会の基本的なものでございます。

その下ですけれども、地方教育行政について指摘されている課題があります。これを見ますと、かなりたくさんのもので出ておりました。私も同調する部分が一部ありますけれども、文科省でいろいろ整理したものを、ここに 4 項目で整理をしてみました。

1 つは権限と責任の所在が不明確ではないかということで、平成 27 年 4 月 1 日前まではこういうことが言われておりました。そのうちの一つは、教育委員長と教育長という 2 人のトップがいるということで、これは改正されております。それは後ほど少し申し上げさせていただきたいと思います。もう一つは、(2) に町立学校の管理権限は町教育委員会にあると書いてあります。具体的に申し上げますと、小中学校は教育委員会の権限で教育行政を行っているということです。

それから2点目ですけれども、その横に書いてありますが、教職員の任命権は県の教育委員会、学校の先生の人事権は県だということです。それともう一点は、予算の執行等の財政権限は町長にあるということです。これは少し考えると、教育委員会は教育行政をやりながら先生方を呼べない、お金も自由に自分たちで必要なところに使えないということです。これも、総合教育会議というものもつくられて、新たにまた変わってきておりますけれども、このような内容です。

それから、地域住民の意向を十分に反映していないということです。そこに2項目ほど書いてありますので、また見ていただいて、頭の隅に置いておいていただければありがたいと思います。

裏面でございますけれども、3点目です。教育委員会の審議が形骸化しているということです。これは私が言っているわけではありません。文科省がこういうことを強く言っております。中身は書いてあるとおりです。

それと、敏速さと機動性に欠けているのではないかと書いてあります。これは、うちではありませんけれども、子どもの事件等があっても、よそのところではあっちだこっちだと結論が出されていないということです。

大きく分けまして、この4点が法律改正前の大きな課題であります。

それから、これではいけないということで法律改正が平成27年4月1日から行われましたけれども、そのポイントが4点書いてあります。

細かく説明していると全部質問し切れなくなりますし、一部抜かなければいけないと思っておりますけれども、ポイントの一つは、先ほど申し上げました課題の教育委員長と教育長を一本化したということで、今は教育長を中心に教育行政を行っておるという内容であります。

それと、教育長へのチェック機能の強化、会議の透明化をしっかりとやりなさいということで、整理されております。

それから、総合教育会議の設置ですが、これはなかったわけですけれども、この辺もいろいろと考えてみると、町長は選挙で出てきているが、教育委員会になかなか口を出せないという

ものがございます。教育委員の皆さんは、町長の任命で議会の同意を得てということでありましてけれども、町長が口を出せないのは少し不自然なところがあるということで、先ほど申し上げましたように乖離があります。

それから、教育に関する「大綱」というものをつくっております。これは、町部局でつくって、町長が必要に応じて会議ができることになっておりますので、平成 27 年以前よりは、町長が発言できる形になってきていると思っております。法律で中立性ということがありますので、どこまで言っているのかということは、後ほどまた質問でお聞かせ願いたいと思っておりますけれども、そういう内容でございます。

そこで、1 点目の質問をさせていただきたいと思えます。平成 27 年 4 月 1 日より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、施行後 6 年が経過した。町教育委員会は、この改正の趣旨を果たせたか。また、改正前とこの 6 年間でどのような成果を得たか。教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） ご質問にお答えいたします。地方教育行政に関する法律は、昭和 31 年に制定されてから 7 回改定されました。その一番新しい改定の中で、今、議員のご指摘のとおり、大きく分けて 4 つの改正点があります。

1 つは、首長の指名によって議会の同意を得てということですが、今まで教育委員長と教育長と 2 人のトップがいたものが教育長 1 人になり、その代わり、教育長が暴走しないように、教育委員会のチェック機能を強化しますよと。それから、飯綱町は町長ですけれども、首長が教育大綱をつくる。そして、総合教育会議を主催するということです。

この形で見ますと、町長の権限が強まったと捉えられるのですが、同じ地教行法の第 1 条第 4 項には、第 1 条の規定、つまり教育大綱の策定などは、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務、これは教育委員会の職務権限ですが、それを管理し、または施行する権限を与えるものと解釈してはならないというふうに明記してあります。つまり、首長の権限が強まっ

たからといっても、執行権限は教育委員会にありますので、例えば、先ほど議員がおっしゃってくださったように、もし何かの緊急事態、災害や重大な事故または事件があったときに、緊急に対処するために自治体の長が指示を出すということはありますけれども、いわゆる教育の中身について首長がどうこうということはないと思います。

また、地方自治法にも首長から独立した機関として、つまり首長からの指揮監督を受けない行政委員会として、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、人事委員会などがあります。行政運営の公正を保つ、行政の民主化を実現する、専門知識の養成といったものを担うことにおきましては、法律が一部改定されましたけれども、本質的なことは何ら変わっておりません。そういう意味では、大きな変化や問題は今のところないと認識しております。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11番（清水満） 時間がございませんので進めさせていただきたいと思います。

2点目ですけれども、教育委員の任命方法についてお伺いしたいと思います。これは峯村町長からお答えいただければと思っております。

地域の多様な意向を反映させるために、委員の年齢、性別、職業等を、著しく偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならない、と任命の法律の中に記載がされております。

その構成を見ると、私は多少疑問を感じるようなところがあるわけです。任命基準を町長にお伺いしたいのですが、その前に、その疑問がどこにあるか分からないと答えるのはなかなか難しいと思いますので、私の思う疑問を1、2申し上げさせていただきたいと思います。

法律に4点あるわけですが、私が調べた中では、保護者は1人入っておりました。性別は4人のうち男2人、女2人です。これはいいのではないかと思っております。

しかし、委員の年齢についてはいかがなものかと思っております。これも少し調べてみましたが、全体の平均年齢は64.25歳です。これは若いかな寄りかというとな非常に難しいわけでありまして、年寄りだから何でも駄目だと言えないことは私も十分承知をしております。

しかし、全国の数字から見ると多少高いということでございます。4人全員は分かりませんけ

れども、2～3人は存じておりまして、立派な方だと理解しています。しかし、年齢は75歳が1名、70歳が1名、63歳が1名、49歳が1名ということで、小中学校の教育委員会の役員とすると、もう少し若くてもいいのではないかと疑問を感じたところです。

職業も、合併後の過去から全部調べてみましたけれども、教育関係者が少し多いのではないかと考えております。前段申し上げました資料を見ていただいても分かりますように、地域住民の意見を反映させるとききちんと書いてありますので、この辺を見ると、もう少しバランスがいいほうがいいかなと思っています。

疑問に感じたのはその2点です。町長にお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。私も正直言って、今の年齢別の構成は、何歳でいらっしゃるかを調べたことがなかったので、お聞きして、調査をされたんだなと思っています。70歳を超えて年だというと、私自身も非常に言いづらくて困ってしまうところもありますが、これは意図して進めたわけではなくて、いろいろな人にアタックした結果、このような委員の構成になっているということは、起案を受け、相談を受けた中で、承知しております。議員ご指摘のように、高齢だから良いとか悪いとは申しません。

職業についても、実はいろいろな関係で、議会で1回お認めいただいた西黒川のSさんについては、仕事の関係で駄目になり途中で辞任をされましたけれども、あの人は立派な金融機関のエリートでございましたし、たまたまの結果だということをご承知おきをしていただきたいと思います。

その中で、私が長野県下でも誉れに思っていることは、馬島という教育長を迎えて、今、教育行政をやっていて、違った意味では、飯綱町はとても先進的な取組をしているだろうと思っています。

年代構成については、次期の人選の参考にさせていただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11 番（清水満） 再質問をさせていただきたいと思います。これは、町長に提案を含めての再質問です。

近年、首長・市町村議会議員のなり手不足が大きな課題となっております。多分、私は教育委員もなり手不足があるのではないかと思っております。なり手不足の解消の方策として、教育委員の公募による選任方法を考えたかどうかと思っております。公募になると、なり手不足の解消はもとより、活発な議論の可能性があり、国内で実施している市町村もあります。ただし、私は教育長の公募については難しいと思っておりますが、教育委員の公募はやってみたらどうかと思っております。4人おいでになりまして任期が4年ですので、全員が公募ではなくても、1年おきの公募で2人とか、4年間のうち1人は公募など、そういう方式でもいいと思っております。

少し古い資料で大変恐縮ですが、平成31年3月1日時点で、教育委員を公募でやっている町村は全国で30町村ございます。長野県は、唯一、高森町がこういう形でやっております。ぜひ、この辺のことも、一気に4人ということではなくて、お考えいただいたらどうかということでご質問させていただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご指摘のとおり、教育委員になってほしいと思う人が、なかなかお受けできないという例が幾つかあったと報告を受けてございます。

その中で公募ということですが、申し訳ないですけれども、これは内部的にも、ここでの即答は避けさせていただきますが、十分検討してみたいと思います。公募で決定するわけではなくて、公募で選ばれた人を議会でご承認いただくという動作もあるので、そういう意味でも、決して公募について否定的な立場で考える必要もないのではないかと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11 番（清水満） それでは、進めさせていただきたいと思います。

3点目ですけれども、地域住民の意向反映についてという題でございます。

教育委員会の大きな課題の一つとして、教育行政は地域住民にとって関心の高い分野でありながら住民に接する機会が少ない。保護者はもとより、地域住民の民意が反映されていないのではないかと私は思っております。

町教育委員会は教育法改正後、この課題に向き合い、町民の皆さんへの説明責任を果たし、その理解と協力を得て教育行政を行うべきではないかと思えます。このことについて教育長にお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。教育委員会が地域に開かれた存在であるということは大変大事なことだと思います。

確認したいのは、教育委員が学校教育の在り方をいろいろと決めてやるということではありません。あくまでも、学校現場のことは学校の校長を中心に職員がいろいろと計画を立てます。また、町の教育行政に関しては教育長に責任があるわけです。いろいろ立案したり計画を立てたりして、そういったものを教育委員会にお諮りして、ご論議いただいて、ここは問題ではないか、ここはどういうことか、これはよくないのではないかなど、いろいろと審議していただいて、計画立案したものを教育委員会でご承認いただいて、そしてそれを実行に移していくというふうになっておりますので、地域の民意が教育に反映されないのではないかというご心配はないかと思えます。

今、飯綱町はコミュニティ・スクール、それから学校運営協議会を文科省型ですけれども行っています。地域の方にどんどん委員としても参加していただき、ボランティアとしても学校の運営に協力いただいております。そういったものを教育委員会でもご報告申し上げて、さらに良いものにしたいと考えているところです。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11番（清水満） 反論をしたいのですが、時間がありませんので進めさせていただきたいと思えます。どうしても質問しなければいけないのは最後のもので、これは多くの住民の皆さんか

ら来ており、それはやらせていただきたいと思いますので、意見の合わないところは、一般質問ではなく個人的に2人でいろいろと話をさせていただきたいと思います。

4番目と5番目を抜かしていただいて6番目の教育委員会の中立性の確保についてでございます。

教育長や教育委員は、町長が議会の同意を得て任命している。町長は任命者でありながら、教育行政に口を出さないほうがいいのか。町長は公選で当選された人ですが、政治的中立性というのはどこまでを指すのか、町長にお伺いしたいと思います。

令和3年1月29日の総合教育会議の会議録を見せていただきました。町長のあいさつのところには、「教育に対しては一生懸命みんなやっていたから、俺は特別口を出さなくてもいいんじゃないか」というような意味のことを述べられております。しかし、文科省はこれでいいのかなという意味のことを言っております。それは、総合教育会議というものをつくって、そこで協議をなさいという意味だと思います。協議をして、きちんとやりなさいということもあります。これはなかったものが、町長が直接、教育委員会のメンバーと話をしたほうがいいのかということも書いてありますし、大綱というものも、本来なら教育行政を担う教育委員会がやるべきではないかと思っておりますけれども、これも町がつくって、町は自由にそこに書けますので、それを協議することになれば徹底的にできるということで、その辺の中立性というのはどこまでを指しているのか。

私は、福島県三春町の資料をいろいろと見せていただきました。素晴らしいことがたくさん書いてあります。地域住民がいなければ教育行政は進まないとか、すごいことが書いてあります。これはぜひ見ていただきたいと思っております。

そこで、元に戻りますけれども、中立性の確保について町長にお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。総合教育会議をやっている、自分自身も非常に難しい問題だと感じております。そもそも教育委員または教育長の人選をして、議会にかける権

限は私にあるわけでございます。

中立性という意味では、日頃から少し右や左もありますけれども、そういう考え方の教育は好きではないから違う考え方の者をみんな集めていきたい。または、教育現場において、国旗や国歌から始まって、教育方針についても、朝から晩までどんどん勉強させて、飯綱中学校から東大でも長野高校でも日比谷高校でも行けるような子どもをつくることを大重点に教育を徹底しろというような首長は、一時、思想的な意味でもいたような気がします。共通一次なんかは受けさせない。逆に、共通一次を嫌だと言っている現場に何が何でも受けろ、公表しろということがあった中で、私は、首長が一定の権限を持ち、しかも総合教育会議というのは、私は教育委員会と町の執行者とで大きく意見を交わして、同じ教育の方針を両者でつくろうというのが総合教育会議であり、教育大綱だと思っています。

それを総じて申し上げたのは、あまり首長が教育現場に細かく口を出すのはいかかなものかと。しかし、いじめ問題などについて一向に、私たちの責任ではない、親が悪い、地域が悪い、行政が悪いと言っているだけの状況については、やはり首長として、もっと機敏に、もっと子どもや親や地域の話聞いてほしいというような意味での首長の出番はやりやすくなっているだろうと思っています。

話が長くなりましたが、そのようなスタンスで思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11番（清水満） 時間がないので全て申し上げられなくて大変恐縮ですけれども、進めさせていただきたいと思います。

前段申し上げましたように、私は飯綱町の教育委員会を信じておりますし、一生懸命やっただいただいていると思っています。参考になれば、こういうものも考えてやっていただきたいと思います。

あと8分ほどなので、いじめ問題はあした同僚議員から多分あろうかと思っていますので、大変飛ばして恐縮ですけれども、最後の8番に移らせていただきたいと思います。除雪融雪後の対応についてということでございます。これも、手紙や電話、家にも押し掛けて来ていただ

いたり、いろいろとやっておりました。初めはこれも計画にはなかったのですが、急きょやらせていただきたいと思います。消雪剤散布後の土壌検査の実施についてということです。

冬季間、安全で円滑な道路交通の確保のため除雪消雪作業が行われているが、消雪剤の成分が町内農地の土壌に悪影響を及ぼしている可能性があると言ってきた人もおられました。土壌検査の実施をし、安心して農業をすることが必要であると思うが、町長にお聞かせ願いたいと思います。

少し説明を申し上げさせていただきたいと思います。こういう連絡や手紙が来ましたので、長野建設事務所へ電話をしました。対応は課長がしてくれまして、いろいろ細かく教えていただきました。

確か20年ぐらい前は塩化カルシウムをまいていたが、街路樹等の木が枯れて大変なことがあったということも言われました。しかし、今は塩化ナトリウムを使っている。でも、最近はそのような声はそんなに大きくは聞いていませんという話をお聞きいたしました。塩化ナトリウムと塩化カルシウムの見分け方も教えていただきました。ナトリウムは丸く、カルシウムは四角っぽい。ナトリウムはなめていただくとしょっぱい。あまりなめないほうがいいですよということも言われました。カルシウムはあまりよくないので使わないけれども、低温になったときには、やはりナトリウムでは効かないので、カルシウムを使うときもあるという言い方をされました。

それだけではいけないと思って、農協の営農センターの技術員に聞きました。そうしたら、技術員は飯山の生まれで、飯綱町以上に田んぼに雪を飛ばされていると言われました。塩化ナトリウムは塩ですから、あまりよくないですよねという言い方もされました。でも、今は大きな被害が出ているというご意見はあまりないが、心配ですよねということは言われました。

そこで、提案として、そんなに高くないので検査をやったらどうかと。細かくやっても1件4,000円から4,500円ぐらい、10か所やっても4～5万円ぐらいで済む。毎年やらなくても、1年や2年おきぐらいでデータを積み重ねていくことが私は大事だと思いますということまで言われました。

その辺を含めて、これは峯村町長にお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 塩化ナトリウム、NaClについては、私どもも今回の質問を受けて担当課で調査をして、答案書を提案してきました。今のところ、それによって大きな害を受けたというような報告は受けていないという報告でございました。

しかし、ご指摘のとおり、今年のように大雪のときには例年以上の散布もあつたらうし、量も多分多いだらうし、道路際の人によって不利益を受けるというのはあまりうれしい話ではない。十何年前でしたが、うちの畑に雪を入れてもらっては困るという大変な人がいらっしやいまして、私は非常に苦勞した経験がございます。気持ちよく協力していただいている人に対しては、やはりそれなりの対応をしていくことが大事だろうと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11番（清水満） 町長がいつも申されていますが、飯綱町は日本一のりんごの産地、女性が一番住みやすい町をつくっていきたいというときに、そういう不安があつたり、町の除雪に協力をしていただけないことになると、これも大変だと思っております。心配されないように、そういうことをやることも重要だと思っております。いい答えと聞いておきましたけれども、お願いしたいと思えます。

最後でございます。春山除雪の早期実施と書いてありますけれども、これは組の区長から町へ要望があつて、そうしたら早い時期にやり過ぎてしまつて、その後にもたくさん降つてしまったので電話をかけたところ、「1回ということなのでできません」というような発言もあつたようです。これは組長ではなくて、組長へ言った人たちから大きく怒られまして、「お前は何かやっているんだ」ということだったので、今年のような年は、2回になるのか1回でいいのか、もう例年とは違うということで、その辺のやりくりをうまくやっていただきたいと思っております。

あとは、雪がだいぶ盛り上がっております。この間も畑に入るために男の人たちがシャベル

でやっていました。しかし、やったところが硬くてできないというので、少しかいていただくようなこともお願いしたいと思います。

このことについて町長にお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 前段の件につきましては、私にも区長からお話がありました。私が非常に切なく思ったのは、やはりそういうときに職員が、「今年はこうなので1回行ったところはもう少し待っていただけますか。今、みんな1回ずつやるように飛んで歩いていて、剪定に間に合うように何とかしたいと思います。もうしばらくお待ちいただければ」ぐらいのサービスの一言が何で出てこないのかと。われわれは行政サービスの最たるサービスマンだということを何回も話をしてきたのですが、そういう意味では、まだまだ力不足、職員教育が足りないという思いがしてございます。それは、お聞きした後、課長等を通じて話を徹底させてあります。

また、予算についても、本来なら除雪費の増額を、議会を開いて補正予算を組むべきなのですが、こういう事情だから予備費を流用して使っていて。これも課長に、既にもう早い時期に指示をしてございます。

これから以後、多分、また消雪剤のようなものも欲しいとか、支援はどうだというようないろいろな話が出てくるのではないかと考えています。私たちは、本当にそのために税金を頂いて、そのために動いているので、公平というのは大前提で大事ですけれども、そこら辺はしっかりと臨機応変に行動していきたいと思います。本当にそれぞれの関係者に深く謝罪して答弁にしたいと思います。ありがとうございました。

○11番（清水満） 以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡邊千賀雄） 清水満議員、ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 以上で、本日の一般質問を終了いたします。

お諮りします。3月7日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにいたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、3月7日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時32分

令和4年3月飯綱町議会定例会

(第 4 号)

令和4年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第4号）

令和4年3月7日（月曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	総 務 課 長	徳 永 裕 二
企 画 課 長	土 屋 龍 彦	税 務 会 計 課 長	土 倉 正 和
住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行	保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭

産業観光課長	平 井 喜一朗	建設水道課長	笠 井 順 一
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	大 川 和 彦
総務課課長補佐	清 水 純 一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨 本 克 裕	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表（3月7日分）

順	議席	氏名	発言事項
6	2	中井寿一	1 小学校の教育環境多様化について（人口増・税収増・活性化）
			2 飯綱病院の老朽化について
7	4	瀧野良枝	学校における危機管理体制の強化を
8	13	伊藤まゆみ	1 新年度予算について
			2 子どもの口腔トラブル把握への対応を
			3 国民健康保険税の負担軽減を

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、一般質問を行います。質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な分かりやすい質問、答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いします。

◇ 中 井 寿 一

○議長（渡邊千賀雄） 発言順位6番、議席番号2番、中井寿一議員を指名いたします。中井寿一議員。

〔2番 中井寿一 登壇〕

○2番（中井寿一） 2番、中井寿一です。よろしく申し上げます。

まず、一般質問を始める前に、フリースクールというものについて、少し皆さまにご紹介したいと思います。

フリースクールという言葉をご存じでしょうか。学校ではない学校です。学校法人ではないので、学校とは言えないのですが、実はこの学校法人を立ち上げるのは非常に大変な話で、厳しい条件がたくさんあります。なかなかできるものではありません。それで、学校ではないの

ですが、子どもが在籍している市町村の学校の校長先生が許可をすれば出席日数がカウントされるということで通われている方がいます。ここは重要なポイントなので覚えておいてください。要するに、出席日数が付かないので学校長が許可しなければフリースクールは存在できません。成績はもちろん付きません。フリースクールは成績がもともとなかったり、その基準が異なったりするので、一般に成績は付かないという状況になっています。それほど、フリースクールは既存の学校とは少し違う学校なのです。しかし、既存の学校と同じで、子どもを育て、教えるというのとは一緒です。「教育」とは逆で、育てて教える。これは私の持論です。

実は、10年以上も前から教育の自由化について多くの議論がなされてきました。これは、文部科学省が構築してきた学校システムが、ただ一つの正解ではないことに多くの方が気付いたからです。既存の学校は、いじめや不登校の問題もありますが、効率よく一定の学力を持った子どもを育てるには、非常に適していると思います。

ただ、ここで効率を無視すれば、いろいろな教育方法があるわけです。教育費を1円でも削りたい国とは正反対の考えです。その中で生まれたのがフリースクールです。ですから、世の中にはいろいろな価値観のいろいろなフリースクールがあります。単純に15人学級などを5人学級にするとか、人数を減らしただけではありません。多くのフリースクールでは、個性や特質を非常に大切にします。ただ、教え方は本当に千差万別です。従って、子どもに合う、合わないがあります。ここで大事なのは、別に合わなければ行かなければいいのです。既存の学校でいいのであれば既存の学校へ行けばいいし、合わなければ自分に合ったフリースクールに行けばいい。フリースクールはたくさんありますから、そのフリースクールが駄目だったらこのフリースクールというように、この選択肢が大事です。自分に合ったところを選ぶことができます。フリースクールのおかげでいろいろな選択肢ができてきました。

さて、飯綱町はなんと2つもフリースクールがあります。「みんなの学校」と「OZ Field」です。みんなの学校は2013年、OZ Fieldは昨年、誕生したばかりです。2つとも飯綱町の自然環境の中でどうたっています。うれしいですね。これは本当に飯綱町にとってありがたい話です。

ただ、教育方法はもちろん異なっております。特に、みんなの学校は、シュタイナー教育という教育方法を実践しております。

幼稚園に目を向ければ、「大地」というものがあります。皆さんよくご存じだと思います。実際に大地からみんなの学校へそのまま移ったお子さんもいます。飯綱町には合計で3つも私立の組織があるわけです。前回、町長は教育も飯綱町も売りの一つだとおっしゃいました。この小さな町に3つもあるのですから、本当にそのとおりです。

実際に、県外から信濃町に移住してみんなの学校に通っている方もいらっしゃいます。信濃町からというのは、実はそのとき飯綱町に適当な住居がなかったもので、しょうがなく信濃町に移ってそこから通われているということです。

さて、一つ問題点があります。以前のことで、みんなの学校は、地元・飯綱町の赤塩焼を体験しようとしてしました。申し込んだら、1人3,000円と言われました。町立の小学校であれば、粘土代だけで済みます。ところが、町外の子どもだから一般料金を請求されました。飯綱町に通っている子どもなのに、在住が町外だからということで3,000円を要求されました。当然、その予算がありませんので諦めました。

また、昨年のことですが、コロナを理由に歴史ふれあい館の天文台の利用を断られました。このときは長野市の子どもがいるから使用禁止と言われました。

そこで、町長に質問です。この自然豊かな飯綱町で学んでいても、町外に住んでいる子どもは飯綱っ子ではないのでしょうか。それとも、飯綱っ子として町内在住の子どもと同じように扱っていただけるのでしょうか。お願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。まず、前段に、教育が町の大きな財産という考え方については、やはり移住をしてきてもらうためには、最低限度の教育については、どこに住んでいても十分受けられるというものが整っていないと、なかなか移住は難しいという意味で、一つの大きな財産と申し上げましたので、そのようにご理解いただきたいと思っています。

今のお尋ねの件は、内部で非常に迷って検討をした経過がございます。極端に言えば、長野市からこちらのフリースクールや保育園などに通っている子どもとその保護者に、どういう形で支援をすればいいだろうか。これはなかなか、文句なしに支援してもよいという意見や、それは少し違うのではないかという意見などさまざまあります。まだ結論には至らず、今、検討をしているということでご理解いただきたいのですが、何とかそういう子どもや保護者に対しても支援のできる方法はないものかという方向で検討をしております。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 今、検討中ということですが、ぜひ考慮してもらいたいのは、保護者に対する支援ではなく、飯綱町を選んで通ってくれている子どもたちに対する支援ということをはっきりさせていただきたいと思いますので、理解していただけますか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員の質問は、財政的な意味ではなく、子どもたちに対する教育を平等に扱ってほしいなどという意味のお尋ねなのか。先ほどの3,000円など、体験するのにお金がかかるようなものの支援は、保護者に支援をしていくという意味で保護者と申し上げました。ご理解いただきたいと思います。

しかし、議員も研究されてきていると思いますが、例えば大地さんなどの保育園は、令和元年度の国の教育の無償化の延長線上に、3歳児以上の子どもたちは、国で2分の1、県で4分の1、町が4分の1と、保護者としてみれば全額支援をしてもらうことになるのですが、そういう形でその施設に支援をしているようになりましたので、今は昔に比べれば、大地に通っている保護者の負担というのは相当軽減されていると思っております。

もう一点、町が小中学生に1人1万円という形で教材費を出しているのですが、フリースクールに通っている子どもさん等にもきちんと1万円を支援していこうということで、今、審議していただいている令和4年度の予算に計上しておりますので、併せて申し上げたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 1万円の教材費支援は大変ありがたく思います。今、町長がおっしゃった子どもの扱いなのか、お金の話かということですが、第一には、子どもの扱いをお願いしたいと思います。その次に、これからお金の話をしたいと思います。

次に、フリースクールの課題ですが、このようにいろいろなフリースクールがあります。ただ、混同してほしくないのは、不登校の子どもが通うための学校ではありません。あくまでも、既存の学校に合わない、満足しない価値観の人たちが通う学校です。これを重要視してほしいところです。学校とは違う、もう一つ別の学校です。

これらのフリースクールには大きな課題があります。それは当然ながら採算性です。お金の話ですが、結局、少人数制で、もともと効率を度外視していますので、非常に採算性は悪いです。単純に飯綱町では、子ども1人当たり大体37万ぐらいのお金をかけております。フリースクールは、例えば月謝が4万円だとすると、1年で48万円ということでプラス11万円分しかありません。その上、効率は悪いですから、かなり悲惨というか、歯を食いしばってOZ Fieldさんやみんなの学校さんも頑張っています。実際に、一部はボランティア的な扱いで先生をお願いしたり、あるいは設立資金を取り崩して、何とか食いつないでいこうとしています。それが今の状況です。

これらのフリースクールを安定的に経営するには、やはり公的な支援が必要だと思います。もし、公的な支援が可能になり、われわれ飯綱町の支援ができれば、これは非常に画期的なことです。全国でもほとんど例がありません。なぜそういう例がないかと言いますと、これについて核心的なお金の話をしていきます。町長にお尋ねします。憲法26条について、どうお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全ての国民は平等に教育を受ける権利がある。全ての国民はその子どもたちに教育を与える義務があるというのが憲法26条だと。先ほど少し勉強してきたのですが、こ

れは全く素晴らしい法律で、国はそれを一生懸命守ってほしいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） すみません、第2項もお願いします。第2項は義務教育を無償にするということなので。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） そうですね。受けさせなければならないということと、義務教育はこれを無償とするということです。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） では、この26条を縛っている憲法89条について、町長はどうお考えでしょうか。すみませんが、大事なことなので、ここははっきりさせたいのです。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） 89条が今の教育とどういう関連を持ってくるのか分かりませんが、私は宗教上に関わる、または一定の違った思想に基づくような施設や団体を維持していくために、公金の支出はこれを認めないということだと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 実は大事なことがもう一つあって、公の支配にない団体にも、公金の支出を禁じています。これは、例えばフリースクールがそれに当たるとされております。

私立の学校は、きちんと国の認可を受けて経営しています。先ほどの大地もそうです。認可を受けて経営しているので、公的支援を受けられる体制となっております。この公の支配というものについて、憲法上もかなりいろいろな論議がされています。

ここで、最初に私が重要なポイントとして説明したのですが、フリースクールも、出席日数に関して学校長、あるいは教育長の認定がないと成り立ちません。フリースクールと言っても、出席日数がカウントされなかったり、もちろん成績がなかったり、両方ともないと、さすがに

親も通わせることはできません。そういった意味では、フリースクールも公の支配を受けていると解釈できます。実はこういう解釈をしているのはなかなかありません。

飯綱町は、公の支配について、学校長、あるいは教育長の事実上の許可がないと成り立たないことから、この辺を今後検討していただけるのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 具体的な話ですので、私から答えさせていただきます。

まず、中井議員がおっしゃるように、飯綱町は大変小さい1万人ちょっとの町ですが、みんなの学校の池田聡子先生は、飯綱町というこの自然環境の中でシュタイナー教育をやりたいということで、わざわざ移住して学校を開いてくださいました。OZ Fieldもそうです。また、今そこに通っていらっしゃる生徒さんは、町外から通ってみえる方もいますが、わざわざこのフリースクールに通うために、飯綱町に移住してくださったご家族も何組かあります。

そういう意味で、子どもたちのいろいろな学びの場を保障するということでは、飯綱町や教育委員会としてもできるだけ支援をしていきたいと思っておりますが、やはり先ほどから議員もおっしゃっているように、学校教育は日本国憲法、教育基本法、学校教育法、それに基づくさまざまな法律や規則に基づいてやっております。その法のもとで、その範囲での支援をできるだけやろうとしています。法を超えた上での支援は、例えば89条にもありますが、特定の宗教団体や政治団体などに偏らないのと一緒に、フリースクールがいいなら塾はどうだとか、そういうことを言い出すと切りがないので、法律で定められた中でやっていくべきだと考えております。

実はフリースクールに対する捉え方も、文科省でだいぶ年々解釈が変わってきています。例えば、本来なら学校に登校しないと勉強したことにならないけれども、子どもの状況に応じて学びの場を柔軟に考えて、それが地元の自分の籍のある学校でなくても、出校したと認めていくように変わってきています。

教育委員会としても、文科省の指導に基づいて、フリースクールの生徒さんも出校した日は

学校の登校日としてカウントしていますし、今、町長が申しあげましたように、来年度から飯網町のお子さんでフリースクールに通っていらっしゃる方にも1万円の教材費の補助を行うなど、できるだけそういうことをやっていきたいと思っています。

しかし、法を超えて飯網町は特別でほかと違うというのは、また少し問題だと思しますので、その辺は慎重に検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 慎重にというのは大変いいことだと思います。確かに、これは公金を使う話なので、町民も含めて皆さんの理解がないと、下手をするとフリースクールたたきになってしまいます。一番大事なのは、やはりフリースクールに通う子どもたちなので、この辺は慎重でもいいのでしっかり議論してやってほしいと思います。

今、法を超えてとおっしゃっていましたが、法を超えるわけではありません。法をそのまま解釈すると公の支配という話ですから、今、馬島教育長がおっしゃったように、かなり議論になっているところです。

ほかの市町村、あるいは国が許可して一斉に始めたのでは、飯網町は出遅れてしまいます。ですから、ぜひ国が方針を出す前に、一年でも早く検討していい結果を出してほしいと思います。この辺についてはスピードが要求されるので、必要であれば、法の専門家と相談していただいて、公の支配というものは学校長、あるいは教育長の認可、出席日数をカウントする、しないなど、無制限にカウントすると、とんでもないフリースクールが出てくるかもしれないですし、塾という話となれば、塾は初めから塾ですので、教育長や学校長が許可しなければいいと思います。

そういった意味で、本当に公の支配ということがありますので、この辺をぜひ考慮していただけでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 一年でも早く国に先立ってというご要望ですが、そこは大変難しいとこ

ろがあります。

もともと私立の学校もそうですが、公立の学校とは違った独自の教育方針といったものを持ってやっておられます。私立の学校は、きちんと学校法人として法律的に必要な手続きを取ったり、教育課程といったものもきちんとやっておられるわけですが、それを承知で、あえて公立ではなく私立で学ばせたいという保護者の判断でそこにお子さんが通われるわけですから、そこで授業料が発生しても、それは承知の上です。

フリースクールにおいても、やはりいろいろな活動の仕方や理念があります。例えば、飯綱町でも、学校の教材や机やイスなど、もう使わないけれどもフリースクールで使えるものがあったら協力するとか、そんな範囲は教育理念とはあまり関わらないので問題にならないと思うのですが、あまり公的な支援が、そのフリースクールの活動に介入とは言わないですが、独自の自由な活動に入り込んでいくのもいかなものかと思います。その辺は、私たちも小中学校もそうですが、フリースクールの先生たちとも定期的に交流を持ったり、いろいろ情報交換をし合ったりしていますので、その中でできるだけ応援する形を模索していきたいと思っています。

それから余談ですが、この間、コロナ禍で飯綱町の公の施設の貸し出しを全部中止しました。そのときに、みんなの学校の皆さんは体育の授業の場所がないので、これも協力ということで町民会館や体育館を無償でお貸ししているのですが、それが貸し出し禁止になったことで、担当の係の者がマニュアルどおりに対応してしまい、いつか授業ができない状態になっていました。それを中井議員からお聞きして、すぐみんなの学校に電話をかけて校長先生とお話ししたところ、事実だと分かったので、大変申し訳なかったとおわびしました。授業の一環ですので、教育活動を妨げることはできません。授業として使ってもらう分にはすぐにお貸ししますので、また町民会館へ申し込みをしてくださいとおわびして訂正申し上げました。情報をいただいたことを本当に感謝しております。そういう意味でも、できることは協力したいと思っています。ありがとうございました。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 次に行きたいと思います。人口増のための教育に関してです。飯綱町の大きな売りですから、教育関係について、環境が良くなればもっと人が集まってくると思います。

ところで、飯綱町は目標をお持ちでしょうか。本来であれば目標があって、例えば、人口増を毎年100人、そのためには住宅は何棟。住宅を建てるにはいろいろな条件があると思います。例えば、新規就業者や移転する家族も含めて毎年何棟必要で、それには資金はどれぐらい必要など、そういう話では聞いたことがありませんが、目標はあるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、人口の関係の目標ですが、後期の総合基本計画では、令和8年度の人口は1万人ということで立てておまして、それに基づいて、まずできるだけ社会減を減らして人口の減少を穏やかにしていくことを、町は目標として持っております。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 1万人ということは減っていくのですね。非常に残念です。意欲的にプラス100人ぐらいの、100人は難しいかもしれませんが、10人でもプラスの目標は欲しいと思います。大事なのは、そのために何をやるかの計画です。先日から若者向け住宅などの話を聞いていますと、とりあえずできるだけことはやっているように見えました。できれば、できるだけのことではなくて、目標に向かってやるべきことをやってほしいと思います。

私は民間企業出身ですが、民間企業では必ず目標があります。現状ではできない目標です。要するに、今までは違って、自分たちが変わらないといけない。私は上司によく「昨日と同じことをやるな、同じことをやっていたら間違いだ」と言われました。要するに、できないことをやれということです。できることをやるならほかの企業がやります。これは、ほかの自治体もそうだと思います。あえて言いたいのですが、できないことをお願いしたいと思います。これについては、もう質問の形ではありませんので、ひたすらお願いです。

次に、飯綱病院の話に行きたいと思います。実は、町民の方から、飯綱病院はしょっちゅう

あちこち故障をされていて、どうなっているのかという質問を受けました。直接、飯綱病院にお聞きしたのですが、確かに管理棟はもう築40年たっていて、配管類が駄目で、故障するたびに直しているという話をお聞きしました。

確かに、病院については長期的にいろいろなファクターがあって決められないと思います。これは、一つは国の政策もありますし、人口減や先生自身の獲得の問題もあって、長期的な目標は立てられないと思うのですが、特に管理棟につきましては、管理棟だからどうでもいいというわけではなくて、手術室や融雪の設備など、一部共用の部分もあります。実際には、今は我慢して使っているとおっしゃっていましたが、故障してから直すのではなく、長期的にこれだけの期間とお金をかけて、どこを直していくという計画があれば、大変いいと思います。急に壊れてしまうと、業務にも支障が出ますし、働いている方々の士気にも影響すると思います。壊れたからストーブを持ってきてつけたとか、扇風機を回すようにしたとか。あと問題は書類の類いです。配管の関係ですと、水漏れも可能性としてありますので、その辺の長期的な計画があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） お答え申し上げます。先日、議員に病院まで来ていただいて、細かいことはそのときにいろいろお話しさせていただきましたので割愛いたしますが、当然個々にいろいろな故障が起きていることは承知をしておりますし、起きそうなところも毎年点検をかけておりますので、そろそろここが駄目ではないかとか、早く直したほうがいいということは、業者からお話をいただいております。

我慢してやっているということにつきましては、この冬はここだけは少し我慢しようということは、当然、資金や時期的な面からも、工事に入れられない時期もありますので、それは臨機応変に対応させていただいておるところです。しかし、さすがに40年たちますと、どこの部所もいよいよ傷んでくることは想定しております、そうはいつでも、一個一個の工事の費用が結構膨大になりますので、借金をしていかなければいけないわけで、そういうことも考えると、

一応、計画的に今までの工事はここまでで終わって、これからここをやっていこうということは、ある程度、想定はしているところです。

ただ、急に壊れることも当然ありますので、予定どおりにはいかないことも多々あります。議員もおっしゃられましたが、安全な医療を提供できない状況にだけはならないようにということで、順次、工事等は計画をして進めているところです。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 今、計画があるとおっしゃいましたが、本当に中長期的な計画があるのでしょうか。先日お伺いした時点では、とりあえず故障した端から直しているという話でしたが。

完全に業者からの、もうじきここが壊れそうという話ではなくて、抜本的に、壊れそうになる前に先手を打って、計画的に例えば今年度はここまでやるなど、財政難でできないのであれば、できないでもいいです。今のお話で聞きたいのは、財政の問題で毎年これだけしかかけられないからこの範囲でやっているという意味で計画があるのであれば、それはそれで構いません。お金はいろいろ工面できるけれども、とりあえず中長期的に手を打つことはないのか、その辺を詳しくお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇〕

○病院事務長（大川和彦） すみません、少し説明が足りなかったかもしれません。必要なところは、順次、予定計画がなくてもやらないわけにはいきませんので、そこはお金の有無ではなく、やらなくてはいけないところは手を付けて修理・修繕、更新をしております。

ただ、少し言い方が悪かったかもしれませんが、今の時点では、医療ガスの関係や空調、エレベーターも1基、使えなくなっております、そこはもう止めたまま、使えるところでやっているという工面をしながらやっております。先ほども申し上げたとおり、当然、莫大な費用がかかる工事がたくさんありますので、今、挙げた中でも6～7点はいつごろやるかという想定はしておるところですが、併せて医療機械の更新も毎年出てきます。こちらは大体金額も分かりますし、先生方の意見や要望も聞きながらやらないといけないので、そこをベースに計画

をして、あとはできる範囲で工事を入れていくのですが、そうはいつでも、病院機能を止めてしまうわけにはいきませんので、そこは最優先として考えております。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） これは気持ちの問題かもしれませんが、「故障中」という看板が出るのと、「工事中」という看板が出るのは、かなり受け止め方が変わります。故障中となると、大変心配になります。工事中となると、計画的にやっているのかなという感じもあります。町民に心配をさせないように、皆さんはとてふ飯綱病院を頼りにしてましたので、その辺の信頼感をそのまま維持できるようにお願いしたいと思ひます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井寿一議員、ご苦勞さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は9時55分からにしたいと思ひます。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時55分

◇ 瀧野良枝

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位7番、議席番号4番、瀧野良枝議員を指名いたします。瀧野良枝議員。

〔4番 瀧野良枝 登壇〕

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野良枝です。通告のとおり質問してまいります。

今回は学校における危機管理体制の強化についての質問でございますので、個別の事例も出ますが、各論ではなく総じて危機管理という観点でお聞きしていきますので、よろしくお願ひいたします。

ご承知のとおり、ハインリッヒの法則によりますと、「一つの重大な事故の背景には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常、ヒヤリ・ハットがある」というのは、危機管理に

において必ずと言っていいほど語られております。小さな異常を見逃して、大きな事故を起こすことのないよう、組織としての危機感を共有し、実効性のある危機管理体制を構築できるよう質問してまいります。

初めに、通学路の安全確保策についてお伺いします。町では、飯綱町通学路交通安全プログラムが策定され、PDCA サイクルとして、合同点検の実施、対策の検討・実施、対策効果の把握・改善・充実に努めることが定められております。

この点につきまして、合同点検対策の検討・実施は計画的に行われていることは確認できておりますので、次の段階である対策効果の把握、継続検討案件で対応が決まっていないものの扱いについて、お伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。まず、通学路の指定につきましては、学校保健安全法に基づきまして、学校長が児童生徒の安全を第一に考え、学校周辺の比較的安全と思われる道路を保護者や地域と協議した上で決定されることになっております。

これを踏まえまして、対策の効果ということですが、今お話がありましたとおり、プログラムに基づきまして年1回の合同点検等を実施し、改善できる点につきましては早急に対応をさせていただいております。また、教育委員会で対応できることは、注意喚起を促す看板の設置、町道の関係につきましては建設水道課で、防犯対策については総務課ということで、予算の範囲内で対応をしておるところでございます。

その対策の効果等につきましては、通学路の設置者であります学校等が中心となりまして、常日頃、児童生徒の安全のために点検・把握をしておるところです。

継続の検討という点ですが、合同点検には県道を管理します県の建設事務所、また、警察関係者等に立ち会っていただき一緒に点検をしておるところですが、早急に対応できる点につきましては、それぞれの機関に持ち帰りまして対応を行っていただいております。町と同様に、優先順位や予算がありますので、町としては根気よく働き掛けを続けておるところです。

要望に当たっては、PTA や学校から強い要望があるという要望書などがありますと、ただ担当課で要望があったと要望するだけではなく、非常に効果があるということで、改善されるまで毎年同じ箇所の要望を PTA からいただいております。改善までに時間を要する場合などは、通学路の変更ができないか、学校が中心となって対応させていただいております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 通学路に関しての要望としては、学級懇談会や地区懇談会を経て PTA として出されるものなどがあり、それ以外にも、校外指導部の登校指導の際に指摘をされるもの、また、去年は中学生から、授業の一環でデジタル安心安全マップとして生徒目線での危険場所の提示がありました。

特に道路関係では、区や組からの要望で通学路に関するもの等さまざまな視点から挙がってきているかと思えます。それらの情報の一元管理の状況について、お伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。基本的には通学路の関係になりますので、教育委員会が中心となりまして、それぞれの機関から挙がってきている要望に対し、改善の状況等を常に把握しております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 対応策というところで、対策箇所図、対策一覧表の公表もこの計画には示されておりますが、平成 29 年以降、ホームページにおいての更新はされていません。

ある自治体では、道路要望の適正管理ということで、緊急性、必要性、利便性の向上などの指標で優先順位を評価し、また、費用対効果を確認した上で、地域バランスを考慮しながら改善箇所を決定していくことを明示しています。

どのような方からどんな要望が挙がっていて、その現状と、こういう理由から実施した、もしくは実施を先延ばしにするという事実を公表することによって、住民においても相互理解な

どが促され、住民の声が行政に届いているという安心感を与えることができると思います。これらの公表についての考えはいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。通学路の安全点検の結果につきましては、先ほど申し上げましたとおり、教育委員会事務局が中心となりまして、基本的には毎年行われる町とPTAの懇談会の際に、ほかの要望等と合わせまして、対応・対策について一覧表にして回答しておるところです。その会議の際にも、毎年、保護者の皆さま方にはPTAを通じてお知らせいただくように依頼を申し上げているところ です。

ただ、今、議員がおっしゃられたとおり、安全プログラムにもありますし、コミュニティ・スクールの趣旨でもあります「地域と共に学校運営を行う」といった点からも、今後は広く公表を行い、地域の皆さまと共に情報を共有して、子どもたちの安全対策を考えてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 次に、登下校中の防犯対策についてお伺いします。昨年、三水小学校区内において、不審者による事件が9月中に2件発生いたしました。1件目は、車に乗った男性からの声掛け事件で、児童はその場を立ち去り、保護者に報告、保護者より学校、交番へ連絡をされたというもの。2件目は、道でうずくまっている男性を見掛けた児童が「大丈夫ですか」と声を掛けたところ、追い掛けられ、近くの同級生の家に駆け込み保護されたというものです。

1件目については、事件から10日後にほかの保護者にはメールで情報提供がされました。2件目は、事件から3時間後に保護者宛てのメールが発信されております。

保護者や地域への情報提供が早いほど、類似事件への発生抑制という意味で、警戒態勢が取れたのではないかと思います。こちらの情報提供の迅速性についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。それぞれ対応マニュアル等に基づきまして対応を行っておるわけですが、基本的に学校と保護者間のやりとりに使用しています AID メールによる送信により、緊急を要する場合については、まず保護者に伝達を行っております。もちろん、中身によっては警察等への通報等も行うわけですが、そのほかに、場合によって特に地域への周知が必要な案件につきましては、町の防災無線を使いまして情報伝達を行うこととしておるところです。

今回の2件の関係につきましても、1件は時間的なものがありますが、緊急を要する案件ということで保護者等への情報伝達、もう一件につきましても、中身の事情を確認する中で対応を行ったところでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 危機管理マニュアルに沿ってということですが、3校の危機管理マニュアルを拝見させていただきました。この登下校中の不審者対応については、飯綱中学のみ記載されていたように思います。またこの後の質問で申し上げます。

文科省の学校の危機管理マニュアルの中では、緊急対応が必要でない場合にも状況を十分に把握して、ボランティアなどと連携を図った防犯対策の強化を図る必要があるとも言われております。

また、迅速にお願いしたいということなのですが、2件目の事件について、保護者宛てに出されたメールは「見知らぬ人に声を掛けないように家庭でも指導をしてほしい」という内容でした。これについては、被害児童や保護者の立場になりますと、メールという文字だけの媒体なので、うずくまっている人に心配して声を掛けた児童の行為自体が問題であったように捉えられてしまう可能性があったという点と、ほかの児童にとっても、ただ恐怖心をあおってしまって、地域の人へのあいさつ活動との違いというものを丁寧に説明していただければよかったと思っております。実は、そのメールの内容に違和感を感じられた保護者の方も多く、その代表の方と一緒に学校に伺いまして、その点を教頭先生にお話ししてまいりました。その結果、

そこから1週間後に全保護者宛てに、不審者対応について、「いかのおすし」という「いかない」「乗らない」「大きな声を出す」「すぐに逃げる」「知らせる」という、子どもたちに伝えている合言葉、また、通学路を守ること、できるだけ多くの友達と登下校すること、困ったときは近くの大人に助けを求めること、保護者との約束を守ることについて、子どもたちに再指導をしたという内容でした。

また、被害児童の心のケアとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつないでいただくことも教頭先生にお願いしましたので、そちらについても文書には記載されておりました。

この点も含め、事後対応としての防犯教育、また被害児童生徒への心のケアに関してどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員からご指摘のあった事案ですが、実は不審者対応の児童生徒への指導というのは、大変難しい面があります。

実際に、不審者の事件が全国で起こっていますので、それは私たちも重大なこととして捉えているのですが、過去にほかの件で、子どもが「知らない人から声を掛けられた」ということがありました。慌てて学校の教師が現場に駆け付けていろいろな様子を聞くと、近所に住んでいる方が声を掛けただけでした。

実際に私も、台風などで川や用水が大変増水しているので、教育委員会の職員で分担して地域を回っていたときに、歩いている小学生がいたので、車の窓を開けて声を掛けたら、子どもが身構えるんです。「私は教育委員会の人間だ」と慌てて名札を見せたというようなこともありました。

この間のうずくまっていた人の件も、後でいろいろ事情を聞いてみますと、小さいお子さんだったので、本人の話と状況に整合性がとれない点もありました。それを一般の不審者対応として保護者や地域の皆さまにお知らせするときに、どう伝えるかなかなか難しい面はあります。

ただ、大原則は子どもの安心安全を守ることですので、そういう点はぶれることなくできるだけ素早い対応をして、また事後指導もしていきたいと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） いろいろお話しいただきましたが、心のケアに関しては、この文科省のマニュアルの中でも、養護教諭を中心としてその健康状態をしっかり把握して、PTSD、心的外傷後ストレス障害の予防など、対応に努めるとされています。先ほどお聞きしたように、2件目の内容では、そのお子さんに整合性が見られなかったという状況があるようですが、実際に保護者の方にお聞きすると、お子さんが夜、少し不安な思いをされたということですので、危機管理にとっては慎重過ぎていけないことはないと思っております。

その続きとなりますが、多様な担い手による見守りの連携強化についてお伺いします。この点についても、教頭先生に登下校の安全対策に地域や保護者の協力を仰いでいただきたいというお願いをしました。

具体的には、不審者が発生した地域周辺の安全見守り隊の皆さんの見守りを期間的に少し強化していただいたり、校外指導部という役員の皆さんには、車のサンバイザーに付ける「パトロール中」というカードが配られておりまして、町内を走行するときにサンバイザーを下げると「パトロール中」という文字が表示され、普段は上げておくということをお願いされているようですが、こちらも期間的に校外指導部の皆さんに協力依頼をお願いしたのですが、その点はどちらも働き掛けがなかったようですし、それ以前に教頭先生もそのような方法があるということをご存じないようでした。

見守り隊の皆さんはもちろん、保護者も、「おらほの学校応援団」の方も、地域の企業の方も、子どもに一時的にも危険が迫っているということであれば、喜んで協力してくれると思いますし、ボランティアの皆さんにとっては、むしろ子どもを守るやりがいにもつながると思います。

先ほど来、メールで伝える内容もなかなか難しいところだというお話もお聞きしましたが、こういう事実があったと客観的にお伝えする。例えば1件目でしたら、男性が2回児童に声を掛けたという事実、いろいろな主観が入らない事実をお伝えいただくのがいいのではないかと

思います。

町にはメール配信サービスもありますので、協力してくださる皆さんにご登録いただいて、非常時にメール配信によってご協力を仰ぐ方法については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。教育委員会としましては、子ども安全見守り隊の関係につきましてお話をさせていただきます。

ご承知のとおり、登下校時の見守りを行っていただいておりますが、飯綱町のコミュニティ・スクールを進める中で、コーディネーターを配置して進めておりますが、今回のというわけではございませんが、今、議員がおっしゃられたとおり、学校や町からのメール配信等、このボランティアを行っていただいている見守り隊の皆さまにも登録をお願いして進めております。ただ、年齢的な関係もございまして、なかなか登録がスムーズにいかないといったところもあったわけですが、その辺はコーディネーターのほうで一から指導をさせていただいて、そういった登録も行っております。また、情報等につきましても、逐次、見守り隊の皆さまに届くように進めておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 文科省によりますと、子どもの登下校中の被害というのは、午後3時から午後6時に集中しております。学校ボランティアの高齢化、共働き世帯の増加により、地域の目が減少することによる見守りの空白期間が発生していると考えられるとのこと。実際に、令和3年度の長野県内の子どもに対する声掛け事案の発生状況を見ましても、同様の結果となっております。ぜひ、いろいろな世代の多様な担い手の皆さんの見守り連携強化をお願いしたいと思います。

次に、共同調理場の安全対策についてお伺いいたします。先般の給食のシンポジウムの中でお話がありましたが、飯綱町は単なる給食センターではなくて、共同の調理場であるというプライドを持って、手作りのおいしい給食を提供していただいていることは、町内のみならず、

赴任してきた先生方も感動されているほど、評価をいただいていることと思います。

保護者向けの毎月のメニュー紹介、食育だより、児童生徒宛てのランチレターなど、食育という面にも力を入れていただいていることに、保護者としてもありがたいと感じております。そんな中で、昨年12月に異物混入事故が3件重なって報告がなされたため、一部の保護者の中には不安に思われた方がいたことも事実です。

そこで、危機管理という面からお聞きしてまいります。

まず、事実確認ですが、1件目はサラダの中にカメムシの混入が発見されたもの。3層シンクでこすり洗いを3回してから一口大にカットしたが、納入時にブロッコリーの枝の奥に潜り込んで発見されなかったものと想定され、再発防止として、洗浄作業のポイント確認、複数での目視確認の強化、納入業者への安全確認の徹底を行うことが、事故の翌日に保護者宛てに書面で示されました。

2件目は、サラダの中に厚紙の破片らしきものの混入があり、施設内のダンボールや厚紙と照らし合わせても原因が特定できなかつたとのことで、再発防止として、各工程で入念に確認作業をし、配膳過程でも安全確認の徹底をすることが、2日後に書面で報告されました。

3件目は、サラダを口にした児童が、異物が出てきたということで、当日にメールと書面でまずは報告がありました。後日、改めて調査報告がなされ、異物は長さ5ミリ、直径1ミリの金属片であったこと、調理場職員と業者で総点検を行ったが、原因と思われる欠損部分の判明には至らなかつたということで、再発防止として、職場会議を開き、複数の目での確認の徹底、職場の働き方の見直し、調理員がゆとりを持って作業に当たること、機械設備、器具については、状況に応じて順次更新を進めることが、調査報告として示されました。

以上、保護者宛てに報告されました内容の抜粋ですが、追加することがありましたら、後ほどお願いいたします。

職員の皆さんにおいては、徹底した衛生管理の上にアレルギー対応など、限られた時間の中で給食の提供時間に合わせていただき、その後、洗浄作業や各種記録表の記入や総括、さらに班長に至っては事務的な打ち合わせなども行われていると伺っております。また、会計年度任

用職員という勤務体制の中で、フルタイムの方が7時間45分の勤務、パートタイムの方が7時間15分の勤務。納品業者の関係で、毎日7時45分から食材の検収業務のために交代で3名が早出出勤をされているという資料を拝見しました。

先般、総務省から出されました文書によりますと、会計年度任用職員について、パートタイム職員の勤務時間については、具体的な内容や時間外勤務の有無など、勤務の実態を把握した上で、必要に応じフルタイムでの任用も含めて見直しの検討を行う必要があると述べられております。この点、業務内容に応じた勤務体系であるか、また、年次有給休暇など取得しやすい職場環境であるか、お伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。調理員の人数や勤務体系につきましては、今、議員からお話のあったとおりでございます。それぞれ休暇等で休む場合につきましては、あらかじめお願いしております代替職員が勤務するということになっております。また、あらかじめメニューによって時間がかかることが分かる場合については、代替職員をお願いしまして、調理員を増員する等の対応を取っておるところです。

おっしゃられるとおり、パートタイムの調理員につきましては7時間15分という勤務時間になっております。朝の検収や献立会議等の会議もございます。この辺の勤務体制については、それぞれの勤務の状況を把握する中で、フルタイムへの移行等も検討していかなければいけないという認識ではおります。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 軽微な異常については保護者に報告されていないものもあるようですが、この点、実は学校現場の先生や児童において、調理員の皆さんを気遣うような言葉や雰囲気があり、調理員の皆さんの精神衛生という面で心配がありましてお聞きしました。

機器の更新については、4年度予算にも入っておりましたし、先ほどの再発防止策にも示されておりましたので、割愛いたします。

次に、職員の安定確保における方策についてお伺いします。共同調理場は全て手切りで心を込めて手作りの給食を提供していただいていることは定評がありますし、調理員の皆さんもその点はプライドを持って調理をしていただいていると思いますが、カット作業など、機械を使用して作業効率のアップや作業の軽減化を図れないか、お伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。今回の異物混入の件がある前から、教育次長・教育長と調理員の皆さんとの懇談を行ってあったわけですが、12月に続けて起きたということで、改めてそれらの面談等を行う中でも、調理員の中からさまざまなご意見がありました。やはり安心安全にこだわって、時間がかかるのは分かるけれども野菜等は手でカットしたいという方や、機械等を導入しても、その機械の手入れや洗浄等をするのに同じ時間がかかるという方、それぞれいろいろなご意見を頂戴しました。そういったものも含めて、調理員の働き方改革等も併せて進めていかなければならないと認識しております。現場と連絡調整をする中で進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 今後、有機農産物を給食に取り入れるという動きがある中で、規格など、農家とどこまで折り合いを付けるかなど、松川町などでもかなり丁寧に時間をかけて協議をされて進めていらっしゃいました。そういった状況を見据えても、作業の軽減ができるところは軽減していくことを検討していただければよいと思っております。

次に、いじめ防止のための具体的取組についてお伺いします。いじめは子どもの死に直結する可能性のある最悪のリスクであるといわれております。飯綱町のち支えるネットワーク推進計画においても明記されているところでございます。

全国の統計では、令和2年度は小中高校、特別支援学校において、いじめの認知件数は前年度比15.6%減、感染症予防で生徒児童間の物理的距離が広がったこと、学校行事などの活動が制限され、直接対面してやりとりする機会が減少したこと、感染症拡大の影響による偏見や差

別が起きないように、正しい知識や理解を促したことなどが影響したと考えられております。

しかしながら、自殺した児童生徒は415名と前年度比98名の増で、調査以降、最多であるということは、極めて憂慮すべき状況といわれております。そこで、いじめの未然防止と早期発見に向けた取組についてお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 議員がご指摘のとおり、アンケートや調査の種類によっては減っているような数字があるのですが、実際に自殺者の数は増えていて、特に、長野県は10代の自殺者が全国でもトップレベルといわれています。そういうことは、本当に私たちにとっても大変憂慮すべきことで、それにどう対応するか、私たちも一番大事に考えているところです。

現状を申し上げますと、学校でも定期的に児童生徒や保護者のアンケート、それから児童生徒との面談といったいろいろなアンテナを張り巡らせて、できるだけ早期発見、早期対応に努めようとしています。

一方で、今のいじめというのは、日常の学校生活の中では発見しにくい実態があります。というのは、メディアの浸透によって、表面的に学校では仲良く明るくやっているように見えて、うちに帰るとLINEやSNSで友達同士のいじめがあったり、誹謗中傷があったりします。そういうのはなかなか表に出にくいものですから、それが表に出たときにはだいぶ深刻になっています。

今、学校ではICT教育を進めていて、1人1台タブレットを配ってやっているのですが、既に先進地区では、家にタブレットを持ち帰った子が、学校のタブレットを使って友達のことをいろいろ書き込むとか、そういう事件も実際に起こっています。ただ、そういうことを全部できないようにすると、今度はICT教育のツールとしてのタブレットが有効に使えなくなってしまいます。その辺が大変難しいところで苦慮しているところです。

しかし、先ほどの共同調理場の混入物の事故もいじめも何でもそうですが、思いとしては撲滅、ゼロにすることが理想かもしれませんが、ただ、それを絶対出さない、絶対なくすという

ことを掲げてしまうと、今度はそれを隠蔽したり報告しないということが起こってしまうと思います。

飯綱町教育委員会としましては、いじめなどもそうですが、それを悪いことや不名誉なこと、例えば自分のクラスでそういうことが起こったら、それは担任にとって不名誉なこととか、担任のせいということではなくて、社会全体の問題として捉えていきたいと思います。そういうことがあったらすぐお互いに報告をして、お互いにそれをどうするか話し合える開かれた職場づくりや、子どもや保護者との信頼関係づくりが大切だと考えています。もう一つは、ICT教育が進む中でのモラル教育を一生懸命やっていくしかないと考えております。それらを頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 次に、小中学校での直近1年間のいじめの認知状況ならびにその対応についてお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。いじめの数値による認知につきましては、毎年行われております文科省のいじめに関する調査が主な数値となっておりますが、この調査におけるいじめの定義につきましては、これまで何度かお話しさせていただいておりますので申し上げます。令和2年度の数値になりますが、牟礼小学校では120件、三水小では2件、飯中では3件という数値となっております。それぞれ全ての事案について年度内に解消をしておるところです。

牟礼小学校が突出して多くなっておりますが、国や県では、被害者が少しでも嫌な思いを感じたらいじめとして認知しなさいといった見解に基づいたもので、学校現場では常に最新の注意を払っている表れでもありますし、早期発見、早期解消に向けてアンテナを高くしておるといったような表れでもあります。

逆に、数値の少ない三水小と飯中につきましては、牟礼小と同様の目線で確認をして、少し

でも早く解消を図れるような意味でも、状況把握に努めなさいという指示を教育委員会からさせていただいております。三水小と飯中につきましては、数値が少ないからといって把握していないといった状況でもございませんし、決して隠しているわけではございませんので、付け加えさせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 時間が限られますので、小中学校の危機管理マニュアルについて最後にお伺いします。事前に拝見いたしましたので、その徹底周知の方法、定期的な見直しについてお伺いしたいと思います。実際に3校のマニュアルを見比べると、学校ごとに備えられている項目が異なっており、危機をどこまで想定しているかに違いがあったり、どこかのマニュアルをコピーして貼り付けただけのものもありました。

また、非常時の児童の引き渡しについて、引き渡し名簿に記載されていない人への引き渡しも可能と読み取れる部分がありました。これについては、東日本大震災の際、名簿に記載のない近隣住民に引き渡しをして学校側の過失が認められた判例もございますし、近年DVなどさまざまなケースが想定されますので、注意が必要かと思えます。

小学校と中学校では子どもの発達段階による対応の違いがあるとは思いますが、3校で危機管理についての協議を持って、良いところはそれぞれ取り入れて、自校と別の学校とのマニュアルを比較することによって、さらに理解が深まるという利点があると思えますが、この点についてお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

[教育長 馬島敦子 登壇]

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。危機管理マニュアルなどは、校長の指導のもとに各学校で定めることになっております。その内容に一字一句、一項目ごとに教育委員会がああだこうだする立場ではございません。ただ、今、議員がおっしゃってくださったことはそのとおりだと思います。飯綱町は合同職員会ということで、教科会や生徒指導など、いろいろな部会を持ちまして、3校の教員が定期的集まって情報交換をしたり、お互いに研修を行ったり

しています。そういう場で、この危機管理マニュアルも俎上に載せまして、それぞれの地域や学校の実態に合わせながらも、飯綱町全体としてこういうところはしっかりやっつけていこうというものが構築できればと思います。

大変いいご提案をいただき、ありがとうございました。善処してまいりたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 以上で質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野良枝議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は、10時50分からとします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

◇ 伊藤 まゆみ

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位8番、議席番号13番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

[13番 伊藤まゆみ 登壇]

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。通告に従いまして順次質問をいたします。

まず、新年度予算についてお聞きしてまいります。飯綱町が誕生してから毎年、予算と施策の要望を日本共産党の議員団として行い、町長と懇談をさせていただいてまいりました。昨年も70項目ほどの提案を持って懇談をさせていただきました。住民の皆さんの声もたくさん盛り込んでお聞きいただきました。見つめている先は、町長の考えておられる施策と大きくかけ離れているものは少ないと思います。令和4年度予算には、具体的にどのように盛り込まれたのかをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。この要望書は毎年いただいております。毎年同じような答弁をさせていただいておりますけれども、この要望書の取組を各課に全部配布いたしまして、新年度予算編成の参考にしてほしいとやってきております。

そういう意味では、議会からの政策要望を一番として考えておりますけれども、御党から出されたものについても真摯に対応していると思っております。全般にわたっている要望書ですので、今年度これから審議をいただいております一般会計予算書と特別会計予算をご覧くださいければ、そこに取り持ったかどうかいろいろお分かりになると思います。ただ、いろいろな意味での福祉の要望や、安心した農業経営ができるような要望については、令和4年度は新たに補助制度や所得制限の見直し、介護を易しい度合いから支給するなど、かなり中身は充実しておりますので、どうかご覧いただきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 確かに、一步も二歩も踏み込んだ予算編成になっています。これから詳細な審査を委員会ですていけば、もっと明らかに見えてくるのではないかと考えております。

この間、本当に峯村町長は、弱い立場の人たちに寄り添って、また、基幹産業である農業に対しても、どこよりも早く手を打つ形の中で、しっかり支えていく町政を進めてきていただいたことを高く評価いたします。

懇談の席上でも出されたことではありますが、その中で補聴器購入助成制度の対象者拡大について、改めてお聞かせいただきたいと思っております。この件については、町民の皆さんからたくさん要望が寄せられています。年度途中からということもありましたが、今年度中に、この件で幾つ申請が上がり、何件補助が出たか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

[保健福祉課長 永野光昭 登壇]

○保健福祉課長（永野光昭） 補聴器の申請件数は1件対象としております。その前に問い合わせ等は6～7件ほどありましたが、要綱の内容等で審査した結果、対象外となっております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 補聴器購入助成制度につきましては、幾つかの条件があります。その条件が全てクリアした方でないと対象にならない中で、一番は所得要件ではないかと考えられます。課税、非課税世帯関係なく、難聴は加齢によって現れてくる事象です。誰もが経験していくのではないかと思います。この加齢による難聴は、日常的な会話を困難にし、生活の質を落とすとともに、認知症も加速させると言われています。やはり、多くの方と会話し、交わっていくことが、質の高い生活を維持し、心豊かな日常生活を送っていくためには特に重要であります。

また、本当に大事な情報が見つみにくくなることに関しては、災害時の命を守る行動をすぐ取れるかどうかにも関わってくる中で、県内でも先進的な取組を強めている自治体が幾つかあるので、ここでご紹介させていただきます。

南木曾町では、所得要件をなくして対象者を狭めない施策を採っておられます。そんなにびっくりするほどの申請があるわけではない中で、昨年補正をしていただいた金額の範囲内を、たぶん少し出るか、出ないかぐらいで回っていく人数であるとお聞きしています。

やはり利用しやすい制度にしていかないと作った意味がない。せっかく作っていただいた制度を、町民の皆さんに使ってもらうことを大事にしないといけないのではないかと考えております。

この点について町長の考えをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 結論から申しますが、所得制限をなくすといいますが、ご本人と配偶者の両者が非課税世帯でなければ対象にならないという現状の補助要綱を、ご本人が非課税世帯であれば支給しましょうという見直しを行うように指示をいたしました。

併せて、議員の質問にはありませんが、おむつの支援についても同様に、非課税世帯ではなく、ご本人が非課税であればおむつの補助を出しましょうと、同じランクで補助要綱を見直し

ました。ちなみに、おむつを見直ただけでも、年間 350～360 万円のお金が余計にかかってくると予測しております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 大変前向きに対処していただいたことを評価したいと思います。やはり所得制限をなくしていく方向で、今後、検討を重ねていただきたいと思います。利用者の動向等もありますが、町も一人一人の町民を見ていることの表れの施策であると、私は考えております。

また、補助金額の関係ですけれども、飯綱町では購入金額の 2 分の 1 ですが、南牧村町では 3 分の 2 を限度として、補助限度額は 5 万円を実施している自治体もあります。

補聴器の関係はピンからキリまでといたしますか、本当に性能の良いものとなれば、100 万円ほどにもなるとお聞きしております。音楽をなさっておられる方々では、そういうものでないとなかなか対応ができないので、それを購入するためには大きな決断をされることになってくるわけです。豊かな生活を送ることに関して言えば、欠かすことのできないアイテムになると思いますが、この点も導入して日の浅い制度です。これから充実していくことを期待しています。

また、補聴器だけではなく、集音器をお使いの方も結構いらっしゃいます。そういうところへも拡大してほしいという声もあるわけですが、この点についてはどのようにお考えかをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） 金額についての意見は理解できます。補聴器は 10 万円から 20 万円ぐらいの金額でないと、ピーピーと使うのに不便というお話も聞いております。議員は、一例でマックス 5 万円を限度として補助をすると、2 分の 1 だと 10 万円まで補助対象としましょうということですが、正直言って、それぞれの予算の具合を見て検討させていただきたいと思います。

音を集める集音器については、今の時点では補助対象的な考え方は持っていません。一つの

基準としては、県が対象にしていけないので、それに合わせて考えていければと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 予算に関しては、また時間がありましたら最後に幾つか聞かせていただきたいと思います。

次に、子どもの口腔トラブル把握への対応をお聞きしてまいります。近年、子どもたちの虫歯の数が減少していることは、前回の一般質問の中でも、この町の中でもそうであることが明らかになりました。そのために歯科受診が減っています。これは全国的な傾向とお聞きしています。とても良いことではありますが、口腔内のトラブル、永久歯の先天欠如や過剰歯、埋伏歯などが発見されにくくなっている状況があります。

日本臨床矯正歯科医会では、7歳から9歳の間に、顎全体のパノラマX線撮影を呼び掛けています。健康を維持していくためには、口腔内を良い状況を保つことが重要です。推奨されている「8020」、80歳で20本の自分の歯を実現していくためにも、乳歯から永久歯へ生え替わる時期の口腔内の状況を把握するために、7歳から9歳の間に顎全体のパノラマX線撮影を町として取り組むことは考えられないでしょうか。お聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 健康推進で行っています歯科検診等の状況については、1歳6カ月健診と3歳児健診に合わせて実施し、歯科医師の検診等を行っております。ほかに、1歳と2歳の歯っぴい誕生日教室において、歯科衛生士の集団で歯科講習等の検診等実施をしております。こちらで行っています3歳児までの検診の内容につきましては、7歳からなる先天欠如についての周知等は、今後の不安をあおるような状況の見解もありまして、予定することはありません。また、7歳から9歳のパノラマX線の撮影も含め、先天欠如等に特化した検診の予定もありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 先天欠如等については、あまり認識がされていないと思います。親に永

久歯の先天欠如があると、子にもある場合が結構あります。我が家もそうでした。夫が下顎の1番か2番、真ん中から左側に、40歳過ぎまで永久歯がないために乳歯で過ごしていました。子どもたちも奥歯がない子が3人おります。これは、乳歯の治療の折に分かったので、「大事にしないと駄目だよ」と歯科医から言われ、40歳を過ぎるまで乳歯を使っておりました。そういう意味においても、先天欠如はままあることです。生え替わるから大丈夫と置いては落とし穴があります。

また、今、顎が大変小さくなってきている中で、八重歯が出る場所がなく、横から出ている方も多くなってきています。そのために前歯の根っこを溶かしてしまい、前歯を抜かなければならなくなってしまう事例も出てきています。さらに、奥歯の埋まっている歯が横を向いている場合も手入れの仕方や、今後こういうことがあったら、なるべく歯医者に来てねなどのアドバイスがいただけます。そういう意味においても顎全体をパノラマ撮影するのは重要になってくると思います。

永久歯が下にあるから、乳歯の根っこが溶けて抜けやすくなります。永久歯がない場合は、乳歯は永久歯よりも根っこが短いので上手にケアをしていかないと使い続けるのはなかなか難しいので、手入れの仕方も若干違ってきます。過剰歯であったり、2本が1本にくっついてしまっていたり、さまざまあります。

今ほど、不安をあおると課長はおっしゃいましたが、それよりも自分の口腔内、子どもたちの良い口腔内の状況をきちんと知ることによって、その後の生活、その子の人生が豊かになるかならないかとなってきますので、ここは考えていただきたい部分だと思います。親やおじいちゃん、おばあちゃんに先天欠如があると思われる場合は、子どもたちにもそういう場合があるということは、私は不安をあおるのではなく、大事なことになってくると思います。健診のときなどを捉えて、お話をさせていただくことが重要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 先ほどの不安をあおるとは3歳児健診までのことであり、その点

につきまして、今後どうするか歯科医師と検討し実施してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 歯は体に食べ物が入っていく最初の大事なところにあります。健康を守るためにも、大変重要なものであることは、きちんと踏まえて、対応していただきたいと思えます。

私も歯科医院で10年働かせていただきまして、さまざまなものを見てまいりました。歯はとても大事だと思いますので、きちんと位置付けていただきたいと思えます。

次に、国民健康保険税の負担軽減についてお聞かせいただきたいと思えます。12月定例会での質問に、国民健康保険税の軽減については、実施するための方策は持ち合わせていないとの答弁でした。国民健康保険が広域化されたことにより、町の関わる範囲が限定されていることは理解しています。

令和4年度から、全世帯未就学児の均等割保険料の5割を公費で軽減する制度が始まります。この制度は、自治体での子ども医療費無料化の助成充実の取組と同じ歩み方をするのではないかと考えております。やはり、国が位置付けて頑張っていたいただかなければならない分野です。なかなかそこまで踏み込んだものが形になってこない中で、子どもの医療費無料化もそれぞれの自治体の子育て支援の一環も含めながら、安心して子どもを育てていく中で充実をしてきております。飯綱町でも18歳まで拡大をしていただいた中で、大変喜ばれている施策でもあります。全国では早くから県単位で無料を取り組まれたところも多く、こちらへ引っ越してこられた方から、「何でここは有料なの？」という形の疑問がたくさん出された施策でもありました。そういう中で、国民健康保険税の子どもたちへの均等割軽減は、頑張る地方公共団体が引っ張って国がそれを追い掛けていく形になっていくのではと思っております。

そこでお聞きいたします。国民健康保険が広域化され、今後、保険料が引き上げられるのではないかとの見方が強まっています。飯綱町では、農業をはじめ、収入が大きく、たくさんの保険料を納めていただける世帯が少ない状況があります。そうであるからこそ、払える水準の

保険税であることが重要であると考えます。以前もこの点をお聞きいたしました。町長の現在の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。国民健康保険税は町が保険者になっています。町の責任として運営をしていく保険です。従いまして、今、議員も心配されているとおり、長野県下統一を目指して、その事務を進めている最中です。

今のところ、飯綱町の保険税の水準は県下のちょうど中ぐらいです。大きな心配はしておりませんが、これから医療費がかかり、それぞれの会計を国保からも負担していかなければならない中で、町が県に納める納付金はどうなってくるか心配をしております。その決定には4～5年ぐらいかかると思っております。それを前にして、保険税の軽減を図る段階では、執行者として心配があります。それよりも、それに備えた基金造成等々を逆にどうやって考えたらいいのかと思っております。何とか今の水準で推移していきたいと考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） あまり積極的ではないということだと思います。

全国では、均等割を18歳未満は除外している自治体が増えてきています。また、多子世帯への軽減という形の中で、第3子以上の全額を免除する自治体も出てきています。通知が来て金額を見て、えっと言う方も結構いらっしゃる。それだけ所得があったことは裏返せば喜ばしいことなのかもしれませんが、やはり子どもたち、18歳未満は所得を生み出す世代ではありません。町長は常々、たくさん子どもを産んでもらいたいとおっしゃっています。それと矛盾する形の施策になっていると思います。満額免除はなかなか厳しいにしても、どのくらいかはという形の方向性もあるかと思えます。

国民健康保険は、はっきり言って、収入のあまり多くない方々が入っておられる中において、会計を維持していくこと自体がなかなか厳しい特別会計であることは、十分承知しています。だからこそ、安定していくために広域化がされた。それによって町の負担が増えていく。生活

者である加入者の負担が増えていくのも、大変大きな矛盾だと思います。この辺は、すぐになくてもいいので、検討していただける心積もりがおありかをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） どんな税金でも、保険料でも安いに越したことはない、これは私の持論です。なれば無料であってほしいと思います。

今の均等割をなくし、減った分をどういう形で補填をしていくのか。所得割を増やせばいいのであれば、同じ国保会計の中だけでやったのでは全然意味がありません。では、どうすればいいと言え、まけた分だけ一般会計のサラリーマンなどの人たちが稼いだ税金をそこへ入れてほしいということになります。国民健康保険会計へ一般会計からお金を出していく形を今の段階で判断をして、その方向で何とか考えてほしいというのは、私が先ほど申したような理由によって、今は統一に向かって、県のお金をどのくらい納付する感じになるかというところを見ずして、一般会計から補填するので均等割を思い切ってまけようとはならない。

これは、峯村町政が終わって何町政になったときに、がらっと制度が変わっていくことでは、住民の皆さんが生活がしづらい。一度そういう対応をした限りは、それを踏襲して守っていきたいということになると、慎重に対応したいというのが今の気持ちです。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） そういう中でも、全国では幾つかの自治体が取り組む施策であると強調させていただきたいと思います。

次に、予算に戻らせていただきたいと思います。今回の場合は、一般質問をした議員は予算について聞いてもいいと申し合わせがありますので、やらせていただきます。

令和4年度予算で、保育士の賃上げについてどのように考えておられるのかお聞きしていきたいです。政府は介護士や保育士、また放課後児童クラブの職員等について収入を引き上げる施策を出してきています。保育士等の収入では、配置基準内の職員分を3%程度、月9,000円を引き上げることができるとあります。飯綱町では、国の定める配置基準以上の職員を配置

していただいていますので、ここに入ってきた分を人数で割れば 9,000 円より減ってしまう可能性もあるわけです。産業平均と比べると、厚生労働省の賃金構造基本統計調査で見ると、月換算で 9 万円以上の差があるとされています。国への申請期限は 2 月 21 日とされていました。柔軟に対応すると国は言っていると聞いております。町としては申請をされたのかどうかお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 基本的に町の保育士を正規職員として採用する場合には、短大もしくは四大卒業の保育士の資格を持っている皆さんですが、一般の公務員という格付けで入っていただきます。それ以降は全く役場の職員と同等です。

パートや臨時の皆さんについては、それぞれ資格や勤務態勢によって、時間当たりの単価が違っている制度になります。

今、議員ご指摘の申請は 2 月 21 日までですけれども、行政の保育園としてはやっていません。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） もう少し詳細に聞かせていただきたいことは、保育士の働き方の中でさまざまな行事があります。これから間近の卒園式、入園式、お誕生会、運動会、音楽会等々の飾り付けや準備に関しては、時間内で全て賅っておられるのかどうかお聞かせいただけますか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。今、町長が申し上げたとおり、町の職員ですの
で、定められた勤務時間以外のものについては時間外手当で対応させていただいております。
行事当日については、代休等での対応も行っております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 持ち帰り等はないと考えてよろしいですね。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 教育委員会では、持ち帰りはないと認識しております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） お子さんたちをお預かりしての仕事の中で、精神的にも大変ストレスが掛かる仕事です。そういうところの準備等に関わりたい、ボランティアをやりたいと思う方々もおられると思います。そういう方々のお力をお借りすることは考えられないのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。保育園として積極的に町民の皆さんにお声掛け等をしているわけではありませんが、現在、町民の皆さん、老人クラブ等も含めまして、精力的に協力いただいている団体等もありますので、今後も同様をお願いしていきたいと思っております。

ただ、コロナ禍で、なかなか保育園に入れないといった状況が続いております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） やはり、子どもたちが減っていく中で、お孫さんがおられない方々、子どもたちともっと触れ合いたいと思っておられる住民の方々もたくさんおられるとお聞きしています。できたら、そういう方々にもお声掛けをして、協力をいただける形の開かれた取組もされていくとよいのではないかと考えて、質問させていただきました。

次に、放課後児童クラブで働く職員の賃上げについて、保育士同様、国では賃金の引き上げを行うことで申請を受け付けたとお聞きしていますが、この点を町ではどのように考えておられますか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。保育士と同様に、2月の申請期限で事務局へ通知等がありました。児童クラブの職員につきましても、町の会計年度任用職員で定められた職員ですので、今回の申請は行っていません。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 現在も町では、国で定められているよりも増やして対応していただいているとお聞きしております。大変人数の多い児童クラブもあるので、その対応と、シフトで動くため、なかなかそこに来る子どもたちとの信頼関係を上手に結んでいくところが難しいという話もお聞きしています。

指導員の方とパワーリハビリのインストラクターも兼ねておられる方もいらっしゃるようです。

その辺のニーズもこれから大変高くなってくる中で、確保に関してはどのように対応されているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。児童クラブの開所時間につきましては、毎日夕方からということで勤務時間も変則ですし、一日の勤務時間も長くないので、なかなか指導員の確保に苦慮しているところです。

直接のお声掛けや募集等を含め、教育委員会事務局でも積極的に確保に努めております。今後もより充実させていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 時間になりましたので、これで終わらせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

以上で一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。明日8日から22日までの15日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、8日から22日までの本会議を休会することに決定しました。3月23日の本会議は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を3時間繰り下げて、午後1時に開くことにします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、3月23日の本会議は午後1時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時31分

令和4年3月飯綱町議会定例会

(第 5 号)

令和4年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第5号）

令和4年3月9日（水曜日）午後1時15分開会

日程第 1 発議第1号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議し、平和的解決を求める
決議案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 峯 村 勝 盛

事務局職員出席者

事務局長 梨本克裕

事務局書記 関 竜典

開議 午後 1時15分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） みなさん、ご苦労様です。本日3月9日は休会の日でありましたが、ロシアによるウクライナ軍事侵攻の件で発議が提出されました。日程的に忙しい中、緊急を要する案件ですので特に会議を開くことにしました。これより令和4年3月飯綱町議会定例会を再開します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、発議第1号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議し、平和的解決を求める決議案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号13番、伊藤まゆみ議員。

[13番 伊藤まゆみ 登壇・説明]（発議第1号）

○13番（伊藤まゆみ） 議長が申されましたように、毎日の報道で胸を潰れるような思いをされている方々も多いと思います。緊急を要するというので、今回、発議をさせていただきます。

それでは、趣旨説明をいたします。

発議第1号、令和4年3月9日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄 様。

提出者、飯綱町議会議員 伊藤まゆみ。

賛成者、飯綱町議会議員 中井寿一、瀧野良枝、青山弘、中島和子、風間行男、目須田修、石川信雄、清水満、大川憲明。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議し、平和的解決を求める決議案。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。詳細につきましては、発議書裏面をご覧ください。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議し、平和的解決を求める決議。

本年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反、国連憲章違反であり、国際社会の平和と秩序を脅かすもので、断じて容認できない。

今回の軍事侵攻によって、ウクライナの主要都市が攻撃され、一般市民を含め多数の死傷者が生じ、避難を余儀なくされている市民も多数に及んでおり、また、原子力発電所への攻撃が行われているとの報道は、国際社会に平和への連帯の動きを巻き起こしている。

プーチン大統領の核兵器使用を示唆する発言は、唯一の戦争被爆国として、断じて容認することはできない。

よって、飯綱町議会は、非核平和を宣言した町として、世界の恒久平和を願い、ロシアによるウクライナ軍事侵攻に強く抗議するとともに、ロシアに対して、軍事侵攻の即時停止、ウクライナからの即時完全撤退を強く求める。

政府におかれては、関係各国及び国際社会との緊密な連携により、平和的解決に向けた外交努力及びウクライナに対する非軍事分野における人道支援に万全を期するよう強く求める。

以上決議する。令和4年3月9日、飯綱町議会。

以上です。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、発議第1号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議し、平和的解決を求める決議案は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣言

○議長（渡邊千賀雄） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

ここで、お諮りいたします。明日10日から22日までの13日間、本会議を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認め、明日10日から22日まで本会議を休会することに決定しました。

3月23日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を3時間繰り上げて午後1時に開くことにします。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、3月23日の本会議は午後1時に開くことに決定しました。

本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時21分

令和4年3月飯綱町議会定例会

(第 6 号)

令和4年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第5号）

令和4年3月23日（水曜日）午後1時開会

- 日程第 1 諸般の報告
報告第2号 議員派遣結果報告
- 日程第 2 常任委員会審査報告
（1）予算決算常任委員会
（2）総務産業常任委員会
（3）福祉文教常任委員会
- 日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決
- 日程第 4 議案第16号 令和3年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第30号 損害賠償の額の決定について
- 日程第 6 議案第31号 副町長の選任について
- 日程第 7 発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書案
- 追加1日程第1 発議第3号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書案
- 日程第 8 議員派遣の件
- 日程第 9 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝

5番	青山	弘	6番	中島	和子
7番	樋口	功	8番	風間	行男
9番	目須田	修	10番	石川	信雄
11番	清水	満	12番	大川	憲明
13番	伊藤	まゆみ	14番	原田	幸長
15番	渡邊	千賀雄			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村	勝盛	副町長	池内	武久
教育長	馬島	敦子	監査委員	山浦	修
農業委員会長	高橋	明彦	総務課長	徳永	裕二
企画課長	土屋	龍彦	税務会計課長	土倉	正和
住民環境課長	藤沢	茂行	保健福祉課長	永野	光昭
産業観光課長	平井	喜一朗	建設水道課長	笠井	順一
教育次長	高橋	秀一	飯綱病院事務長	大川	和彦
総務課課長補佐	清水	純一			

事務局職員出席者

事務局長	梨本	克裕	事務局書記	関	竜典
------	----	----	-------	---	----

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） みなさん、ご苦労様です。これより本日の会議を開きます。

本日は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1「諸般の報告」を行います。

報告第2号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので御覧を頂きたいと思えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第2 常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長よりお手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略します。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。青山総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 青山弘 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（青山弘） 議席番号5番、青山弘です。総務産業常任委員会審査報告書、令和4年3月23日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、総務産業常任委員会委員長 青山弘。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。事件番号、件名、審査結果の順番に申し上げます。

議案第 4 号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、可決。

議案第 5 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 6 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 7 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 8 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 9 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 10 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 11 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 21 号 令和 4 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算、可決。

議案第 22 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算、可決。

議案第 25 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計予算、可決。

議案第 26 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計予算、可決。

議案第 27 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、可決。

請願第 1 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書の提出を求める請願書、不採択。

陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情、採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について、赤字のみ報告します。

議案第 4 号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第5号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、人事院勧告により期末手当を減額する内容だが、勧告に従わなければならないものなのか。改正しなかった場合に何かペナルティがあるか。また、国会議員の期末手当を減額する内容の法案が提出されている事実が確認できない。

回答、人事委員会を設置する自治体は、その勧告を尊重して改正案を提出するが、当町のように人事委員会を設置しない自治体は国の人事院勧告に準じた改正をこれまで行っている。勧告に従わないからといって、直ぐにペナルティが課せられることはないと思うが、国等から説明を求められることになると思う。国会議員の期末手当の支給月数は、特別職（内閣総理大臣等）の職員の給与に関する法律の例によるとあり、現在、同法律の改正案が国会で審査中である。法案成立をもって、「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」を改正することなく国会議員の期末手当の支給月数も連動して改定される。

討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第6号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第7号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第8号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、景観審議会は何人で構成されるのか。

回答、令和3年12月定例会で可決の景観条例では10人以内とあり、学校の先生や商工会、農業委員会等の代表者などによりバランス良く選任している。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 9 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 10 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 11 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例。

質疑、いづなコネクト施設内にある使用していない備品の活用について、どう考えているのか。

回答、例えば、いづなコネクト WEST 内のとちのきキッチン（ふれあいスペース）にあるミシン等を、コロナウイルス感染防止のためのマスク作りに使用したいと町内のボランティア団体から要望があり、対応した経緯がある。町は、公共性や公益性の高い活動を中心に施設内の備品の有効活用を進めていきたいと考えている。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 21 号 令和 4 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予算。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 22 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算。

質疑、原田地区の土地購入価格はいくらか。

回答、およそ 1200 万円。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 25 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計予算。

質疑④、他会計からの補助金について、牟礼地区、三水地区で開きがあるがなぜか。

回答④、他会計からの補助金である他会計負担金は人件費と企業債利息分に充当しているが、牟礼地区については来年度に人員の雇用の仕方に変更があるため、その人件費分の差である。

質疑⑥、漏水調査等委託料の 143 万円は何kmの調査を想定しているのか。

回答⑥、10 km程度の調査費用である。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 26 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計予算。

質疑②、委託料の関係で、広域化推進統合事業計画の中に「し尿受け入れ」とあるがどのような内容か。

回答②、北部衛生・信濃町・飯綱町とで実施した広域化推進についての検討委員会の中で、各自治体が単独でし尿の受入れを検討することとなった。主に住民環境課で検討するが当課ではそれを受けて事業を行う。し尿は濃度が濃いため希釈が必要であり、公共下水道の処理水を利用することで処理費用の軽減となる。また、公共下水道区域に建設することで、国庫補助の対象となるため、それに基づく検討を行うための費用である。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 27 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について。

質疑なし。

意見、いつ駐車場利用者を募集しているのかわかりづらいため、防災行政無線等で周知するなど、募集方法の検討を。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

請願第 1 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書の提出を求める請願書。

説明者、信州北部農民組合 荒井賢蔵 氏。

質疑②、転作の指定品目もあるが、例えば、そばを今までは 5 年でも 10 年でも転作として作り続けていけば、10 アール当たり 35,000 円の交付金を得ていたが、今回の見直しは、5 年間作ったら 1 年は水田に戻せということである。これをやるとそばに適するように土壌改良をしてきたところが元に戻ってしまう。また、見直しにより役所の事務が非常に煩雑となる。そのため、見直しはしないほうが良いという趣旨か。もう一点懸案事項として、5 年おきに米を作ると今でも余っている米が更に増えるため、値段が大暴落する。そして、その繰り返しが起きるため、見直しには反対だとの趣旨もあると思うが。

回答②、お見込みのとおり。

反対討論、現状と内容に即した交付金をもらうべきで、協力金であるならそういうネーミングで申請すべき。

反対討論、制度はここで大きく方向転換した。大豆に対しては、撒けば補助金を交付するのではなく取れた量に対して交付するなど、転換はしてきているが、実質的に補助金が減るとは思わない。畔を取った農地は、もろこしを作付けすれば補助金が出るため、それほど悲観した内容ではない。やり方によっては、補助金が多くなると考えおり、内容的には、賛同できない。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情。

説明者、長野地区労働組合連合 事務局長 成田隼 氏。

質疑①、米価が1俵2,000円も下がっているのに最低賃金を1,500円に賃上げするのは無理がある。さらに昨年度はリンゴが不作で経営が大変なのに賃上げは難しい。

回答①、1,500円は目標である。

反対討論、コロナで経済が疲弊している中において、中小企業は倒産の危機もあり、賃上げは無理なので反対する。

賛成討論、意見書案には、政府は労働者の生活を支えるための最低賃金1,500円を目指すとあり、数字は確定ではなく方向を提示し賃金の改善を求めているので賛成する。

採決の結果、賛成多数で採択とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（渡邊千賀雄） これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。樋口議員。

○7番（樋口功） 7番、樋口功です。請願、陳情の件について質問します。5ページ、今回の請願は、水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求めるという請願であって、今実際に行われている水田活用の直接支払交付金について議論すべき話だと思います。そうしますと、例えば質疑①、転作を行わない農家もいるではないか、というのはどういう趣旨で質問している

のか良く分かりませんが、これ以上の議論がありましたか。

○議長（渡邊千賀雄） 青山委員長。

○総務産業常任委員長（青山弘） 私がここで質問を受ける内容というのは、どういう審議をしたかという内容とどういう結果になったかということで、このような質疑が出たという内容であります。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次に6ページになります。質疑の後です。この交付金にあってないのではないかとこの質疑の後に反対討論をしていますが、ここでもやはり同じように現在ある交付金の内容を見直しするという観点からこの請願が出ているわけでありまして、これ以上の議論をする話ではないと、要は「協力金であるならそういうネーミングで申請すべき」とかいうものではないと思います。今現状のものを見直す、そこにどんな問題があって反対するのか賛成するのか、これが審議だと思います。そういう意味では新しいやり方を提案しているようですが、こういうことはここではすべきではないのかと思います。これについて、これ以上の議論がありましたか。

○議長（渡邊千賀雄） 青山委員長。

○総務産業常任委員長（青山弘） ございません。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 同じく6ページです。次の反対討論で「制度はここで大きく方向変換した。云々」とあります。「やり方によっては、補助金が多くなると考えており、内容的には、賛同できない。」という結論になっておりますが、これは逆であって、現在交付金が出ているものが、5年間作り続けることによって、要は水田に戻さないことによって、補助金が打ち切られるわけです。であるなら、請願では現状を維持して見直しをしないでほしい、というので、転換した作物を作れば補助金がずっと出ることになるわけであって、むしろ賛同できないではなく、賛同すべきではなかったのか。これ以上の議論がありましたか。

○議長（渡邊千賀雄） 青山委員長。

○総務産業常任委員長（青山弘） このように言われて、これ以上の議論はありませんでした。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次の陳情の件です。同じ6ページ、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める陳情。この件についてですが、一般に、請願及び陳情の採択にあたっては、実現の可能性、町村の権限・議会の権限事項に属する事項であるか、それから願意の妥当性、この3つが大きな判断基準とされています。実現の可能性については、この当事件に当てはめた場合、最低賃金1,500円を目標と複数回述べています。また、賛成討論においても「数字は確定ではなく方向を提示し賃金の改善を求めているので賛成する」とあります。この点について、実現の可能性、すなわち緊急性・重要性などからみて、ごく近い将来実現の可能性のあるものを言うと言われておまして、この点は厳格に解釈しなければならないとされています。この点について、審査の段階において、どのように判断されたのでしょうか。議論がありましたか。

○議長（渡邊千賀雄） 青山委員長。

○総務産業常任委員長（青山弘） これ以上の発言はございませんでした。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ございますか。伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 13番、伊藤まゆみです。請願第1号、水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の提出を求める請願書について、お聞きいたします。これについて、我が飯綱町での現状、与える影響等についての質疑がされたかどうかの確認をお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 青山委員長。

○総務産業常任委員長（青山弘） 説明はいたしませんでしたし、議論もいたしませんでした。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め質疑を終了します。青山委員長、ご苦勞様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

[福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告]

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。福祉文教常任委員会審査報告書、令和 4 年 3 月 23 日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、福祉文教常任委員会委員長 伊藤まゆみ。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。事件番号、件名、審査結果の順に報告します。

議案第 12 号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 13 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 14 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 18 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算、可決。

議案第 19 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算、可決。

議案第 20 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算、可決。

議案第 23 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算、可決。

議案第 24 号 令和 4 年度飯綱町病院事業会計予算、可決。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について赤字のみ報告します。

議案第 12 号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 13 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑、飯綱町でどの程度の人数が減額の対象となるか。

回答、国保加入者の未就学児が対象であり、11 月末時点だと 41 人。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 14 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例。

質疑①、りんごパークマレットゴルフ場を利用している団体から廃止にすることに対して意見はなかったのか。

回答①、ない。利用している団体から 36 ホールのマレットゴルフ場の希望があり、ふれあいパークマレットゴルフ場を新設した。

質疑②、りんごパークマレットゴルフ場の後利用について、考えはあるのか。

回答②、具体的な後利用は決まっていない。森林整備をして、キャンプ場に利用できないかとの話しはあるが具体的な決定には至っていない。教育委員会でも考えてはいない。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 18 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算。

住民環境課。

質疑③、75 歳になったとしても、国民健康保険分で滞納額があった場合は滞納扱いとなり、75 歳以上の後期高齢者分は滞納なしとなるのか。

回答③、お見込みのとおり。国保事業と後期高齢者医療はそれぞれ別の保険者となるため。

質疑④、マイナンバーカード内に情報を登録していなければ、病院窓口でマイナンバーカードを機械へかざしても情報が表示されないといった解釈でよいか。

回答④、マイナンバーカードが保険証の代わりとなり、情報提携している病院窓口の機械へ提示すれば確認はできる。カードの中に情報が登録されているわけではなく、国保団体連合会が保険加入者情報を国へ情報連携していれば、マイナンバーカードの番号で情報の確認ができる。

質疑⑦、一般会計繰入金の事務費繰入金を減らし、減額分を基金から繰り入れる予算を組んでいるが、充当先の事務費等で不要額が発生し、一般会計繰入金で埋め合わせができれば、基金の取崩しはないのか。

回答⑦、令和 4 年度については、他の予算が余ったとしても基金の取崩しは予算計上どおり実施していく予定。国保会計は、一般会計から基準による繰入れをしても会計自体として毎年 2,000 万円弱程度の赤字となるため、基金の取崩し分は事務費相当分の総務費 1,900 万円への充当を考えている。保険給付や医療給付に充当すると交付金に関わってしまうので、交付金などのない総務費関係の経費相当と考えている。

保健福祉課。

質疑③、特定健診の委託先が令和 3 年度は北信総合病院で、令和 4 年度は飯綱病院になる。

北信総合病院に委託したほうがよいとの意見もあるが、見解は。

回答③、特定健診の場所が病院内であるということの安心感や、健診日数を増やすことで密を回避できるといった利点を周知していく。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 19 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算。

住民環境課。

質疑①、歳入の保険料に対し歳出の後期高齢者医療広域連合納付金が多いのはなぜか。

回答①、歳入は町民から徴収する保険料。納付金は保険料に加え広域連合の人件費や事務の手数料、保険基盤安定納付金等を支払っているため。

保健福祉課。

質疑、業務委託の内訳は総合健診及び特定健診ということによいか。

回答、お見込みのとおり。なお、総合健診が計上されているのは、65 歳以上 74 歳以下の方で後期高齢者医療の加入者がいるため。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 20 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算。

質疑③、歳入の保険料が 400 万円ほど減っている理由は。

回答③、保険料の積算は所得階層ごとであり、推計が困難である。令和 3 年度が過大に推計していたのが原因。令和 4 年度は、令和 2 年度の決算額と同程度としている。なお、徴収率は、特別徴収分 100%、普通徴収 98.6%ほどと見込んでいる。

質疑⑦、ICT を活用した介護予防の関係で、医療費等を抑制するための分析の結果、1 人当たりの年間の保険者負担額が、通いの場の参加者と非参加者で 20 万円程度の差が出るということか。

回答⑦、国保連と後期高齢者医療から、国保、後期高齢者医療及び介護の給付に関する過去 5 年分の資料提供を受け、通いの場やパワリハの参加者と非参加者の比較分析を行った結果、20 万円程度の差があった。効果が確認できたため、今後、ICT の活用を創設するなど、通い

の場を充実したい。

質疑⑩、介護者の心のケアに対しては、リフレッシュ事業や慰労金がある。また、ケアマネが月1回程訪問している。現状に対する見解は。

回答⑩、心のケアについては、個々の事情を聞くなかで個別対応をしている状況。家族への支援については少し足りない感もある。本人の考え方、家族の考え方があり、高齢化の時代において、家族皆仲良くというのは難しい事案もあると感じている。

質疑⑪、地域包括支援センターには保健師、主任ケアマネ、社会福祉士の配属が必要であり、現時点では3職種人員が揃っている。今後の人的体制の見通しは。

回答⑪、現在も職种的には足りているが、今後、保健師や社会福祉士にも主任ケアマネの資格を取得するよう推奨したい。また、重層的な相談や障害の相談などについて、連携して対応し、人員体制を検討したい。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第23号 令和4年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算。

質疑①、備品購入費の増額の要因は。

回答①、職員増に伴う車両購入のため。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第24号 令和4年度飯綱町病院事業会計予算。

質疑①、飯綱病院の今後の改修予定について。

回答①、機器の故障等による修繕については、随時対応している。今後、MRI・医療ガス・空調設備・管理棟ボイラー配管・屋根・院内の壁（損傷個所の修繕）・融雪装置・B棟エレベーターについて、大規模な修繕・更新が必要となる。緊急性のあるものから順に更新を行っていく予定である。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（渡邊千賀雄） これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。伊藤委員長、ご苦労様でした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第3、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第4号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第4号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第5号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第5号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第6号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第6号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第7号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第7号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第8号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第8号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第9号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第9号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第10号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 11 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 12 号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 13 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 14 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 15 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 10 号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号 令和 3 年度飯綱町一般会計補正予算（第 10 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 17 号 令和 4 年度飯綱町一般会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。風間議員。

〔8 番 風間行男 登壇・討論〕

○8 番（風間行男） 議席番号 8 番、風間行男です。令和 4 年度の予算に賛成討論いたします。

令和 4 年度の予算は過疎債を基に人口減少対策として、若者住宅建設、三水用水関連費、道路等に手厚く配分され過疎から脱却するための予算で今後住民のために大変期待できる予算だと思います。町長の政策を支援する声も多く聞かれます。半面、残念ながら一部住民からは町長に箱物建設が多いとのご意見がありますが、町長だけではなく、議員としての議決責任も問われますので町民に説明する責任があります。

私は、人口増のための若者用住宅建設、町の基幹産業である農業、もうかる農業の収入の施設として直売所、加工所は直販比率を上げ農業所得向上につながる重要な施設だと思います。旧第二小学校、牟礼西小学校を廃校利活用した企業誘致や、メーラプラザは地元深沢の商店街の一部、さらに町のボランティアの基点となっていることや、高齢者の健康増進のための施設だと考えます。今までの町づくりに貢献してきた先輩、高齢者が町外に出て行かない対策、高齢者の住みやすい町、高齢者にやさしい町、人口増を期待し、賛成討論とします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に反対者の発言を許します。小林議員。

[3番 小林文廣 登壇・討論]

○3番（小林文廣） 議席番号3番、小林文廣です。反対討論します。区・組自治会活動助成金971万円、配布物仕分作業委託金11万8千円予算額について。2020年、令和2年10月1日、国勢調査では、飯綱町自治会組織加入率総務課発行によると町全体で3,767世帯、2020年令和2年9月末日広報未配布122世帯です。飯綱町自治会は従来からの世帯がほとんどですが、移住者等も慣習により全世帯は自治会に当然、自動加入しています。移住者は町に宅地建物購入取得税、固定資産税等の住民税納めている。住民登録なくも、その時点で自治会に当然、自動加入しています。借家住民も住民登録なくも住めば町住民です。慣習によって自治会に当然、自動加入しています。自治会活動助成金、受け取っている。自治会は広報未配布122世帯に広報紙配布義務があります。2005年、平成17年4月26日、自治会退会は自由と最高裁判所が判決初判断した。公報紙未配布122世帯は退会手続きしておりません。よって加入しています。区・組・衛生組合費等の滞納処分は裁判手続により徴収です。区長・組長・衛生組合長・町行政庁等は区・組・衛生組合・テレビ共聴組合費等は任意団体です。滞納処分は公権力行使できません。区組自治会活動助成金971万円、配布物仕分作業委託金11万8千円の予算額を減額削除求める。飯綱町は強権的です。予算議題に反対します。

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

[13番 伊藤まゆみ 登壇・討論]

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。議案第17号 令和4年度飯綱町一般

会計予算の可決に賛成の立場で討論を行います。

地方創生事業を使った事業計画に予定されていた建設事業が一段落したことにより、予算規模は、適正に近づいてきました。

基幹産業である農業を守り、発展させていく施策の充実、経営安定の一環としての収入保険の保険料補助の実施、例年ない大雪のため家屋の痛みが多くみられ、町民から求められているリフォーム助成事業の実施、補聴器購入助成の対象者の拡大、介護者慰労金支給対象者の拡大など評価できます。積年の課題であった水道事業に目途が立ち方向が示された予算となっています。

来年からは、飯綱町全体が過疎指定されたことでの利点も加味しながら、人口増対策に注力し活気ある町づくりは、町民全体で取組まねばならない課題です。子育て世代の転入者が増えている状況を継続させる取組みをはじめ、町の良さを町内外へ一層 PR していくことが求められます。

弱い立場の方々への支援の充実を期待し、賛成討論とします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 17 号 令和 4 年度飯綱町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。再開は午後 2 時 15 分とします。

休憩 午後 2 時 0 2 分

再開 午後 2 時 1 5 分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 18 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 18 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 19 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 19 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 20 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 21 号 令和 4 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 21 号 令和 4 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 22 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 22 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案 23 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 23 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 24 号 令和 4 年度飯綱町病院事業会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 24 号 令和 4 年度飯綱町病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 25 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 25 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 26 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 27 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 27 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 請願第 1 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意

見書の提出を求める請願書を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

[13 番 伊藤まゆみ 登壇・討論]

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。請願第 1 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書の提出を求める請願書の採択に賛成の立場で討論を行います。

政府は、主食用米からの転作を促す「水田活用支払交付金」を 2022 年度から削減しようとしています。営農が成立たず、食糧生産、地域社会に深刻な影響を与えるとの声が転作農家や地方公共団体からあがり、中止を求める意見書の提出が始まっています。

飯綱町では、大きなお金をかけて土地改良を行い、水田を大きくしたにも関わらず転作を迫られ、協力し農業を続けています。

町の農業を支えているのは、60 代半ば過ぎの方々が多数です。水田活用支払交付金の見直しが行われれば、何とか守ってきた農地を守り続ける意欲がそがれ、遊休荒廃地が増えることが危惧されます。国民が望む、安心安全な農作物の供給にも大きな影を落とすことになるでしょう。全国の地方公共団体が農地や農家を守るために行ってきた努力が水泡に帰すことにもなるでしょう。国土保全や景観にも影響を与えます。

政府は、血の通った農政に背を向けてきましたが、食料も安全保障の一部であるとの議論がされている今だからこそ、農業やそれを基幹産業としている地方の声がきちんと生かされる政治が求められます。

よって、水田活用支払交付金の見直しは、拙速に進めず中止すべきと考え、この請願の採択に賛成します。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。原田議員。

[14 番 原田幸長 登壇・討論]

○14 番（原田幸長） 議席番号 14 番、原田幸長です。この請願に反対の立場で討論します。

この交付金は、主食用米の需要が減少傾向にある中で、「水田機能を有する農地」において、主食用米から他作物への作付け転換を支援する交付金であり、水稻の作付けが困難な農地は交付対象外となる旨は、5年前の平成 29 年度の実施要綱改正ですでに明確化されています。

今回の交付対象水田の見直しは、畑作物の生産が固定化している農地については畑地化を促す。畑地化を図る場合の支援も措置されています。一方、水田機能を有しつつ、畑作物を生産する農地については、これらの作物を同じ農地で連作すると病害や収量低下等の連作障害が発生しやすくなるため、水稻と畑作物とのブロックローテーションを促すことを狙いとしています。この観点から、現場の課題も検証しつつ、今後 5 年間に一度も水稻作付けが行われない場合には交付対象としない方針とされたものです。尚、ブロックローテーションを構築し、継続していく場合には、引き続き交付金の交付対象となります。

このようなことから、主食用米の消費が減少傾向にある中、需要に応じた生産を進める制度として、制度の趣旨を徹底し、引き続き需要のある作物生産に取り組む生産者を支援していくために見直ししたものと考えます。また、今後 5 年の間に、各地域において、今後の水田利用や産地形成をどのように図っていくのか、しっかりと検討していくべきものと考えます。

以上のことからこの請願に対し、反対をします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。風間議員。

〔8 番 風間行男 登壇・討論〕

○8 番（風間行男） 議席番号 8 番、風間行男です。水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める請願書に反対の討論をします。

減反直接交付金の問題点は、大豆、そば、麦、が作付けすれば収量に関係なく減反交付金が支給されていたこと。2022 年度の見直しでは標準収量を確保できたものに交付されます。更に畦、水路のない水田は飼料用モロコシにすれば補助金があります。減反水田はいつでも水田に

戻せることが基本です。畦、水路をそばに適さないとして無くした責任は個々にあります。減反交付金は減収した分を補填すべきもので、そば、大豆、麦の無収入に対しての交付金は趣旨に反すると思います。政府の今年度の直接支払交付金は前年度同額の 3,050 億円を計上されておりますので反対討論とします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する総務産業常任委員長の報告は不採択であります。

請願第 1 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書の提出を求める請願書を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、請願第 1 号「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書の提出を求める請願書は、採択することに決定しました。

○議長（渡邊千賀雄） 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」

の採択を求める陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長の報告は採択であります。

まず、本案に反対者の発言を許します。樋口議員。

〔7 番 樋口功 登壇・討論〕

○7 番（樋口功） 議席番号 7 番、樋口功です。最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情に反対の立場で討論します。

まず、当該陳情では、「最低生活費は地域による大きな格差は認められない。したがって、最低賃金を全国一律にすべき」として、最低賃金の改善を求めています。例えば、土地、家屋の価格や賃貸料など物価のほか、様々なところに地域格差があるのが現状です。そのため、全国に展開している企業では給料のほかにその地域の物価等を考慮した手当を別途支給されていることは皆様も存知と思います。このようなことから現在、最低賃金の決定に当たっては地域別最低賃金を採用し、地域ごとの実情を踏まえて決定していることは理にかなっていると言えます。したがって、全国一律の賃金は現実的ではないと考えます。

次に、当該陳情は「最低賃金を全国一律 1,500 円以上を目指す」としていますが、賃金には 2 面性、すなわち、支払う側と受取る側があります。受取る側から見ればその額が多ければ多い方がよいでしょう。これを支払う側からみますと、現在長野県は 877 円ですので、陳情も目指す額 1,500 円以上は現行の 1.7 倍を超える金額となります。現在でも人材が集まらずに経営規模を縮小せざるを得ない中小企業の状況において、これだけの金額を急に支払えるわけがありません。

当該陳情では「若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の弊害につながっています。」とありますが、これを示すデータは示されていません。むしろ、急な最低賃金の大幅な引き上げが地域の事業者の経営規模縮小や廃業を招き、結果として地域経済の弊害につながるのではないのでしょうか。

この様な支払う側からの意見は、町内で事業を営んでおられる議会報モニターの第 62 号を読んで皆さんもそういう意見があがっていることをご存知のことと思います。

当該陳情では、これを解決するために中小企業支援策の拡充を求めています。具体的な支援策を示せていません。資本主義の日本で、特効薬としての支援策などはなかなか示されないものと思います。

現在、新型コロナウイルスで多くの企業の経営状況は疲弊しています。まずは事業者の経営改善、発展があつて賃金上昇が図れるのではないのでしょうか。陳情では 1,500 円以上という額は「あくまで目標」、賛成討論において、「数字は確定ではなく。方向を示したもの」としてい

ますが、採択に当たっては、その判断として大切な「実現の可能性」すなわちその緊急性、重要性などから見て、ごく近い将来、実現の可能性のあるものをいうとされており、この点から見ても採択には問題があると思います。

よって当該陳情について、私は不採択として意見を申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔13 番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情に対し、採択に賛成の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、中小企業を中心に大きな打撃を受けていることは周知の事実です。非正規雇用者も解雇や自宅待機を強いられ、厳しい生活の中にいます。

日本国憲法 25 条では 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2 項で、国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進につとめなければならない」としています。

また、労働基準法第 1 条では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法第 9 条は、「労働者の健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」にするとしています。

また、同一労働であっても地域によって格差があり、地方から都市への人口流出に歯止めがかかりません。最低賃金の地域格差をなくし、抜本的に引上げ、中小企業支援の拡充を行うことにより、労働者の健康で文化的な最低限度の生活を営む基盤を整えることは、国の務めです。

よって、この陳情は、採択すべきと考えます。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。原田議員。

〔14 番 原田幸長 登壇・討論〕

○14 番（原田幸長） 議席番号 14 番、原田幸長です。この陳情に反対の立場で討論します。

国の最低賃金の考え方は「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において「より早期に全国

加重平均 1,000 円になることを目指すとの方針を堅持する」としています。

これまで国から最低賃金に関しても、引き上げ額を掲示していましたが、今年度は、新型コロナウイルスの影響も企業において大きく、現行水準を維持することが適当としています。長野管内のハローワークの賃金情報ですが、企業側の下限平均額が、求職者希望賃金額より上回っている職業が多く、実際の求職者の希望賃金より企業側は、高い賃金を支払う努力が見て取れます。コロナ禍において多くの企業が、経営の危機を感じている状況下で、最低賃金を 1,500 円とすることにより企業の倒産も考えられ、これでは本末転倒です。

以上のことからこの陳情に対し、反対をします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は採択です。

陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を採択にすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情は、採択とすることに決定しました

◎議案第 16 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 4、議案第 16 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 5、議案第 30 号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 30 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 30 号について、ご説明申し上げます。追加の議案書並びに議案の提案説明書 2 ページ上段をご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

議案第 30 号は、除雪作業に起因する損害賠償の額の決定でございます。

事故概要ですが、発生年月日は、令和3年12月20日、発生場所は、飯綱町大字川上〇〇番地、相手方は、発生場所と同じ住所の〇〇〇〇さんです。

除雪作業中、大雪に伴い確認ができず、相手方所有の松及び松を剪定するために設置された足場に雪を押し込んでしまい、松及び足場を破損したものです。

損害賠償の額は389,114円、損害賠償の過失割合は町100%でございます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○9番（目須田修） 議席番号9番、目須田修です。2つお伺いします。

まず、この案件の389,114円の賠償額、これはどういう形で数字が出されたかということが一つ。

二つ目、過去の事故及び損害賠償のデータの保管について伺います。9年間で、毎年冬が終わり、春が近づいてくると、町が賠償を払わなくてはならないということが必ず出ていました。こういったことがすべて、コンピュータの時代ですので、紙以外でも保管されていると思うのですが、今後の数字あるいは事故を防ぐための材料として保管されているのかどうか。この二つをお答えください。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

[建設水道課長 笠井順一 登壇]

○建設水道課長（笠井順一） 賠償額につきましては、保険会社を通じて算定していただいておりますので、内訳の根拠についてはわかりかねる部分でございます。ただ、今回、足場と松ということで、松の木の損傷の方でだいぶお金がかかったということを聞いております。

二つ目の過去の内容でございますが、建設水道課においては紙ベースでは持っていますが、データベースとしてはまだ整理していないと認識しています。ただ、除雪の事故につきましては、その都度、雪で見えない部分を押ししてしまったりするものが多いですから、それが積み上がったもので事故の抑制になるかという難しい部分もありますので、今後注意喚起などの対

応をしていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 二つ目のご質問のデータの保管の件でございますが、損害賠償、こういった形で議案、または金額の少ないものは報告という形で申し上げておりますが、過去のデータというのは私のパソコンに保管してございます。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑のある方おられますか。目須田議員。

○9番（目須田修） 追加で確認します。既にデータがあるということで、あくまでも損害賠償の資料ということなので写真の点数が少ないと思います。こういう時代ですので、より多くの写真の点数を増やして、保険会社任せではなく、内部で妥当なのかどうか、あるいは住民が聞いて妥当なのかどうかの答えが出するように資料をたくさん作って保管していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 検討させていただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑のある方おられますか。樋口議員。

○7番（樋口功） 議席番号7番、樋口功です。手続のことでお聞きします。この損害賠償を支払うのは町が行った事故ということで、これは支払うのは当然のことなのかと思います。実際に仕事をした者、町がやっているのか、あるいは町が契約した業者がやっているのか、その辺によって、例えばこの額を町が委託業者に請求できるような契約になっていたのか、教えていただければと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） 保険については、除雪の従事者を町で雇って、町の重機を使っておりますので、今回の場合は町の車両保険で対応することになります。また、業者に委託して

いる契約については、契約のときに、車両保険について入っていることを確認して契約をしています。業者について、重機持込みでお願いしているのも、委託契約は保険代を含めたものと考えています。ですから委託業者が損害を出した場合は業者の保険で直接対応することになりますので、町は請求等はいりません。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 30 号 損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 31 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 6、議案第 31 号 副町長の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇・説明〕（議案第 31 号）

○町長（峯村勝盛） 議案第 31 号 副町長の選任についてをご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書の 2 ページをご覧ください。

副町長の選任について、下記の者を飯綱町副町長に選任したいから、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求める。

記。住所 飯綱町大字〇〇〇〇〇番地、氏名 池内武久、昭和〇年〇月〇日生。令和 4 年 3 月 23 日提出。

池内武久氏につきましては、昨年 3 月の定例議会で議会の同意をいただき、4 月 1 日から 4 年間の任期で副町長に就任いただきました。池内氏は、長野県職員としての身分もあることから、飯綱町へは長野県からの退職派遣という制度により来ていただいたわけであります。この 3 月 31 日をもって定年退職を迎えるに当たり、3 月 30 日で飯綱町の副町長を退任していただき、同 31 日付けで県職員に復帰し、同日定年退職されることとなります。一旦、副町長を退任したこととなりますので、新たに副町長の選任につき議会の同意をいただく必要があります。私は、引続き池内武久氏に副町長を務めて頂きたいと望んでおり、ご提案したしだいでございます。任期は、4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 4 年間であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） それでは、所信表明を行っていただくため、これより暫時休憩とします。

休憩 午後 3 時 2 分

再開 午後 3 時 10 分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引続き、会議を再開します。

提案理由に対する、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第31号 副町長の選任については、同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時25分

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引続き、会議を開きます。

日程第7、発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号6番、中島和子議員。

〔6番 中島和子 登壇・説明〕（発議第2号）

○6番（中島和子） 議席番号6番、中島和子です。最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

新型コロナの感染拡大により、中小零細企業を中心に大きな打撃を受けている。また、感染防止策が続く中で景気が悪化し、失業や労働時間削減に追い込まれているのが、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスで働く労働者となっている。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。特に、労働者の生活格差と貧困を縮小するためには、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国では、最低賃金は全国一律制をとっている。

2021年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給1,041円、「長野県では877円」、最も低い県では820円に過ぎない。毎日8時間働いても年収140万～180万円である。最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに、地域別であるがゆえに、長野県と東京都では、同じ仕事でも時給で「164円」、愛知県（955円）とは「78円」もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。

長野県労連の2020年の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な「最低生計費」は、「1,699円」で、全国での調査結果からも地域による大きな格差は認められない。

若者1人が自立して生活するうえで必要な「最低生計費」は、全国どこでも月24万円（税込み）の収入が必要であるとの結果である。

日本の最低賃金制度を、「全国一律1,500円」にするのは、政府として大胆な財政出動による社会保険料の減免・直接給付（補助）や公正取引ルールを整備するなど具体的な「中小企業支援策」を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えることが求められる。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのため、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求める。

記。

- 1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
- 2 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業及び農林水産業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日。長野県 飯綱町議会議長 渡邊千賀雄。内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長あて。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。中島和子議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 先ほど、伊藤まゆみ議員ほか3名から、発議第3号「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書案が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

資料配布のため、暫時休憩に入ります。意見書の内容を確認するための時間を考慮し、再開は午後3時40分からとします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時40分

○議長（渡邊千賀雄） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第1、発議第3号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号13番、伊藤まゆみ議員。

[13番 伊藤まゆみ 登壇・説明]（発議第3号）

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。趣旨説明をいたします。

発議第3号、令和4年3月23日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄 様。

提出者、飯綱町議会議員 伊藤まゆみ。

賛成者、飯綱町議会議員 瀧野良枝、石川信雄、清水満。

「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書案。上記の議案を、別紙のとおりに会議規則第14条の規定により提出します。詳細につきましては、発議書裏面をご覧ください。

「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書。

政府は、2022年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直すことを発表した。その内容は、今後5年間（2022年から2026年度まで）で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地を「水田活用の直接支払交付金」の対象から外すというものである。

これが実施されれば、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れない。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到

底受け入れられない。

以上の趣旨より、下記の事項を求める。

記。

「水田活用の直接支払交付金」の見直しは行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日。長野県 飯綱町議会議長 渡邊千賀雄。内閣総理大臣、農林水産大臣
あて。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、発議第3号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書案
は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（渡邊千賀雄） 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（渡邊千賀雄） 日程第9、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和4年飯綱町議会3月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月1日に開会いたしました今議会におきまして、追加議案を含め総ての案件に対しまして原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。一般会計予算を始めとして、各会計の予算執行に当たりましては、住民の生活や福祉の向上、農業などの産業振興、持続可能な町づくりなどに繋がる効果的で迅速な対応を心がけてまいりますので、よろしくごお願い申し上げます。

また、会期中にデジタル田園都市国家構想推進交付金の内示を受けました。総事業費5,400万円程の事業を申請しておりました。国庫補助金として2,700万円程を受け、残りの2,700万円については、その8割がコロナ関係の臨時交付金で充当できる制度となっております。9割補助という極めて有利な事業であります。その内容等につきましては新年度に入ってから、ご審議いただく計画にしております。

新型コロナウイルス感染症は、飯綱町におきましても収束が見えず、小学校の卒業式が延期されるなど影響が出ております。しかしながら、3回目のワクチン接種も順調に進んでおり、5月、6月頃には鎮静化してほしいと強く願っております。

結びに今年の冬は、経験のないほど雪が多いシーズンでありましたが、雪も消え、春を感じる陽気となってきました。遅霜など心配の面もありますが、飯綱町らしい豊かな自然の中、災害もなく穏やかで、幸福な1年でありますよう、心から願って閉会のごあいさつと致します。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 本日の会議はこれで閉じ、令和4年3月飯綱町議会定例会を閉会します。
ご苦労様でした。

閉会 午後 3時48分

予算決算常任委員会審査報告書

令和4年3月23日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

予算決算常任委員会委員長 瀧 野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第15号	令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第10号）	可 決
議案第17号	令和4年度飯綱町一般会計予算	可 決

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第15号 令和3年度飯綱町一般会計補正予算（第10号）

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第17号 令和4年度飯綱町一般会計予算

3月3日の本会議において、議長より上記議案について審査の付託を受けた。

予算決算常任委員会では、2小委員会で分割審査し、3月17日開催の委員会において、各小委員長より詳細な報告を受けた。

総務産業小委員会の青山委員長より報告があり、終了後に質疑を行ったが、本報告に記載すべき質疑はない。

福祉文教小委員会の伊藤委員長より報告があり、終了後に質疑を行ったが、本報告に記載すべき質疑はない。

反対討論：区・組自治会活動助成金971万円、配付物仕分作業委託金11万8千円予算額について。
2020年「令和2年10月1日」国勢調査では、町全体で3,767世帯、飯綱町自治会組織加入率（総務課発行）によると、9月末広報未配付122世帯である。飯綱町自治会は従来からの世帯がほとんどだが、移住者等も慣習により全世帯は自治会に自動加入している。移住者は町に宅地建物購入取得税、固定資産税等の住民税を納めている。住民登録がなくも、その時点で自治会に自動加入している。借家住民も住民登録なくも住めば町住民である。慣習によって自治会に自動加入している。自治会活動助成金を受け取っている。広報未配付122世帯に広報誌配付義務がある。
2005年「平成17年4月26日」自治会退会は自由と最高裁判所が判決初判断した。広報誌未配付122世帯は退会手続きをしていない。よって、加入している。区・組・衛生組合費等の滞納処分は裁判手続により徴収である。区長・組長・衛生組合長・町行政庁等は、区・組・衛生組合・テレビ共聴組合費等は任意団体である。滞納処分は公権力行使できない。
区組自治会活動助成金971万円、配布物仕分作業委託金11万8千円の予算額を減額削除を求める。飯綱町は強権的である。予算議案に反対する。

採決の結果：賛成多数で可決とした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和4年3月23日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

総務産業常任委員会委員長 青 山 弘

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第4号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	可 決
議案第5号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第6号	飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第7号	飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第8号	飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第9号	飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第10号	飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	可 決
議案第11号	飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例	可 決
議案第21号	令和4年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算	可 決
議案第22号	令和4年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可 決
議案第25号	令和4年度飯綱町水道事業会計予算	可 決
議案第26号	令和4年度飯綱町下水道事業会計予算	可 決

議案第 27 号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可 決
請願第 1 号	「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書の提出を求める請願書	不採択
陳情第 1 号	「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	採 択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 4 号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 5 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：人事院勧告により期末手当を減額する内容だが、勧告に従わなければならないものなのか。改正しなかった場合に何かペナルティがあるか。また、国会議員の期末手当を減額する内容の法案が提出されている事実が確認できない。

回 答：人事委員会を設置する自治体は、その勧告を尊重して改正案を提出するが、当町のように人事委員会を設置しない自治体は国の人事院勧告に準じた改正をこれまでで行っている。

勧告に従わないからといって、直ぐにペナルティが課せられることはないと思うが、国等から説明を求められることになると思う。

国会議員の期末手当の支給月数は、特別職（内閣総理大臣等）の職員の給与に関する法律の例によるとあり、現在、同法律の改正案が国会で審査中である。法案成立をもって、「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」を改正することなく国会議員の期末手当の支給月数も連動して改定される。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 6 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第7号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第8号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：景観審議会は何人で構成されるのか。

回 答：令和3年12月定例会で可決の景観条例では10人以内とあり、学校の先生や商工会、農業委員会等の代表者などによりバランス良く選任している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第9号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第10号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第11号 飯綱町多目的交流施設条例の一部を改正する条例

質 疑：いづなコネクト施設内にある使用していない備品の活用について、どう考えているのか。

回 答：例えば、いづなコネクトWEST内のとちのきキッチン（ふれあいスペース）にあるミシン等を、コロナウイルス感染防止のためのマスク作りに使用したいと町内のボランティア団体から要望があり、対応した経緯がある。町は、公共性や公益性の高い活動を中心に施設内の備品の有効活用を進めていきたいと考えている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第21号 令和4年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予算

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 22 号 令和 4 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算

質 疑：原田地区の土地購入価格はいくらか。

回 答：およそ 1200 万円。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 25 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計予算

質疑①：牟礼地区の取水量と土橋水源の取水量で飯綱町全体をまかなうことは可能か。河川からの取水を懸念する声が多いため切り替えることはできないのか。

回答①：水量的にまかなうことは可能と思われる。河川水の利用については今後の町全体の水需要も含め検討していく。

質疑②：公営企業債の利率について、5.00%以内とあるが根拠は。

回答②：一般会計も含め、他の特別会計も同様の値としている。利率見直し方式での借入の際は見直しを行うが、それも含め、ある程度の幅を持たせて設定している。

質疑③：一時借入金の限度額 50,000 千円の根拠は。

回答③：浄水施設や配水管路で緊急のトラブルが発生した場合、何千万単位の修繕費用が必要となる可能性があるため余裕を見てこの額を計上した。

質疑④：他会計からの補助金について、牟礼地区、三水地区で開きがあるがなぜか。

回答④：他会計からの補助金である他会計負担金は人件費と企業債利息分に充当しているが、牟礼地区については来年度に人員の雇用の仕方に変更があるため、その人件費分の差である。

質疑⑤：四ツ屋地区の消火栓設置工事に 660 万円かかる根拠は。また、通常はいくらくらいとなるか。

回答⑤：四ツ屋地区の新設箇所については管路延長が 300m ほど必要となるためこの額となってしまう。防火水槽の設置も検討したが建設費用におよそ 1,000 万円程度かかることから消火栓の新設とした。今年度実施した坂上地区の消火栓新設工事では 10m ほどの延長でおおよそ 80 万円であった。

質疑⑥：漏水調査等委託料の 143 万円は何kmの調査を想定しているのか。

回答⑥：10 km程度の調査費用である。

質疑⑦：委託業者は町内業者か、また同業者なのか。

回答⑦：町内には漏水調査会社がないため長野市内の業者に委託している。ここ数年はこれまでの実績もあるため同じ業者に委託をしている。

意見①：有収率の向上に向け、漏水箇所の調査や石綿管・老朽管の布設替えを積極的に、できるだけ早急に進めてほしい。

意見②：移住者が町内どこでも住みやすくなるように水道の提供を。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 26 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計予算

質疑①：東高原の下水はどのようになるのか。

回答①：東高原地区は公共下水、農業集落排水、個規模、個別以外の区域となるため浄化槽設置区域となる。設置に際し、循環型社会形成事業として国庫、県、町の補助を利用することができる。

質疑②：委託料の関係で、広域化推進統合事業計画の中に「し尿受け入れ」とあるがどのような内容か。

回答②：北部衛生・信濃町・飯綱町とで実施した広域化推進についての検討委員会の中で、各自治体が単独でし尿の受入れを検討することとなった。主に住民環境課で検討するが当課ではそれを受けて事業を行う。し尿は濃度が濃いため希釈が必要であり、公共下水道の処理水を利用することで処理費用の軽減となる。また、公共下水道区域に建設することで、国庫補助の対象となるため、それに基づく検討を行うための費用である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 27 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質 疑：なし

意 見：いつ駐車場利用者を募集しているのかわかりづらいため、防災行政無線等で周知するなど、募集方法の検討を。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○請願第 1 号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書の提出を求める請願書

説明者：信州北部農民組合 荒井 賢蔵 氏

質疑①：転作を行わない農家もいるではないか。

回答①：一部にそういう人もいるが、多くの農家が転作に協力している。協力している農家にとっては、補助金も重要な収入となっており、廃止されると経営を圧迫する。また、そばへの転作を認めないとなれば、作らないという人が出てくることが予想され、荒廃地増加の心配がある。そこで、見直しの中止をして欲しいというのが農家の立場での意見である。

質疑②：転作の指定品目もあるが、例えば、そばを今までは5年でも10年でも転作として作り続けていけば、10アール当たり35,000円の交付金を得ていたが、今回の見直しは、5年間作ったら1年は水田に戻せということである。これをやるとそばに適するように土壌改良をしてきたところが元に戻ってしまう。また、見直しにより役所の事務が非常に煩雑となる。そのため、見直しはしないほうが良いという趣旨か。

もう一点懸案事項として、5年おきに米を作ると今でも余っている米が更に増えるため、値段が大暴落する。そして、その繰り返しが起きるため、見直しには反対だとの趣旨も

あると思うが。

回答②：お見込みのとおり。

質疑③：その交付金の目的に合っていないのではないか。50年も経ったら見直す必要がある。水田活用となっているのに、転作されている。経営的にそのまま補助金を貰っていた方が都合がいいという政策上の言い分であって、消費者にしてみれば、これだけ物価が上がっている時代に米が暴落して安くなるのであれば、パンをやめて米にしようという意見だっただけで当然出てくる。内容が合っていない交付金をもらっているという意見の中で、転作協力交付金なりを貰おうという意見は出なかったのか。

回答③：交付金の名称を変更するべきということか。転作に対する協力金という意味で貰っており、そのような意見は出ていない。

反対討論：現状と内容に即した交付金をもらうべきで、協力金であるならそういうネーミングで申請すべき。

反対討論：制度はここで大きく方向転換した。大豆に対しては、撒けば補助金を交付するのではなく取れた量に対して交付するなど、転換はしてきているが、実質的に補助金が減るとは思わない。畔を取った農地は、もろこしを作付けすれば補助金が出るため、それほど悲観した内容ではない。やり方によっては、補助金が多くなると考えおり、内容的には、賛同できない。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

説明者：長野地区労働組合連合 事務局長 成田 隼 氏

質疑①：米価が1俵2,000円も下がっているのに最低賃金を1,500円に賃上げするのは無理がある。さらに昨年度はリンゴが不作で経営が大変なのに賃上げは難しい。

回答①：1,500円は目標である。

質疑②：農業支援を決めてから賃上げすべきでは。

回答②：あくまで目標である。

質疑③：大企業の内部留保をどのように減らす考えか。

回答③：それが問題である。

質疑④：大企業の内部留保が増え続けているのは分かったが、中小企業の内部留保のデータを示してほしい

回答④：中小企業のデータを示すのは難しい。

反対討論：コロナで経済が疲弊している中において、中小企業は倒産の危機もあり、賃上げは無理なので反対する。

賛成討論：意見書案には、政府は労働者の生活を支えるための最低賃金1,500円を目指すとあり、数字は確定ではなく方向を提示し賃金の改善を求めているので賛成する。

採決の結果：賛成多数で採択とした。

福祉文教常任委員会審査報告書

令和4年3月23日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第12号	飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例	可 決
議案第13号	飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可 決
議案第14号	飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例	可 決
議案第18号	令和4年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可 決
議案第19号	令和4年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算	可 決
議案第20号	令和4年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可 決
議案第23号	令和4年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可 決
議案第24号	令和4年度飯綱町病院事業会計予算	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第12号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 13 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

質 疑：飯綱町でどの程度的人数が減額の対象となるか。

回 答：国保加入者の未就学児が対象であり、11 月末時点だと 41 人。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 14 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例

質疑①：りんごパークマレットゴルフ場を利用している団体から廃止にすることに対して意見はなかったのか。

回答①：ない。利用している団体から 36 ホールのマレットゴルフ場の希望があり、ふれあいパークマレットゴルフ場を新設した。

質疑②：りんごパークマレットゴルフ場の後利用について、考えはあるのか。

回答②：具体的な後利用は決まっていない。森林整備をして、キャンプ場に利用できないかとの話しはあるが具体的な決定には至っていない。教育委員会でも考えてはいない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 18 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算

□住民環境課

質疑①：75 歳で後期高齢者に切り替わるが、74 歳までの国民健康保険税の滞納分はどのように表示されるのか。

回答①：国民健康保険税で滞納があった場合は滞納繰越をしている。医療、後期高齢支援及び介護保険に分かれている。

質疑②：滞納金額をそれぞれの率で分けるのか。

回答②：お見込みのとおり。それぞれで率が決まっている。

質疑③：75 歳になったとしても、国民健康保険分で滞納額があった場合は滞納扱いとなり、75 歳以上の後期高齢者分は滞納なしとなるのか。

回答③：お見込みのとおり。国保事業と後期高齢者医療はそれぞれ別の保険者となるため。

質疑④：マイナンバーカード内に情報を登録していなければ、病院窓口でマイナンバーカードを機械へかざしても情報が表示されないといった解釈でよいか。

回答④：マイナンバーカードが保険証の代わりとなり、情報提携している病院窓口の機械へ提示すれば確認はできる。カードの中に情報が登録されているわけではなく、国保団体連合会が保険加入者情報を国へ情報連携していれば、マイナンバーカードの番号で情報の確認ができる。

質疑⑤：町として対象の町民に対し、国民健康保険証の交付を今後も続けるのか。

回答⑤：長野県国保団体連合会の保険証であり、加入者には必ず交付しなければいけないため、今後も続けていく。

質疑⑥：国保運営協議会は、年何回、どんな内容の協議をしているか。

回答⑥：国民健康保険法で設置が定められている。保険料の改定等について、会長の要請に基づき開催しており、委員報酬として予算を計上している。今年度は3月23日に開催を予定。

質疑⑦：一般会計繰入金の事務費繰入金を減らし、減額分を基金から繰り入れる予算を組んでいるが、充当先の事務費等で不要額が発生し、一般会計繰入金で埋め合わせができれば、基金の取崩しはないのか。

回答⑦：令和4年度については、他の予算が余ったとしても基金の取崩しは予算計上どおり実施していく予定。国保会計は、一般会計から基準による繰入れをしても会計自体として毎年2,000万円弱程度の赤字となるため、基金の取崩し分は事務費相当分の総務費1,900万円への充当を考えている。保険給付や医療給付に充当すると交付金に関わってしまうので、交付金などのない総務費関係の経費相当と考えている。

質疑⑧：事務相当額も一般会計から繰り入れてもいい事務費ということか。

回答⑧：繰出し基準により決まっている。令和4年度予算は1億4,500万円の基金があるので1,000万円を取り崩して、一般会計からの繰入れを少なくする予定。令和9年に長野県下のロードマップ案が統一できれば、県下全体で保険料を算出することになり、保険給付費財源の心配はもっとなくなる。飯綱町の国保会計は通常年間2,000万円弱の赤字であり、令和4年から6年間で1億2,000万円あれば統一までは問題はないと考え、基金を取り崩して一般会計の繰入れを抑える予算編成としている。

質疑⑨：統一をすると基金が底をつくような状態になると思う。大きな市ほど繰入れをたくさん行って、ある程度の保険料を保ってきていると思うが、それを小さな自治体が行うのは不可能ではないか。そうなった場合、保険料が急激に上がる可能性がないとは限らないという点を不安に思う。国がどういう方向性を出してくるか、先を見たときに急激に住民負担がないように考えていかなければいけないと思うが。

回答⑨：国保連合会で令和9年の統一に向けた委員会を実施している。急激に保険料が上下しないよう段階的に行っていくことが課題である。飯綱町の保険料は県内でも中間に位置し、急激に上がることはないと思うが、急激に上がるようであれば段階的に上げていくか、場合によっては基金を使用していく予定。

□保健福祉課

質疑①：町総合健診（旧人間ドック）と町特定健診との内容の差はどのようなものか。また、総合健診は2年に1度だが、毎年実施はできないか。さらに、飯綱病院での人間ドックの町民優先受入れはできないか。

回答①：総合健診では胃検診で胃カメラが選択できるが特定健診ではバリウムのみであることやCT検査等の有無など項目に違いがある。

総合健診は飯綱病院の態勢が整っていないため2年に一度となっている。

町民優先の受入れについては確認する。

質疑②：コロナ禍で特定健診受診率が減少したことにより、県補助金が下がるのではないかと。県の推計や方針などの情報は入ってきているか。

回答②：令和3年度の受診率は例年と比べて大きな違いはなく、令和4年度は受診率の上昇を見込んでいる。県補助金については従前どおりと考える。

質疑③：特定健診の委託先が令和3年度は北信総合病院で、令和4年度は飯綱病院になる。北信総合病院に委託したほうがよいとの意見もあるが、見解は。

回答③：特定健診の場所が病院内であるということの安心感や、健診日数を増やすことで密を回避できるといった利点を周知していく。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第19号 令和4年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算

□住民環境課

質疑①：歳入の保険料に対し歳出の後期高齢者医療広域連合納付金が多いのはなぜか。

回答①：歳入は町民から徴収する保険料。納付金は保険料に加え広域連合の人件費や事務の手数料、保険基盤安定納付金等を支払っているため。

質疑②：後期高齢者医療広域連合予算資料は入手できるのか。

回答②：連合会ホームページから入手可能。

質疑③：総務管理費事務費、給料関係経費の内訳はわかるのか

回答③：一般管理費は112万2千円、職員給与関係費は925万3千円、保健事業費は254万8千円、徴収費の手数料は9万5千円ほどあり、全体として総務費1,301万8千円となる。

質疑④：給料関係経費は誰に対しての費用か。

回答④：後期高齢の主担当である職員の費用。

□保健福祉課

質 疑：業務委託の内訳は総合健診及び特定健診ということによいか。

回 答：お見込みのとおり。なお、総合健診が計上されているのは、65歳以上74歳以下の方で後期高齢者医療の加入者がいるため。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第20号 令和4年度飯綱町介護保険事業特別会計予算

質疑①：介護保険は専門用語が多いが、第1号被保険者などの説明を。

回答①：1号被保険者とは65歳以上の方で4,300人弱ほど。2号被保険者は40歳から64歳までの方であるが、人数は把握していない。

質疑②：介護認定の申請が煩雑であるなどの理由から、老々世帯などで介護サービスに繋がって

いない方はないか。

回答②：申請主義の制度になっている。困りごとなど、民生委員を通して支援に繋がることもある。また、社協や地域包括支援センターの相談窓口や役場内の様々な部署からも情報が来るため、連携して困っている方の掘り起こしを行うことが大事と認識している。

質疑③：歳入の保険料が400万円ほど減っている理由は。

回答③：保険料の積算は所得階層ごとであり、推計が困難である。令和3年度が過大に推計していたのが原因。令和4年度は、令和2年度の決算額と同程度としている。なお、徴収率は、特別徴収分100%、普通徴収98.6%ほどと見込んでいる。

意見①：予め未納を想定して積算しているようだが、100%で見込むべきではないか。

質疑④：努力支援交付金等が増えている。様々な施策に取り組んでいる結果と思うが、新たな施策は考えているか。

回答④：「通いの場」という取組を行う予定。介護分野にも科学的根拠に基づく取組やPDCAの実施が求められており、保険者機能強化推進交付金や努力支援交付金の算定にも反映されるため、推進したい。

質疑⑤：この会計は、保険料収入で賄うことが基本だと思う。基金の取崩し額が多いが大丈夫か。

回答⑤：基本的には保険料だと考えているが、現在の基金残高であれば問題ないと考えている。基金は、剰余金を原資として積み立てられおり、一般会計から繰り入れて積増すという性質のものではない。

質疑⑥：予算どおり取崩した場合の残高は。

回答⑥：1億5,800万円ほどになる。介護予防事業を推進し、基金残高を保ちたい。

質疑⑦：ICTを活用した介護予防の関係で、医療費等を抑制するための分析の結果、1人当たりの年間の保険者負担額が、通いの場の参加者と非参加者で20万円程度の差が出るということか。

回答⑦：国保連と後期高齢者医療から、国保、後期高齢者医療及び介護の給付に関する過去5年分の資料提供を受け、通いの場やパワリハの参加者と非参加者の比較分析を行った結果、20万円程度の差があった。効果が確認できたため、今後、ICTの活用を創設するなど、通いの場を充実したい。

質疑⑧：通いの場について、現在、コロナ禍により実施が制限されているが、通うことにより高い効果が予想されるのか。

回答⑧：フレイル等の他、精神面や栄養面など、直接的な介護以外にも効果があると思う。

意見②：介護関係については、役場や社協に相談すれば、すぐにサービスなどの情報を教えてくれるなど、良く対応されている。

意見③：要介護者等の情報は、周りの方が地域包括支援センターなどに繋ぐことも大切だと思う。民生委員などの役のある方だけではなく、地域での見守りが大切。社協でのつながり隊の機能も期待したい。

質疑⑨：認知症の家族のケアはどうか。

回答⑨：認知症の相談会を実施し、認知症に対する理解についても話をするなかで支援している。まずは、家族が認知症状態を認められるようにしていくことが大切である。

質疑⑩：介護者の心のケアに対しては、リフレッシュ事業や慰労金がある。また、ケアマネが月1回程訪問している。現状に対する見解は。

回答⑩：心のケアについては、個々の事情を聞くなかで個別対応をしている状況。家族への支援については少し足りない感もある。本人の考え方、家族の考え方があり、高齢化の時代において、家族皆仲良くというのは難しい事案もあると感じている。

意見④：老夫婦がとある店舗の駐車場でフラフラしている場面に遭遇したことがある。地域内での見守りの場合は、民生委員、社協、地域包括支援センターなどが関わってくれるが、地域外の場合など、連絡先がわからない方に接した場合、包括支援センターへ連絡するよう、回覧、区長会などで住民に周知してほしい。

質疑⑪：地域包括支援センターには保健師、主任ケアマネ、社会福祉士の配属が必要であり、現時点では3職種人員が揃っている。今後の人的体制の見通しは。

回答⑪：現在も職种的には足りているが、今後、保健師や社会福祉士にも主任ケアマネの資格を取得するよう推奨したい。また、重層的な相談や障害の相談などについて、連携して対応し、人員体制を検討したい。

質疑⑫：虐待関係についての状況は。

回答⑫：今年は通報数が減った。際どいケースもあるが、その都度、関係者と協議し、事実確認を行い対応している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 23 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算

質疑①：備品購入費の増額の要因は。

回答①：職員増に伴う車両購入のため。

質疑②：訪問看護事業収入と居宅介護支援事業収入は違うのか。

回答②：訪問看護と居宅介護支援の2つの事業がある。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 24 号 令和 4 年度飯綱町病院事業会計予算

質疑①：飯綱病院の今後の改修予定について。

回答①：機器の故障等による修繕については、随時対応している。今後、MRI・医療ガス・空調設備・管理棟ボイラー配管・屋根・院内の壁（損傷個所の修繕）・融雪装置・B棟エレベーターについて、大規模な修繕・更新が必要となる。緊急性のあるものから順に更新を行っていく予定である。

質疑②：管理棟の構造は。建物診断は行っているのか。

回答②：管理棟の構造は、鉄筋コンクリート造である。管理棟を含め、病院施設について、毎年、

建築基準法に基づく定期診断を行い、県に報告している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

13 番

14 番

1 番